

第1号

平成30年度

業 務 執 行 報 告

公益社団法人全国都市清掃会議

目 次

I 国の審議会等の検討状況	1
1-1. 中央環境審議会循環型社会部会	1
1-2. 食品リサイクル専門委員会	2
1-3-1. 家電リサイクル制度評価検討小委員会	3
1-3-2. 家電リサイクル法に係る回収促進等に関する検討会	3
1-3-3. 使用済家電の回収・再資源化等促進に向けた検討会	4
1-3-4. 家電リサイクル券の利便性向上に向けた意見交換・検討会	4
1-3-5. 使用済家電の不適正処理防止及び回収促進に向けた検討会	5
1-4. 小型電気電子機器リサイクル制度及び使用済製品中の有用金属の再生利用に関する小委員会	6
1-5-1. 容器包装の3R推進に関する小委員会	6
1-5-2. プラスチック資源循環戦略小委員会	6
1-5-3-1. 産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会	7
1-5-3-2. 産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会容器包装リサイクルワーキンググループ	7
1-6-1. 水銀廃棄物適正処理検討専門委員会	7
1-6-2. 水銀廃棄物の環境上適正な管理に関する検討会	7
1-7. 廃棄物処理制度専門委員会	7
2-1. 災害廃棄物対策推進検討会	8
2-2. 地域間協調ワーキンググループ	8
2-3. 一般廃棄物処理の災害時事業継続性に関する検討会議	9
3. 循環型社会形成推進交付金	10
4. 廃エアゾール製品等の排出時の事故防止について（通知）	11
5. プラスチック・スマートキャンペーン	11
6. 海洋ごみ対策に関する日本財団との連携について	11
7. プラスチック資源循環戦略の答申について	11
II 管理運営	11
1. 会議	11
1) 総会	11
2) 評議員会	13
3) 理事会	15
2. 大規模災害支援	18
III 調査研究事業	19
1. 廃棄物処理事業の経営及び技術等に関する調査研究	19
2. 要望・意見交換会等	19
3. 廃棄物処理に係る図書の出版	20

IV	普及啓発事業	21
1.	表彰等	21
1)	環境大臣表彰	21
2)	第41回会長表彰	21
3)	感謝状の贈呈	21
4)	表彰審査委員会	21
2.	研修会等	21
1)	自治体報告	21
2)	施設見学会	21
3)	第40回全国都市清掃研究・事例発表会	22
4)	廃棄物処理施設積算要領研修会	22
5)	循環型社会形成推進交付金等に係る説明会	22
3.	広報活動	23
1)	機関誌「都市清掃」	23
2)	3R活動の推進	23
4.	国際交流	23
1)	第37回海外廃棄物処理事情調査団	23
2)	海外廃棄物視察団の受入	23
5.	各地区協議会	24
V	技術指導相談事業	28
1.	技術指導相談事業	28
2.	廃棄物処理検証・確認事業	29
VI	適正処理困難廃棄物対策事業	30
1.	中央適正処理困難指定廃棄物対策協議会	30
2.	使用済み乾電池等広域回収・処理事業	30
VII	廃棄物処理プラント保険事業	32
VIII	資料	別冊
VIII-1	平成30年度要望書	別冊 1
VIII-2	(公社)全国都市清掃会議技術指導業務実績	別冊 29
VIII-3	第四次循環型社会形成推進基本計画の概要	別冊 32
VIII-4	廃棄物処理施設整備計画	別冊 33
VIII-5	平成30年度第2次補正予算(案)概要	別冊 35
VIII-6	2019年度環境省予算(案)事項別表	別冊 37
VIII-7	廃エアゾール製品等の排出時の事故防止について(通知)	別冊 43
VIII-8	「プラスチック・スマート」キャンペーン	別冊 49
VIII-9	海洋ごみ対策に関する日本財団との連携について	別冊 52
VIII-10	プラスチック資源循環戦略の答申について	別冊 55
VIII-11	全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会	別冊 57

I 国の審議会等の検討状況

1. 中央環境審議会循環型社会部会

中央環境審議会循環型社会部会の検討事項は、廃棄物処理及びリサイクル推進に係る重要な事項に関すること。循環型社会形成推進基本法の規定に基づく循環型社会形成推進基本計画に関することとなっている。

《開催日程》

第 1 回：平成 25 年 03 月 29 日（金）

↓

第 26 回：平成 30 年 04 月 20 日（金）

- ①次期環境基本計画について
- ②次期廃棄物処理施設整備計画について
- ③その他

- ・災害廃棄物対策指針の改定について
- ・平成 28 年熊本地震により発生した災害廃棄物処理の進捗状況について
- ・船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律案について
- ・PCB 廃棄物の期限内処理に係る状況について
- ・第 8 回アジア太平洋 3 R 推進フォーラムについて
- ・World Circular Forum 2018 について

第 27 回：平成 30 年 06 月 12 日（火）

- ①次期循環基本計画について (別冊 32 ページ掲載)
- ②次期廃棄物処理施設整備計画について (別冊 33 ページ掲載)
- ③その他
- ・G7 シャルルボワサミット結果報告

第 28 回：平成 30 年 7 月 18 日（火）

- ①プラスチック資源循環戦略小委員会の設置について
- ②その他
- ・太陽光発電設備のリユース・リサイクル・適正処分及び導入に当たっての環境配慮の推進について
- ・改正バーゼル法に係る関係省令等の公布について

《循環型社会部会の小委員会及び専門委員会》

- ①食品リサイクル専門委員会
- ②自動車リサイクル専門委員会
- ③家電リサイクル制度評価検討小委員会
- ④容器包装の 3R 推進に関する小委員会
- ⑤浄化槽専門委員会
- ⑥建設リサイクル専門委員会
- ⑦廃棄物処理基準等専門委員会
- ⑧小型電気電子機器リサイクル制度及び使用済製品中の有用金属の再生利用に関する小委員会
- ⑨水銀廃棄物適正処理検討専門委員会
- ⑩廃棄物処理制度専門委員会
- ⑪特定有害廃棄物等の輸出入等の規則の在り方に関する専門委員会

循環型社会を形成するための法体系



1-2. 食品リサイクル専門委員会

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号）の附則第 2 条において、「政府は、この法律の施行後 5 年を経過した場合において、この法律の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」とする規定に基づき、食品リサイクル制度について検討を行う。

《開催日程》

第 1 回：平成 18 年 8 月 28 日（月）

↓

第 15 回：平成 28 年 9 月 8 日（木）

第 16 回：平成 30 年 10 月 3 日（水）

- ①食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の施行状況
- ②その他

第 17 回：平成 30 年 11 月 12 日（月）

- ①関係者からのヒアリング
食品製造業・食品卸売業・食品小売業・外食産業・農業者・
地方公共団体（北九州市）・消費者団体
- ②その他

第 18 回：平成 30 年 11 月 26 日（月）

- ①これまでの意見等を踏まえた論点の整理
- ②その他

第 19 回：平成 30 年 12 月 17 日（月）

- ①今後の食品リサイクル制度のあり方について
- ②その他

第 20 回：平成 31 年 2 月 7 日（木）

- ①食品循環資源の再生利用等の促進に関する新たな基本方針について
- ②その他

1-3-1. 家電リサイクル制度評価検討小委員会

特定家庭用機器再商品化法に基づく家庭用機器のリサイクルに関する施行状況の点検等について検討を行う。

《開催日程》

第 1 回：平成 18 年 6 月 27 日（火）

↓

第 36 回：平成 29 年 12 月 4 日（月）

- ① 家電リサイクル法に基づくリサイクルの実施状況等について
- ② 平成 26 年度報告書に提言された取組のうち、回収率目標達成アクションプランの取組状況について
- ③ 平成 26 年度報告書に提言された取組のうち、回収率目標達成アクションプラン以外の取組状況について
- ④ 家電リサイクルに関係するその他の動きについて

第 37 回：平成 30 年 12 月 10 日（月）

- ① 家電リサイクル法に基づくリサイクルの実施状況等について
- ② 平成 26 年度報告書に提言された取組のうち、回収率目標達成アクションプランの取組状況について
- ③ 平成 26 年度報告書に提言された取組のうち、回収率目標達成アクションプラン以外の取組状況について
- ④ 家電リサイクルに関係するその他の動きについて

1-3-2. 家電リサイクル法に係る回収促進等に関する検討会

現在、当該アクションプランに基づいて関係主体において取組が進められているところ、関係主体における取組を更に効果的に実施するため、特に連携が必要な取組やより集中的に対応すべき取組をテーマとして、有識者や家電リサイクル制度の関係者等で構成される検討会を開催することで、関係主体の取組について情報・知見を共有するとともに、効果的な取組を行うために必要な知見を得ることを目的とする。

《検討事項》

- ①平成 29 年度に開催した家電リサイクル法に係る回収促進等に関する検討会の検討内容を踏まえて、経済産業省において講じた回収率向上のための施策に係る情報共有及び意見交換
- ②消費者及び事業者等に対する周知・広報を中心とした関係主体の取組に係る情報・知見の共有
- ③小売業者における特定家庭用機器廃棄物の収集運搬の在り方の検討
- ④そのほかの回収促進等に関する方策の検討

《開催日程》

第 1 回：平成 30 年 6 月 29 日（金）

- ①家電リサイクル法の施行状況等について
- ②経済産業省における回収率向上のための各般の取組について

- ③一般の消費者（排出者）に対する周知・広報について
- ④排出事業者に対する周知・広報について
- ⑤インターネット販売事業者・通信販売事業者関係について

第2回：平成30年10月29日（月）

- ①回収率向上のための周知広報について
- ②引越業者関係について
- ③インターネット販売事業者・通信販売事業者関係について

1-3-3. 使用家電の回収・再資源化等促進に向けた検討会

次期制度検討を見据えた使用済家電の回収・再資源化等の促進に関する必要な知見を得ることを目的とする。

《検討事項》

- ①社会情勢が家電リサイクル制度に与える影響
 - 1)高齢化の進展による退蔵されるストック量の変化
 - 2)生産年齢人口の減少
 - 3)新たに家電製品に付加された機能
 - 4)法が想定していない販売形態によって生じる影響
- ②「小売業者に引取義務が課せられていない廃家電」に係る回収体制の構築に関する状況
- ③家電リサイクルに関するその他の状況等

《開催日程》

第1回：平成30年7月3日（火）

- ①検討会の設置趣旨について
- ②家電リサイクル法の施行状況について
- ③社会情勢の変化が家電リサイクル制度に与える影響について
- ④「小売業者に引取義務が課せられていない廃家電」に係る回収体制の構築に関する状況について
- ⑤家電リサイクルに関するその他の状況等

第2回：平成30年10月19日（金）

- ①前回頂いたご意見及びそれに対応する検討の方向について
- ②「小売業者に引取義務が課せられていない廃家電」に係る回収体制の構築に関する調査状況について
- ③有機ELテレビに関する基礎情報について

1-3-4. 家電リサイクル券の利便性向上に向けた意見交換・検討会

平成26年10月に取りまとめられた「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」において、「国や製造業者等は、インターネット手続の活用を含め、郵便局における家電リサイクル券の運用改善など、消費者の利便性を高めるための方策を検討すべきである」とされた。

また、近年は関係主体の取組の成果もあり廃家電の引取台数が増加傾向である一方、小売業者（小売業者の委託を受けて廃家電の収集運搬を行う事業者を含む。）や指定引取場所の運営を行う事業者においては、引取台数の増加に応じた効率的な引取りの実施も課題となっている。

加えて、家電リサイクル法の施行後、社会における情報通信技術の普及が進むとともに、廃棄物処理法に関しては電子マニフェストの普及が進むなど、社会環境の変化や家電リサイクル

法に係る制度の運用状況の変化もみられる。

こうした状況を踏まえ、消費者（排出者）の排出利便性を高めるため、また、小売業者及び製造業者等における廃家電の引取り等を効率的に行うため、家電リサイクル券の利便性向上に向けた意見交換及び検討を行う。

《検討事項》

- ① 現行の家電リサイクル券制度に関する課題についての情報共有及び整理
- ② 現行の家電リサイクル券制度に関する運用改善策の検討
- ③ 上記の運用改善策により解消されると考えられる課題と残る課題の整理

《開催日程》

第1回：平成30年11月2日（金）

- ① 家電リサイクル法の概要等について
- ② 現行の家電リサイクル券制度の運用について
- ③ 家電リサイクル券の運用上の課題についての意見交換

第2回：平成31年2月18日（月）

- ① 排出事業者専有家電リサイクル券について
- ② 家電リサイクル券（グリーン券）の是非確認手続きについて
- ③ 家電リサイクル券に記載される個人情報等について

1-3-5. 使用済家電の不適正処理防止及び回収促進に向けた検討会

平成26年10月に中央環境審議会と産業構造審議会の合同会合でとりまとめられた「家電リサイクル制度の続行状況の評価・検討に関する報告書」や合同会合において提言された施策等に基づき、使用済家電の回収・再資源化等促進に向けた各種取組や検討が進められているところである。また、家電リサイクル制度は平成31年度中に前回見直しから5年が経過するところであるが、前回見直しの際の報告書（平成26年10月中環審・産構審）において、「今回の検討から5年後を目途に、制度検討を再度行うことが適当であるとされていることから、次の制度検討に向けた準備を随時進めていく必要がある。

このため、有識者や家電リサイクル制度の関係者等で構成される検討会を開催し、前回合同会合で指橋の多かった課題を中心に検討を行うことで、今後行われる予定の家電リサイクル制度の見直しに向け、各論点の検討材料を整理することを目的とする。

《検討事項》

- ① 違法回収業者・ヤード業者対応
- ② 「小売業者に引取義務が課せられていない廃家電」に係る回収体制の構築に向けた対応等

《開催日程》

第1回：平成31年2月19日（火）

- ① 第37回合同会合における不用品回収業者に関するご意見について
- ② 違法な不用品回収業者に関する対策について
- ③ 違法な不用品回収業者の広告への対策について

第2回：平成31年3月7日（木）

- ① 「小売業者に引取義務が課せられていない廃家電」に係る回収体制の構築状況等について
- ② 廃棄物処分業者における特定家庭用機器廃棄物の適正処理の状況について

1-4. 小型電気電子機器リサイクル制度及び使用済製品中の有用金属の再生利用に関する小委員会

使用済小型電気電子機器のリサイクルの在り方及び使用済製品中の有用金属の再生利用の在り方に関する事項について検討を行う。

《開催日程》

第 1 回：平成 23 年 3 月 31 日（木）

↓

第 16 回：平成 29 年 12 月 22 日（金）

第 17 回：平成 31 年 3 月 28 日（木）

①小型家電リサイクル制度の施行状況について

②小型家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討について

1-5-1. 容器包装の 3R 推進に関する小委員会

改正容器包装リサイクル法の可決・成立を受けて整備が必要な政省令事項を中心として、その他容器包装の 3R を一層推進するために必要な事項について、検討を行う。

《開催日程》

第 1 回：平成 18 年 8 月 1 日（火）

↓

第 18 回：平成 28 年 5 月 31 日（火）

1-5-2. プラスチック資源循環戦略小委員会

第 4 次循環型社会形成推進基本計画（平成 30 年 6 月 19 日閣議決定）を踏まえ、かつ「海洋プラスチック憲章」に掲げられた事項や数値目標も含め、プラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略の在り方について検討を行う。

《開催日程》

第 1 回：平成 30 年 8 月 17 日（金）

①プラスチックを取り巻く国内外の状況について

②プラスチック資源循環について

③その他

第 2 回：平成 30 年 9 月 19 日（水）

①関係者からのヒアリング

②その他

第 3 回：平成 30 年 10 月 19 日（金）

①プラスチック資源循環戦略（素案）について

②その他

第 4 回：平成 30 年 11 月 13 日（火）

①プラスチック資源循環戦略（案）について

②その他

第 5 回：平成 31 年 2 月 22 日（金）

①プラスチック資源循環戦略（案）について

②その他

1-5-3-1. 産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会

《開催日程》

書面審議 期 間：平成 31 年 2 月 15 日（金）

- 議 題：① WGにおける最近の活動状況等について
② 資源循環政策を巡る最近の動きについて
③ 意見交換

1-5-3-2. 産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会 容器包装リサイクルワーキンググループ

《開催日程》

書面審議 期 間：平成 30 年 9 月 27 日（木）～平成 30 年 10 月 11 日（木）

議 題：容器包装リサイクル法の義務量算定に係る量、比率について

1-6-1. 水銀廃棄物適正処理検討専門委員会

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）」に基づく水銀廃棄物の適正な処理等に関する事項について検討を行う。

1-6-2. 水銀廃棄物の環境上適正な管理に関する検討会

平成 25 年 10 月に採択・署名された水銀に関する水俣条約については、我が国も平成 28 年 2 月に締結し、平成 29 年 8 月に発効したところである。

今後国内外において水俣条約に基づく取組を実効性あるものとするべく、水銀廃棄物の環境上適正な管理を行うための技術的検討等を行うにあたり、専門家から助言を得るため、平成 30 年度水銀廃棄物の環境上適正な管理に関する検討会を設置する。

《開催日程》

第 1 回：平成 30 年 7 月 24 日（火）

- ①平成 30 年度の検討の進め方及びスケジュール
②水銀廃棄物の適正管理方策の検討
③既存の用途に利用する水銀使用製品への製品追加に伴う廃棄物処理法での対応
④国際的な水銀廃棄物の適正管理の推進

第 2 回：平成 30 年 12 月 25 日（木）

- ①水銀廃棄物の適正管理方策の検討について
②廃水銀等の処理技術の検証について
③国際的な水銀廃棄物の適正管理の推進について

第 3 回：平成 31 年 3 月 18 日（月）

- ①水銀廃棄物の適正管理方策の検討について
②廃水銀等の処理技術の検証について

1-7. 廃棄物処理制度専門委員会

現行の廃棄物処理法に基づく廃棄物の排出抑制、適正な処理等に関する施行状況の点検及び評価を行い、必要に応じ、環境の保全を前提とした循環型社会形成の一層の推進に向けた当該排出抑制、適正な処理等の促進方策について総合的な検討を行う。

《開催日程》

第 1 回：平成 28 年 5 月 19 日（木）

↓
第9回：平成29年11月2日（木）

2-1. 災害廃棄物対策推進検討会

環境省では、南海トラフ巨大地震や首都直下地震等、東日本大震災以上の規模の自然災害に備え、平成25年度から平成27年度まで「大規模災害発生時における災害廃棄物対策検討会」を、平成28年度から「災害廃棄物対策推進検討委員会」を開催し、災害廃棄物処理システムの強靱化に関する総合的な対策の検討を進め、その成果及び今後取り組むべき課題を「災害廃棄物対策に関して今後検討すべき事項とその進め方について（平成30年3月）」としてとりまとめた。

平成30年度は、これらの成果を踏まえ、平成30年7月豪雨における災害廃棄物処理の実績の蓄積及び検証を行うとともに、災害廃棄物の処理の具体化を進め、技術資料等としてとりまとめること等を目的として検討会を開催する。

《開催日程》

懇談会：平成30年9月6日（木）

- ①平成30年7月豪雨による被害の状況について
- ②環境省の対応状況について
- ③災害廃棄物の処理方針について
- ④今後の検討課題について
- ⑤その他

第1回：平成30年12月18日（火）

- ①検討会の目的及び開催要綱等について
- ②近年の自然災害における災害廃棄物対策について
- ③ワーキンググループにおける検討状況について
 - ・技術・システム検討ワーキンググループ
 - ・地域間協調ワーキンググループ
- ④その他

第2回：平成31年3月11日（月）

- ①技術・システム検討ワーキンググループにおける検討
- ②地域間協調ワーキンググループにおける検討
- ③近年の自然災害における災害廃棄物対策について
- ④災害廃棄物処理計画の策定状況及び今後の策定率向上に向けた取組
- ⑤環境本省・地方環境事務所の取組
- ⑥今後取り組むべき事項とその進め方（案）
- ⑦その他

2-2. 地域間協調ワーキンググループ

環境省では、南海トラフ巨大地震や首都直下地震等、東日本大震災以上の規模の自然災害（以下「大規模災害」という。）に備え、平成25年度から平成27年度まで「大規模災害発生時における災害廃棄物対策検討会」を、平成28年度から「災害廃棄物対策推進検討委員会（以下「検討会」という。）」を開催し、災害廃棄物処理システムの強靱化に関する総合的な対策の検討を進めてきた。平成29年度は平成28年度にとりまとめられた提言「災害廃棄物対策に関して今後検討すべき事項とその進め方について（平成29年3月）」を受け、①災害廃棄物対策指針の改定、②全国各地で発生した非常災害を中心に災害廃棄物処理に関する実績の蓄積・検証、

③災害時の廃棄物処理を見据えた地域間協調のあり方、④その他災害廃棄物処理システムや技術等に関する事項についての検討を行い、その成果及び今後取り組むべき課題を「災害廃棄物対策に関して今後検討すべき事項とその進め方について（平成 30 年 3 月）」としてとりまとめた。

これらの成果も踏まえ、平成 30 年 7 月豪雨の初動対応における検証を行い、今後の処理計画の策定・充実化や大規模災害に備えた課題の整理を行うこと等により、検討会の円滑な議論に資することを目的として開催する。

〈検討項目〉

- ①平成 30 年 7 月豪雨を踏まえた被災自治体の災害廃棄物処理計画の検証
- ②平成 30 年 7 月豪雨で岡山県倉敷市真備町において路上に片付けごみが堆積した事例の検証、人員や収集運搬車両の配置計画と速やかな応援要請を行うために必要な事前の検討事項の整理
- ③現地支援チームのオペレーションマニュアルの作成に資する検討

〈開催日程〉

第 1 回：平成 30 年 11 月 1 日（木）

- ①地域間協調ワーキンググループにおける検討事項について
- ②平成 30 年 7 月豪雨の被災自治体の災害廃棄物処理計画の記載内容の検討方法
- ③岡山県倉敷市真備町における片づけごみの処理事例の検討方法
- ④現地支援チームのオペレーションマニュアルの作成に向けた検討

第 2 回：平成 30 年 11 月 29 日（木）

- ①第 1 回 WG における意見と対応
- ②平成 30 年 7 月豪雨の被災自治体の災害廃棄物処理計画の記載内容の検証
- ③片付けごみの回収戦略に関する検討
- ④現地支援チームのオペレーションマニュアルの作成に向けた検討

第 3 回：平成 31 年 2 月 14 日（木）

- ①第 2 回 WG における意見と対応
- ②同時多発化する自然災害時における効果的な支援のあり方について
- ③片付けごみの回収戦略に関する検討
- ④平成 30 年 7 月豪雨の被災自治体の災害廃棄物処理計画の記載内容の検証
- ⑤現地支援チームのオペレーションマニュアルの作成に向けた検討

2-3. 一般廃棄物処理の災害時事業継続性に関する検討会議

平成 28 年熊本地震や平成 30 年 7 月豪雨等では、生活ごみや災害廃棄物が道路端等に山積みとなったこと等、災害廃棄物処理を含む一般廃棄物処理に混乱が生じた。災害時においても公衆衛生の確保及び生活環境の保全の観点から、一般廃棄物処理事業の継続性確保は極めて重要である。

災害廃棄物の処理については、「災害廃棄物対策指針（平成 26 年 3 月策定、平成 30 年 3 月改定）」を基に、市町村において災害廃棄物処理計画の策定が進められている。一方で、一般廃棄物処理については、「ごみ処理基本計画策定指針（平成 5 年策定、平成 28 年 9 月改定）」が定められたものの、市町村における一般廃棄物処理事業の継続対策の検討は進んでいないのが現状である。

一般廃棄物処理事業の継続性確保について基本的事項及び検討方法等を定めた、一般廃棄物処理に関する「災害時初動対応ガイドライン（仮称）」を策定するために、策定に必要な事項等に対して専門的な助言等を行うことを目的として本有識者会議を設置する。

《検討項目》

- ①災害時初動対応ガイドライン（仮称）の対象範囲
- ②災害時初動対応ガイドライン（仮称）の構成、内容

《開催日程》

第1回：平成30年10月16日（火）

- ①検討会議について
- ②一般廃棄物処理の事業継続について
- ③災害時初動対応ガイドライン（仮称）に関する基本事項について
- ④下水道BCPの事例紹介について
- ⑤ガイドライン（骨子）について
- ⑥その他

第2回：平成30年12月17日（月）

- ①ガイドライン（案）について
- ②参考資料（案）について
- ③その他 第3回検討会議の日程

第3回：平成31年2月8日（金）

- ①一般廃棄物初動対応マニュアル作成の手引き（案）について
- ②参考資料集について

3. 循環型社会形成推進交付金

循環型社会形成推進交付金は、廃棄物の適正処理やリサイクルの促進、災害廃棄物処理対策など循環型社会の推進という観点から見て、市町村が推進している一般廃棄物処理施設の整備に不可欠の予算である。

特に、平成2年度以降は、ダイオキシン対策のために緊急かつ集中的に施設整備が全国でなされたところであるが、そのとき整備・更新された一般廃棄物処理施設（耐用年数は概ね20年程度）の多くは老朽化が進み、更新時期を迎えている状況にある。

全国都市清掃会議は、老朽化施設の建て替え需要に見合った循環型社会形成推進交付金の確保に向け、あらゆる機会を捉え取り組みを進めているところである。

《一般廃棄物処理施設整備に係る事業予算一覧表》

単位：百万円

	29年度予算		30年度予算		31年度 予算	
	当初	補正	当初	2次補正		
循環型社会形成推進交付金	26,500	44,756	26,725	47,000	32,960	A
廃棄物処理施設整備交付金	3,000	534	2,790		2,590	B
二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金	21,740		25,740		25,950	C
小計	51,240	45,290	55,255	47,000	61,500	
東日本大震災復興対策特別会計	12,134		24,893		25,552	
合計	63,374	45,290	80,148		87,052	

注記：Aは、公共・従来型交付金

Bは、非公共・大規模災害に備えた廃棄物処理体制検討・拠点整備事業

Cは、エネルギー特別会計・廃棄物処理施設を核とした地域循環圏構築促進事業

《平成 30 年度環境省第 2 次補正予算（案）概要》

- ・循環型社会形成推進交付金（廃棄物処理施設分）（別冊 35 ページ掲載）

《平成 31 年度環境省予算（案）》

- ・廃棄物処理施設整備に係る事業予算

① 2019 年度環境省予算（案）事項別表（一般会計）（抜粋）（別冊 37 ページ掲載）

- ・大規模災害に備えた廃棄物処理体制検討・拠点整備事業

- ・循環型社会形成推進交付金（廃棄物処理施設分）

② 2019 年度環境省予算（案）事項別表（エネルギー対策特別会計）（抜粋）

（別冊 40 ページ掲載）

- ・廃棄物処理施設への先進的設備導入推進事業

③ 2019 年度環境省予算（案）事項別表（東日本大震災復興特別会計）（別冊 42 ページ掲載）

- ・廃棄物処理施設整備に係る必要な経費

4. 廃エアゾール製品等の排出時の事故防止について（通知）（別冊 43 ページ掲載）

5. プラスチック・スマートキャンペーン（別冊 49 ページ掲載）

6. 海洋ごみ対策に関する日本財団との連携について（別冊 52 ページ掲載）

7. プラスチック資源循環戦略の答申について（別冊 55 ページ掲載）

II 管理運営

1. 会議

1) 総会

(1) 定時総会

日 時：平成 30 年 5 月 24 日（木） 10：00～16：30

開 催 市：佐賀市（佐賀県）

場 所：ホテルグランデはがくれ

挨拶：全都清会長（横浜市資源循環局長）・開催市（佐賀市副市長）

来賓祝辞：環境省、佐賀県、佐賀市議会

第40回会長表彰：功労賞受賞者 19 団体 44 名

感謝状贈呈：11 名

講 話：最近の廃棄物行政の動向（環境省廃棄物・リサイクル対策課長）

議長選出：佐賀市環境部長

議事録署名人：久留米市（福岡県）、宮崎市（宮崎県）

議 事

第 1 号 平成 29 年度業務執行報告

大熊専務理事より資料に基づき、国の審議会等の検討状況及び全都清の主な業務の執行状況について説明があった。説明のとおり満場一致で了承。

第 2 号 各地区協議会提出要望事項について

各地区協議会より提出された要望事項 124 件について、代表都市より提出要望事項に係る趣旨説明があった。審議の結果、各地区協議会より提出された要望事項について採択することを満場一致で決定。

第 3 号 決議について

事務局より 124 件の要望事項に基づく要望書の作成・整理については理事会に、要望の時期・要望先については会長にそれぞれ一任いただくということでの決議案の提案があった。提案のとおり満場一致で決定。

第 4 号 平成 29 年度決算について

事務局より平成 29 年度決算について、収支計算書、貸借対照表、正味財産増減計算書等に基づき説明があった。これを受けて監事から監査結果の説明があった。審議の結果、説明のとおり満場一致で了承。

第 5 号 理事・監事及び評議員の選任について

事務局より任期満了に伴う理事・監事及び評議員の候補者について、定時総会資料 I に記載のとおり提案があった。

理 事	福山一男	満場一致で決定。	理 事	北辻卓也	満場一致で決定。
理 事	大澤太郎	満場一致で決定。	理 事	門田和宏	満場一致で決定。
理 事	大熊洋二	満場一致で決定。	理 事	平木浩昭	満場一致で決定。
理 事	高田敏和	満場一致で決定。	理 事	遠藤守也	満場一致で決定。
理 事	菅原英彦	満場一致で決定。	理 事	新井 仁	満場一致で決定。
理 事	米満 実	満場一致で決定。	理 事	古瀬清美	満場一致で決定。
理 事	長浜裕子	満場一致で決定。	理 事	櫻井晴英	満場一致で決定。
理 事	水野裕之	満場一致で決定。	理 事	山田哲士	満場一致で決定。
理 事	清水雅範	満場一致で決定。	理 事	奥田晴久	満場一致で決定。
理 事	和田厚志	満場一致で決定。	理 事	大西高史	満場一致で決定。
理 事	近藤 晃	満場一致で決定。	理 事	吉村隆一	満場一致で決定。
理 事	宮崎忠彦	満場一致で決定。	理 事	原 靖彦	満場一致で決定。
理 事	飯島二郎	満場一致で決定。	監 事	石原正人	満場一致で決定。
監 事	石角義行	満場一致で決定。	監 事	田中清吾	満場一致で決定。

- 評議員 湯浅隆幸から中西 仁までの100名について、満場一致で決定。
- 第6号 平成30年度事業計画及び収支予算について
事務局より平成30年度事業計画及び収支予算について、予算の基本方針及び事業計画並びに収支予算の説明があった。説明のとおり満場一致で了承。
- 第7号 平成31年度定時総会及び春季評議員会の開催都市について
事務局より平成31年度定時総会及び春季評議員会の開催都市について、関東地区協議会より川崎市で決定した旨の回答があったことの説明があった。説明のとおり満場一致で了承。

(2) 臨時総会

- 日 時：平成30年10月25日（木） 13：30～16：30
開 催 市：岡山市
場 所：ホテルグランヴィア岡山
挨 拶：全都清会長（横浜市資源循環局長）
講 話：最近の廃棄物行政の動向
(環境省環境再生・資源循環局適正処理推進課課長補佐)

議長 選出：岡山市環境局長

議事録署名人：笠岡市（岡山県）、高知市（高知県）

議 事

- 第1号 平成30年度上期業務執行報告
大熊専務理事より5月開催の定時総会以降の業務執行状況等について、資料に基づき説明があった。説明のとおり了承。
- 第2号 平成30年度上期収支状況報告について
事務局より平成30年度上期収支状況について、平成30年度上期収支状況総括表に基づき、例年とほぼ同様の状況であることの説明があった。説明のとおり了承。
- 第3号 平成30年度補正予算について
事務局より平成30年度補正予算について、平成30年度補正予算書総括表に基づき、資金需要に係る借入金5,000万円に関する補正予算であることの説明があった。説明のとおり了承。
- 第4号 平成31年度事業計画及び予算の考え方について
事務局より平成31年度事業計画及び予算の考え方に係る基本方針、事業計画及び予算の考え方について資料に基づき説明があった。説明のとおり了承。
- 第5号 その他（平成31年度秋季評議員会開催都市について）
事務局より平成31年度秋季評議員会の開催都市は、評議会開催要綱に定める順番表により北陸東海地区協議会内の都市となっていること。北陸東海地区協議会から開催都市を四日市市（三重県）に決定した旨の回答があったことの説明があった。説明のとおり了承。

2) 評議員会

(1) 春季評議員会

- 日 時：平成30年5月23日（水） 14：30～16：00
開 催 市：佐賀市（佐賀県）
場 所：ホテルグランデはがくれ
挨 拶：全都清会長（横浜市資源循環局長）・開催市（佐賀市環境部長）
議長 選出：熊本市環境局資源循環部長
議事録署名人：大分市（大分県）、鹿児島市（鹿児島県）
議 事

- 第1号 平成29年度業務執行報告について

大熊専務理事より資料に基づき、国の審議会等の検討状況及び全都清の主な務の執行状況について説明があった。説明のとおり了承。

- 第2号 各地区協議会提出要望事項について
事務局より各地区協議会より提出された要望事項124件を4つの大項目に整理し取りまとめたこと。総会では、代表都市14団体より提出要望事項に係る趣旨説明を行ってもらうことの説明があった。説明のとおり了承。
- 第3号 決議について
事務局より各地区協議会より提出された要望事項124件について、代表都市14団体より提出要望事項に係る趣旨説明を総会において行ってもらった後、総会決議を行うこと。決議に基づく要望の時期及び要望先の取り扱いについては会長に、要望書の整理については理事会に一任していただくという前提での決議を行うことの説明があった。説明のとおり了承。
- 第4号 平成29年度決算について
事務局より平成29年度決算について、収支計算書、貸借対照表、正味財産増減計算書等に基づき説明があった。これを受けて監事から監査結果の説明があった。説明のとおり了承。
- 第5号 理事・監事及び評議員の選任について
事務局より任期満了に伴う理事・監事及び評議員の選任について、定時総会資料I記載の候補者が各地区協議会より推薦され、5月24日開催の定時総会に提案することの説明があった。説明のとおり了承。
- 第6号 平成30年度事業計画及び収支予算について
事務局より平成30年度事業計画及び収支予算について、予算の基本方針及び事業計画並びに収支予算の説明があった。説明のとおり了承。
- 第7号 平成31年度定時総会及び春季評議員会の開催都市について
事務局より平成31年度定時総会及び春季評議員会の開催都市について、関東地区協議会より川崎市で決定した旨の回答があったことの説明があった。説明のとおり了承。

(2) 秋季評議員会

日 時：平成30年10月25日（木）11：00～12：30

開 催 市：岡山市

場 所：ホテルグランヴィア岡山

挨 拶：全都清会長（横浜市資源循環局長）・開催市（岡山市長）

来 賓 挨 拶：環境省、佐賀県、岡山市議会

議 長 選 出：高松市環境局長

議事録署名人：倉敷市（岡山県）、下関市（山口県）

議 事

- 第1号 臨時総会の開催について
事務局より秋は秋季評議員会での開催であったが、今年度も昨年度と同様に、技術指導相談事業の契約件数の増加等による一時的支出の増加が見込まれることによる「補正予算」の案件が生じたことに加え、循環型社会形成推進交付金、個別リサイクル法に係る動向などについての情報提供等を行うため、できる限り多くの会員に参加をいただけるよう臨時総会を開催することの説明があった。説明のとおり了承。
- 第2号 平成30年度上期業務執行報告
大熊専務理事より5月開催の春季評議員会以降の業務執行状況等について、資料に基づき説明があった。説明のとおり了承。
- 第3号 平成30年度上期収支状況報告について
事務局より平成30年度上期収支状況報告について、平成30年度上期収支

状況総括表に基づき、例年とほぼ同様の状況であることの説明があった。説明のとおり了承。

第4号 平成30年度補正予算について

事務局より平成30年度補正予算について、平成30年度補正予算書総括表に基づき、資金需要に係る借入金5,000万円に関する補正予算であることの説明があった。説明のとおり了承。

第5号 平成31年度事業計画及び予算の考え方について

事務局より平成31年度事業計画及び予算の考え方に係る基本方針、事業計画及び予算の考え方について資料に基づき説明があった。説明のとおり了承。

第6号 平成31年度秋季評議員会の開催都市について

事務局より平成31年度秋季評議員会の開催都市は、評議会開催要綱に定める順番表により北陸東海地区協議会内の都市となっていること。北陸東海地区協議会から開催都市を四日市市（三重県）に決定した旨の回答があったことの説明があった。説明のとおり了承。

3) 理事会

平成30年度第1回理事会

日時：平成30年4月24日（火） 14：30～15：45

場所：日比谷松本楼

議事

- (1) 代表理事・業務執行理事に係る業務執行報告について
代表理事・業務執行理事より1月18日開催の理事会以降の業務執行状況について報告があった。報告のとおり了承。
- (2) 平成30年度会長感謝状について
事務局より平成30年度会長感謝状候補者11名について説明があった。説明のとおり決定。
- (3) 平成29年度決算について
事務局より平成29年度決算について、収支決算書（総括表）に基づき説明があった。説明のとおり了承。
- (4) 平成30年度事業計画及び収支予算について
事務局より平成30年度事業計画及び収支予算について、予算の基本方針及び事業計画並びに収支予算の説明があった。説明のとおり了承。
- (5) 会員の入退会について
事務局より入会4（正会員4団体）、退会5（正会員2団体、特別会員（個人）3名）について説明があった。説明のとおり了承。

平成30年度第2回理事会

日時：平成30年5月23日（水） 13：00～13：30

場所：ホテルグランデはがくれ（佐賀市）

議事

- (1) 業務執行報告
代表理事及び業務執行理事より4月24日開催の理事会以降の業務執行状況について報告、報告のとおり了承。
- (2) 各地区協議会提出要望事項について
事務局より各地区協議会より提出された要望事項124件を4つの大項目に整理し取りまとめたこと。総会では、代表都市14団体より提出要望事項に係る趣旨説明を行ってもらうことの説明があった。説明のとおり了承。

- (3) 決議について
事務局より各地区協議会より提出された要望事項 124 件について代表都市 14 団体より提出要望事項に係る趣旨説明を総会において行った後、総会決議を行うこと。決議に基づく要望の時期及び要望先の取り扱いについては会長に、要望書の整理については理事会に一任していただくという前提での決議を行うことの説明があった。説明のとおり了承。
- (4) 理事・監事及び評議員の選任について
事務局より任期満了に伴う理事・監事及び評議員の選任について、定時総会資料 I に記載の候補者が各地区協議会より推薦があったこと、この後開催される春季評議員会、5 月 24 日に開催される定時総会に提案すること、総会において役員を選任が了承された場合の会長等については、定時総会終了後に理事会を開催し、従前のおり会長 福山一男（横浜市資源循環局長）、副会長 北辻卓也（大阪市環境局長）、副会長 大澤太郎（川崎市環境局長）、副会長 門田和宏（岡山市環境局長）、専務理事 大熊洋二で決定したいと考えていることの説明があった。説明のとおり了承。
- (5) 平成 31 年度定時総会及び春季評議員会の開催都市について
事務局より平成 31 年度定時総会及び春季評議員会の開催都市について、関東地区協議会より川崎市で決定した旨の回答があったことの説明があった。説明のとおり了承。
- (6) 平成 30 年度春季評議員会及び定時総会の進め方についてについて
事務局より資料に基づき平成 30 年度春季評議員会及び定時総会の進め方の進め方について説明があった。説明のとおり了承。

平成 30 年度第 3 回理事会

日 時：平成 30 年 5 月 24 日（木） 16：30～16：40

場 所：ホテルグランデはがくれ（佐賀市）

議 事：会長、副会長、専務理事について

会長に福山一男理事、副会長に北辻卓也理事、大澤太郎理事、門田和宏理事、専務理事に大熊洋二理事を満場一致で決定。

平成 30 年度書面決議による理事会

依 頼 日：平成 30 年 7 月 20 日（金）

提案可決日：平成 30 年 7 月 26 日（木）

提 案 者：専務理事 大熊洋二

提案内容：①平成 30 年度要望書について

②平成 30 年度会長感謝状について

③平成 30 年度理事会・秋季評議員会・臨時総会について

以上を提案。提案のとおり承認された。

平成 30 年度第 4 回理事会

日 時：平成 30 年 10 月 25 日（木） 10：00～10：40

開催場所：ホテルグランヴィア岡山（岡山市）

議 事

- (1) 代表理事・業務執行理事業務執行報告について

代表理事より前回（5 月 24 日）開催の理事会以降の業務執行状況等について説明があった。続いて、業務執行理事より前回（5 月 24 日）開催の理事会以降の業務執行状況等について説明があった。説明のとおり了承。

- (2) 平成 30 年度上期収支状況報告について
事務局より平成 30 年度上期収支状況報告について、平成 30 年度上期収支状況総括表に基づき、例年とほぼ同様の状況であることの説明があった。説明のとおり了承。
- (3) 平成 30 年度補正予算について
事務局より平成 30 年度補正予算について、平成 30 年度補正予算書総括表に基づき、資金需要に係る借入金 5,000 万円に関する補正予算で、借入先はみずほ銀行の神田支店、借入期間は平成 30 年 12 月 3 日より平成 31 年 4 月 30 日であることの説明があった。説明のとおり了承。
- (4) 平成 31 年度事業計画及び予算の考え方について
事務局より平成 31 年度事業計画及び予算の考え方に係る基本方針、事業計画及び予算の考え方について資料に基づき説明があった。説明のとおり了承。
- (5) 平成 31 年度秋季評議員会開催都市について
事務局より平成 31 年度秋季評議員会の開催都市は、評議会開催要綱に定める順番表により北陸東海地区協議会内の都市となっていること。北陸東海地区協議会から開催都市を四日市市（三重県）に決定した旨の回答があったことの説明があった。説明のとおり了承。
- (6) 平成 30 年度秋季評議員会及び臨時総会の進め方について
事務局より資料に基づき、平成 30 年度秋季評議員会及び臨時総会の進め方について説明があった。説明のとおり了承。
- (7) 会員の入退会について
事務局より資料に基づき、入会会員 1 団体（賛助会員 1）について説明があった。説明のとおり了承。

平成 30 年度第 5 回理事会

日 時：平成 31 年 1 月 21 日（月） 14：30～15：30

開催場所：東海大学校友会館

議 事

- (1) 代表理事・業務執行理事業務執行報告について
福山会長より平成 30 年度第 4 回理事会、臨時総会以降に係る業務執行報告があった。引き続き大熊専務理事より平成 30 年度第 4 回理事会、臨時総会以降の業務執行について資料に基づき説明があった。説明のとおり了承。
- (2) 第 42 回会長表彰について
事務局より平成 31 年度（第 42 回）会長表彰候補者 334 名（功労賞 38 名、勤続賞 296 名）について説明があった。説明のとおり決定。
- (3) 平成 31 年度定時総会開催日程について
事務局より平成 31 年度定時総会開催日程を平成 31 年 5 月 22 日（水）、23 日（木）、24 日（金）、川崎市の川崎市コンベンションホールにて開催する旨の説明があった。説明のとおり決定。
- (4) 平成 30 年度収支見込について
事務局より平成 30 年度収支見込について、平成 30 年度収支決算見込書総括表に基づき説明があった。説明のとおり了承。
- (5) 平成 31 年度事業計画及び収支予算について
事務局より平成 31 年度事業計画及び収支予算について資料に基づき説明があった。説明のとおり決定。
- (6) 会員の入退会について
事務局より資料に基づき、入会会員 1（賛助会員 1）、退会会員 4（正会員 1、賛助会員 2、特別会員（個人）1）について説明があった。説明のとおり了承。

2. 大規模災害支援

平成 30 年度も大規模災害にみまわれた被災地域に対して、環境省の要請に基づき、会員の協力を得て、できる限りの支援活動を行った。

◆平成 30 年 7 月豪雨に係る支援活動

支 援 先：倉敷市（岡山県）、総社市（岡山県）、呉市（広島県）、
東広島市（広島県）、海田町（広島県）、坂町（広島県）、
大洲市（愛媛県）、久留米市（福岡県）

支 援 内 容：災害廃棄物の処理等

支援協力団体：横浜市、川崎市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、
大阪市、堺市、神戸市、高松市、高知市、北九州市、福岡市、
長崎市、大分市、熊本市、鹿児島市

◆台風 21 号に係る支援活動

支 援 先：和泉市（大阪府）

支 援 内 容：集積所から仮置場への収集運搬業務

支援協力団体：奈良市

◆平成 30 年北海道胆振東部地震に係る支援活動

支 援 先：厚真町、安平町、むかわ町（北海道）

支 援 内 容：可燃性の災害廃棄物の受入

支援協力団体：苫小牧市

Ⅲ 調査研究事業

1. 廃棄物処理事業の経営及び技術等に関する調査研究

1) 定時総会決議に基づく要望書の取りまとめ

平成 30 年度定時総会において決議された 4 項目 124 件の要望事項について、国等への要望を実施するにあたり、要望書としての取りまとめ及び取り扱いについて、理事都市と協議を行った。

第 1 回：平成 30 年 7 月 6 日（金）第一次案

第 2 回：平成 30 年 7 月 13 日（金）第二次案

第 3 回：平成 30 年 7 月 20 日（金）最終案

2) 総務委員会（平成 30 年度第 1 回）

日時：平成 31 年 1 月 16 日（水）15：00～16：30

場所：TKP 東京駅日本橋カンファレンスセンター

議事：① 平成 31 年度（第 42 回）会長表彰について

② 平成 30 年度収支決算見込について

③ 平成 31 年度事業計画及び収支予算について

④ 平成 31 年度定時総会開催日程について

⑤ 平成 30 年度業務執行状況について

⑥ 会員の入退会状況について

⑦ その他

3) 平成 30 年度使用済み二輪車（オートバイ）に関する自治体アンケート調査

（廃棄物関係団体受託事業）

本調査は、自治体における、使用済み二輪車引取実態、二輪車リサイクル自主取組の認知度、システムの利用に関する意思、放置車両・不法投棄車両の発生台数を把握し、二輪車リサイクルシステム運営に活かすとともに、産業構造審議会産業技術分科会廃棄物・リサイクル小委員会自動車リサイクルワーキンググループ、中央環境審議会循環型社会部会自動車リサイクル専門委員会に報告することを目的とする。

2. 要望・意見交換会等

1) 超党派「資源リサイクル推進議員連盟」分科会

資源リサイクル推進議員連盟分科会において、古紙持ち去り事案に対する提言、非鉄金属関係のリサイクルに関する課題、家具リサイクルについて関係団体からの聴取並びに議論が実施された。全都清から大熊専務理事が出席し、廃スプリングマットレスの処理状況等について説明を行った。

開催日時：平成 30 年 6 月 13 日（水）14：00～

開催場所：衆議院第 1 議員会館

全都清出席者：専務理事・事務局長・循環型社会形成推進部課長

分科会次第：①古紙持ち去り事案に対する提言

②非鉄金属関係のリサイクルに関する課題について

③家具リサイクルについての意見交換

④意見交換

2) 総会決議に基づく要望・意見交換会

平成 30 年度定時総会の決議に基づき、廃棄物処理事業を推進する上で直面する諸課題について政府・与党等に対して要望書を提出した。また、環境省はじめ関係省庁と意見交換等を実施した。

(1) 平成 30 年度定時総会決議に基づく要望

要望日：平成 30 年 7 月 31 日（火）、8 月 2 日（木）、8 月 3 日（金）

要望先

①政府・与党：自民党、公明党

②関係省庁

環境省、経済産業省、資源エネルギー庁、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、財務省、国税庁、総務省

③関係団体

全国市長会、全国町村会、全国知事会、主婦連合会、（一財）消費科学センター、全国地域婦人団体連絡協議会、（一財）日本消費者協会、（公社）日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会、日本商工会議所、（公社）日本通信販売協会、日本百貨店協会、日本チェーンストア協会、（一社）新日本スーパーマーケット協会、プラスチック容器包装リサイクル推進協議会、紙製容器包装リサイクル推進協議会、スチール缶リサイクル協会、アルミ缶リサイクル協会、PETボトルリサイクル推進協議会、ガラスびんリサイクル促進協議会、飲料用紙リサイクル協議会、段ボールリサイクル協議会、（一社）全国清涼飲料工業会、日本醤油協会、（一財）家電製品協会、（一社）電子情報技術産業協会、（一社）パソコン 3 R 推進協会、（一社）日本エアゾール協会、（一社）日本ガス石油機器工業会、全日本ベッド工業会

要望事項：①廃棄物処理施設整備等廃棄物行政に対する財政措置の強化拡充

②リサイクル関連法の推進

③適正処理困難廃棄物対策の促進

④廃棄物の適正処理等の推進

（別冊 2 ページ参照）

注記：要望先に応じて、要望事項①から④を選択し提出。

3) 平成 30 年度定時総会の決議に基づく意見交換会

平成 30 年度定時総会の決議に基づき、廃棄物処理事業を推進する上で直面する諸課題について要望書に基づき関係省庁と意見交換を実施した。

実施日：平成 30 年 7 月 31 日（火）

実施先：①環境省環境再生・資源循環局

②経済産業省産業技術環境局資源循環経済課

③経済産業省商務情報政策局環境リサイクル室

4) 予算・税制等に関する政策懇談会

自由民主党において開催された「予算・税制等に関する政策懇談会」において、予算・税制・一般政策の要望聴取と意見交換が実施された。全都清より稲垣事務局長が出席し、循環型社会形成推進交付金の確保等について要望した。

開催日時：平成 30 年 11 月 8 日（木） 17：00～18：20

開催場所：自由民主党本部

提出要望書：廃棄物処理施設整備等廃棄物行政に対する財政措置の拡充強化に関する要望（別冊 6～10 ページ参照）

3. 廃棄物処理に係る図書の出版

1) 廃棄物処理施設整備実務必携（平成 29 年度版） 発行：平成 30 年 6 月

IV 普及啓発事業

1. 表彰等

1) 環境大臣表彰（平成 30 年度循環型社会形成推進功労者等）

日 時：平成 30 年 11 月 22 日（木）

場 所：東京国際フォーラム

受賞者：181 名

2) 第 41 回会長表彰

(1) 功 勞 賞 44 名（平成 30 年度定時総会において表彰）

(2) 勤 続 賞 296 名（平成 30 年度各地区協議会総会等において表彰）

3) 感謝状の贈呈 11 名（平成 30 年度定時総会において贈呈）

4) 表彰審査委員会

第 102 回表彰審査委員会

日 時：平成 30 年 10 月 12 日（金） 14 : 00 ~ 15 : 15

場 所：全国都市清掃会議 会議室

議 事：①第 42 回会長表彰の実施について

②第 42 回会長表彰勤続賞の地区別推薦人員について

③その他

第 103 回表彰審査委員会

日 時：平成 31 年 1 月 16 日（水） 13 : 30 ~ 14 : 30

場 所：TKP 東京駅日本橋カンファレンスセンター

議 事：①前回委員会以降の経過について

②第 42 回会長表彰各賞候補者の審査について

③会長感謝状について

④その他

2. 研修会等

1) 自治体報告

①平成 30 年度定時総会

日 時：平成 30 年 5 月 24 日（木） 15 : 30 ~ 16 : 30

開 催 市：佐賀市（佐賀県）

場 所：ホテルグランデはがくれ

演 題：地域資源の好循環から低炭素社会へ

講 師：佐賀市環境部理事

参加人数：250 名

②平成 30 年度臨時総会

日 時：平成 30 年 10 月 25 日（木） 15 : 30 ~ 16 : 30

開 催 市：岡山市（岡山県）

場 所：ホテルグランヴィア岡山

演 題：岡山市の清掃事業の概要等について

講 師：岡山市環境局環境部環境事業課長

参加人数：190 名

2) 施設見学会

①平成 30 年度定時総会施設見学会

日 時：平成 30 年 5 月 25 日（金） 9 : 00 ~ 12 : 00

見学施設：佐賀市清掃工場、エコプラザ、二酸化炭素分離回収装置

参加人数：120 名

①平成 30 年度秋季評議員会施設見学会

日 時：平成 30 年 10 月 26 日（金） 9：00～11：30

見学施設：岡山市西部リサイクルプラザ

参加人数：98 名

3)第 40 回全国都市清掃研究・事例発表会

全国都市清掃研究・事例発表会は、廃棄物処理事業に携わる自治体、企業、学術等の団体が、日頃の調査、研究等の成果に関する情報発信と意見交換を行うことにより事業の円滑・効率的な執行に資することを目的に実施。

開催日：平成 31 年 1 月 23 日（水）、24 日（木）、25 日（金）

開催場所：宮崎県宮崎市・宮崎市民プラザ

発表件数：H30年度 136 件（自治体 20 件、賛助会員 53 件、学術等団体 63 件）

H29年度 125 件（自治体 19 件、賛助会員 46 件、学術等団体 60 件）

H28年度 131 件（自治体 18 件、賛助会員 45 件、学術等団体 68 件）

参加人数：H30年度約 1,036 名、H29年度約 950 名、H28年度約 800 名

(1) 第 40 回全国都市清掃研究・事例発表会実行委員会

①第 1 回実行委員会

日 時：平成 30 年 7 月 10 日（火） 14：00～16：00

場 所：全国都市清掃会議 会議室

協議事項：①日程及び会場について

②特別企画について

③発表論文募集案内について

④平成 31 年度（第 41 回）開催都市について

②第 2 回実行委員会

日 時：平成 30 年 9 月 19 日（水） 13：30～16：00

場 所：宮崎市民プラザ・小会議

協議事項：①第 1 回実行委員会議事録の確認について

②発表申込み状況及び申込論文について

③全体スケジュールについて

（部門別発表、特別講演、ポスター展示及び発表、施設見学等）

④座長について

会場視察

4)廃棄物処理施設積算要領研修会

開催日等：平成 30 年 11 月 29 日（木）中央大学駿河台記念館（正会員他） 117 名

平成 30 年 12 月 21 日（金）エル・おおさか（正会員他） 87 名

平成 31 年 3 月 4 日（月）中央大学駿河台記念館（賛助会員） 35 名

研修内容：①廃棄物処理施設維持管理業務積算要領について

②廃棄物処理施設点検補修工事積算要領について

5)循環型社会形成推進交付金等に係る説明会

日 時：平成 31 年 3 月 20 日（水） 14：30～16：30

場 所：東海大学校友会館

参加人数：247 名

議事次第

(1) はじめに 環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長 名倉良雄

公益社団法人全国都市清掃会議 専務理事 大熊洋二

(2) 循環型社会形成推進交付金等について

①循環型社会形成推進交付金等に係る予算状況等について

②質疑・応答

(3) その他

- ①災害関係事業の補助金制度等について
- ②災害廃棄物対策の推進について
- ③廃棄物分野における地球温暖化対策等の推進について
- ④インフラ長寿命化に向けた計画の体系及び個別施設計画の策定について
- ⑤廃棄物処理施設整備計画について
- ⑥高齢化社会に対応した廃棄物処理体制構築検討業務について
- ⑦住宅宿泊事業廃棄物について
- ⑧質疑・応答

3. 広報活動

1)機関誌「都市清掃」

(1) 機関誌「都市清掃」の発行

- 343号 (5月号) 特集/第39回全国都市清掃研究・事例発表会より
- 344号 (7月号) 特集/し尿処理の広域化・集約化
- 345号 (9月号) 特集/普及啓発のいま
- 346号 (11月号) 特集/ストックマネジメントに向けた一般廃棄物処理施設の
期間的設備改良
- 347号 (1月号) 特集/プラスチックごみを考える
- 348号 (3月号) 特集/超高齢社会への対応

(2) 編集委員会

第180回～第183回編集委員会

開催日：平成30年4月19日(木)・6月27日(水)・8月23日(木)
10月25日(木)・12月10日(月)・平成31年2月13日
(水)

開催時間：15：00～17：00

開催場所：全国都市清掃会議 会議室

協議事項：都市清掃344号(7月)・345号(9月)・346号(11月)・
347号(平成31年1月)・348号(3月)・349号(5月)・
350号(7月)・351号(9月)の編集・企画等について協議。

2) 3R活動の推進

循環型社会づくり活動の一層の推進のため、3Rに関する活動を3R活動推進フォーラムの会員として第13回3R推進全国大会へ参画など諸活動に参加する。

第13回3R推進全国大会は、10月12日(金)、富山市で開催。

4. 国際交流

1)第37回海外廃棄物処理事情調査団

「廃棄物問題」及び「環境問題」や「廃棄物処理施設とライフラインの融合」等に先進的に取り組んでいるヨーロッパ地域の処理施設及び関係機関を視察し、海外の廃棄物処理事業の調査を行い、あわせて国際交流を深めることにより、今後、各市区町村や関係者等の廃棄物行政の進展や新たな処理技術への対応に寄与することを目的に下記日程により実施。

調査日：平成30年11月4日(日)～10日(土)

調査先：フランス共和国、イギリス(グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国)

2)海外廃棄物視察団の受入

受入日時：平成30年9月4日(火) 14：00～15：30

受入団体：上海市生活ごみ処理制度視察団

受入目的：一般家庭廃棄物処理の現状等について意見交換

5. 各地区協議会関係

1) 北海道地区協議会

(1) 総会

日 時：平成 30 年 4 月 20 日（金）
場 所：札幌市（北海道）・ホテルノースシティ
議 題：①平成 29 年度会務報告
②平成 29 年度歳入歳出決算及び会計監査報告
③平成 30 年度事業計画（案）
④平成 30 年度歳入歳出予算（案）
⑤公益社団法人全国都市清掃会議定時総会への提出議題等
報 告：公益社団法人全国都市清掃会議 事務局長 稲垣 正

(2) 第 41 回会長表彰式（勤続賞）

(3) 研修会

日 時：平成 30 年 12 月 17 日（月）
場 所：ホテルノースシティ
講 演：最近のリサイクルの状況について
環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室
室長補佐 鈴木弘幸
事例発表：旭川市の廃棄物処理施設整備について
旭川市環境部廃棄物政策課 課長 小池享司
情報提供：① ごみ出しマナー（モラル）向上つながる取組の優良事例について
② 使用済みスプレー缶（エアゾール缶）等の適正な廃棄処理に向けた業界の取組みについて
③ 消火器の廃棄方法について

2) 東北地区協議会

(1) 総会

日 時：平成 30 年 4 月 19 日（木）
場 所：いわき市（福島県）・いわきワシントンホテル椿山荘
第 41 回会長表彰（勤続賞）
議 題：①平成 29 年度会務報告及び歳入歳出決算について
②平成 30 年度事業計画（案）及び歳入歳出予算（案）について
③平成 30 年度要望事項について
④平成 30・31 年度役員都市について
⑤平成 31 年度総会等の開催都市について（八戸市）
⑥会員の入退会について
報 告：公益社団法人全国都市清掃会議 専務理事 大熊洋二
施設見学：いわきメルテック㈱

(2) 研修会

日 時：平成 30 年 11 月 1 日（木）～2 日（金）
場 所：白石市・ベネシアンホテル白石蔵王
講 演：①食品ロスの現状と削減の取組みについて
㈱office 3.11 代表取締役 井出留美
②コープフードバンクの取組について
コープフードバンク事務局長 中村玲子
制度紹介：①ガス抜きキャップの使い方について
②消火器リサイクルシステムについて
③二輪車リサイクルシステムについて

施設見学：仙南クリーンセンター

3) 関東地区協議会

(1) 総会

日 時：平成 30 年 4 月 27 日（金）
場 所：土浦市（茨城県）・L 'AUBE（ローブ）
第 41 回会長表彰（勤続賞）
議 題：①平成 29 年度会務報告
②平成 29 年度決算（案）
③平成 30 年度事業計画（案）
④平成 30 年度予算（案）
⑤平成 30・31 年度役員都市（案）
⑥平成 30 年度総会の開催都市（案）（足利市）
⑦平成 30 年度（公社）全国都市清掃会議総会提出要望事項（案）
報 告：公益社団法人全国都市清掃会議 総務部長 大川敏彰

(2) 研修会

日 時：平成 30 年 8 月 21 日（火）
場 所：千葉市・オークラ千葉ホテル
講 演：①一般廃棄物処理実務概論～環境・3R 政策を巡る国内外の動向～
公益財団法人廃棄物・3R 研究財団 調査部長 藤波 博
②災害廃棄物対策における平時の備えと初動対応
環境省関東地方環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課
巨大災害廃棄物対策専門官 宇田 仁

4) 北陸東海地区協議会

(1) 総会

日 時：平成 30 年 4 月 19 日（木）・20 日（金）
場 所：金沢市（石川県）・ANA ホリデイ・イン金沢スカイ
第 41 回会長表彰（勤続賞）
講 演：平成 29 年度定時総会決議に基づく要望と国における取組の概要
公益社団法人全国都市清掃会議 総務部長 大川敏彰
議 題：①平成 29 年度事業報告及び決算について
②平成 30 年度事業計画案及び予算案について
③建議要望事項について
④平成 31 年度地区協議会総会開催都市について（刈谷市）

施設見学：次期廃棄物埋立場、金沢 21 世紀美術館

(2) 研修会

日 時：平成 30 年 8 月 1 日（水）・2 日（木）
場 所：福井市・ユアーズホテルフクイ
講 演：①家庭ごみの有料化
東洋大学経済学部総合政策学科 教授 山谷修作
②水俣条約と廃棄物処理
公益社団法人全国都市清掃会議 技術部長 濱田雅巳
そ の 他：①消火器リサイクルシステムについて
②ガス抜きキャップの使い方について
③二輪車リサイクルシステムについて

施設見学：二日市リサイクルセンター、セーレンプラネット

5)近畿地区協議会

(1) 総会

日 時：平成 30 年 4 月 12 日（木）
場 所：京都市（京都府）・メルパルク京都
第 41 回会長表彰（勤続賞）
講 演：平成 29 年度定時総会決議に基づく要望と国における取組の概要
公益社団法人全国都市清掃会議 総務部長 大川敏彰
議 題：①平成 29 年度事業及び決算報告
②平成 30 年度事業計画案及び予算案
③平成 30 年度（公社）全国都市清掃会議への建議事項

(2) 研修会

日 時：平成 31 年 1 月 15 日（火）
場 所：からすま京都ホテル
講 演：①新しい地球環境問題
～海と川のプラスチック汚染の現状とこれから～
大阪商業大学公共学部公共学科 准教授 原田禎夫
②最近の災害廃棄物対策の動き
（平成 30 年 7 月豪雨・大阪北部地震・台風 21 号における環境省の取組）
環境省近畿地方環境事務所廃棄物・リサイクル対策課
災害廃棄物専門官 若林完明

6)中国・四国地区協議会

(1) 総会

日 時：平成 30 年 4 月 18 日（水）・19 日（木）
場 所：鳥取市（鳥取県）・ホテルモナーク鳥取
第 41 回会長表彰（勤続賞）
報 告：公益社団法人全国都市清掃会議会務報告
公益社団法人全国都市清掃会議 事務局長 稲垣 正
議 題：①平成 29 年度事業報告及び収支決算
②平成 30 年度事業計画（案）及び収支予算（案）
③平成 30 年度要望事項
④平成 30 年度・31 年度全国都市清掃会議役員及び評議員の推薦並びに平成 30 年度中国四国地区協議会幹事の選任
⑤平成 31 年度総会の開催都市
施設見学：三洋製紙株式会社、砂の美術館

(2) 研修会

日 時：平成 31 年 2 月 1 日（金）
場 所：高知市・高知会館
講 演：①豊橋市「バイオマス利活用センター」の事業概要と取組状況について
豊橋市環境部環境政策課 課長補佐 井上知之
②災害廃棄物処理について
公益社団法人全国都市清掃会議 総務部長 大川敏彰
そ の 他：①ガス抜きキャップの使い方について

7)九州地区協議会

(1) 総会

日 時：平成 30 年 4 月 12 日（木）、13 日（金）
場 所：那覇市（沖縄県）・沖縄県市町村自治会館

第 41 回会長表彰（勤続賞）

- 議 題：①平成 29 年度（公社）全国都市清掃会議会務報告
公益社団法人全国都市清掃会議 専務理事 大熊洋二
②平成 29 年度九州地区協議会会務報告
③平成 29 年度決算について
④平成 30 年度予算について
⑤全国都市清掃会議定時総会提出要望事項について
⑥九州地区協議会役員の選任について
⑦全国都市清掃会議役員及び評議員の選任について
⑧次期九州地区協議会総会等開催都市について（熊本市）
- 施設見学：那覇・南風原クリーンセンター

8) 賛助会員協議会

(1) 総 会

- 日 時：平成 30 年 4 月 17 日（火） 15 : 00 ~ 17 : 00
場 所：法曹会館
議 題：①平成 29 年度（公社）全国都市清掃会議会務報告
公益社団法人全国都市清掃会議 専務理事 大熊洋二
②平成 29 年度賛助会員協議会会務報告
③平成 29 年度収支決算について
④平成 30 年度事業計画及び収支予算について
⑤賛助会員協議会細則改定について
- 特別講演：最近の廃棄物処理の動向について（講師：環境省）

(2) 施設見学会

- ①平成 30 年度第 1 回施設見学会
見学日時：平成 30 年 7 月 5 日（木） 13 : 30 ~ 14 : 45
見学施設：城南衛生管理組合
参加人数： 67 名
- ②平成 30 年度第 2 回施設見学会
見学日時：平成 30 年 11 月 20 日（火） 13 : 30 ~ 15 : 00
見学施設：和歌山市青岸汚泥再生処理センター
参加人数： 32 名

V 技術指導相談事業

1. 技術指導相談事業

1) 技術指導

本事業は、昭和 59 年度から実施しており、市町村等がごみ処理施設などの廃棄物処理施設を建設する場合の求めに応じてその技術力を補完する立場から技術指導を行っており、これまでに 108 件が完了している。平成 30 年度も那覇市・南風原町ごみ処理施設事務組合をはじめ 30 団体に対し実施している。

(これまでの実績を別冊 29 ページに掲載)

○技術指導内容

- ①ごみ処理基本計画策定の助言、②ごみ処理施設整備事業計画策定の助言、
- ③環境影響調査の助言、④発注仕様書審査、⑤見積図書審査、⑥実施設計審査、
- ⑦建設監理援助、⑧性能試験援助、⑨運転・保全業務援助

○平成 30 年度技術指導契約一覧 (平成 30 年 7 月 1 日現在)

- 1 那覇市・南風原町ごみ処理施設事務組合 (維持管理に係る技術指導業務)
- 2 人吉球磨広域行政組合 (維持管理技術指導業務)
- 3 津山市 (施設建設運営事業施工監理・事後評価等技術支援業務)
- 4 倉浜衛生施設組合 (維持管理に係る技術指導業務)
- 5 今治市 (新ごみ処理施設整備に伴う設計施工監理に係る技術支援業務)
- 6 村上市 (新ごみ処理場運営に係る技術支援業務)
- 7 飛騨市 (ごみ処理施設に関する技術支援業務)
- 8 湯沢雄勝広域市町村圏組合 (クリーンセンター運営に係る技術支援業務)
- 9 岩国市 (ごみ焼却施設整備運営事業に伴う技術支援業務)
- 10 姫路市 (市川美化センター長寿命化事業に関する技術支援業務)
- 11 北薩広域行政組合 (ごみ処理施設建設に係る技術支援業務)
- 12 北秋田市 (エネルギー回収推進施設運営等に係る技術支援業務)
- 13 四街道市 (ごみ処理施設整備・運営事業技術支援業務)
- 14 大崎地域広域行政事務組合 (廃棄物処理施設建設工事技術支援業務)
- 15 須賀川地方保健環境組合 (新ごみ処理施設建設運営事業に係る技術支援業務)
- 16 霞台厚生施設組合 (新広域ごみ処理施設整備運営事業に係る技術指導業務)
- 17 町田市 (熱回収施設等 (仮称) 設備運営事業に伴う施設整備技術支援業務)
- 18 出雲市 (可燃ごみ処理施設整備に係る技術支援業務)
- 19 塩谷広域行政組合 (次期廃棄物処理施設整備に係る技術支援業務)
- 20 江戸崎地方衛生土木組合 (廃棄物処理施設建設事業技術支援業務)
- 21 三沢市 (ごみ処理施設整備・運営事業に係る技術支援業務)
- 22 南那須地区広域行政事務組合
(し尿処理施設定期改修工事・斎場火葬設備改修工事に係る技術支援業務)
- 23 小松加賀環境衛生事務組合 (衛生センター施設整備事業技術支援業務)
- 24 西知多医療厚生組合 (ごみ処理施設整備・運営事業者選定アドバイザー業務)
- 25 武蔵野市 (施設運営管理モニタリング技術指導業務)
- 26 比謝川行政事務組合 (基幹的設備改造工事に係る技術支援業務)

- (新) 27 浦添市 (新一般廃棄物処理施設整備基本計画策定技術支援業務)
- (新) 28 尾張北部環境組合 (廃棄物処理施設技術支援業務)
- (新) 29 二戸地区広域行政事務組合 (基幹的設備改良工事に係る技術支援業務)
- (新) 30 川越市 (大規模改修工事に係る技術支援業務)

(30 団体 : 継続 26 団体、新規 4 団体)

○支援内容別実績一覧

年 度	計 画	施 工 監 理	維 持 管 理 他	合 計
26 年度	6	11	9	26
27 年度	8	14	7	29
28 年度	11	17	7	35
29 年度	10	14	7	31
30 年度	10	13	7	30

2)技術相談

ごみ処理施設などの廃棄物処理施設の建設や維持管理について技術相談に応じるとともに、これらに関する技術情報の提供などを行う。また、廃棄物処理技術に関する問い合わせ等について専門的な立場から回答、案内を行っている。

2. 廃棄物処理技術検証・確認事業

全国の廃棄物処理技術の向上と相互協力の見地から、地方公共団体の立場を理解したうえで企業が開発する廃棄物処理に係る技術について検証・確認し、地方公共団体に新技術について技術情報提供を行っている。

参考：廃棄物処理技術検証・確認事業の実績

- 第 1 号 川崎サーモセレクト式ガス化熔融技術 (H11 年度)
- 第 2 号 神鋼・ルルギ式ストーカ焼却技術 (H11 年度)
- 第 3 号 住友金属式シャフト炉型直接ガス化熔融技術 (H12 年度)
- 第 4 号 外熱キルン式炭化脱塩技術 (H12 年度)
- 第 5 号 バブコック日立・スタインミュラー式ストーカ焼却技術 (H13 年度)
- 第 6 号 コンポガス式メタン発酵技術 (H13 年度)
- 第 7 号 川鉄内熱式ごみ炭化技術 (H14 年度)
- 第 8 号 コークスベッド灰熔融技 (H14 年度)
- 第 9 号 リンデ式メタン発酵技術 (H15 年度)
- 第 10 号 外熱キルン式ごみ炭化技術 (H16 年度)
- 第 11 号 荏原内部循環流動床熱分解焼却技術 (H17 年度)
- 第 12 号 無希釈二相循環式メタン発酵技術 (H18 年度)
- 第 13 号 スタインミュラー式ストーカ焼却技術 (H26年度)
- 第 14 号 ドランコ式メタン発酵技術 (H28年度)

VI 適正処理困難廃棄物対策事業

1. 中央適正処理困難指定廃棄物対策協議会

1) 適正処理困難指定廃棄物対策協議会の運営

本協議会は、適正処理困難指定廃棄物の処理体制の整備に向け、関係者と協議するに当たり市町村（会員以外の市町村も含む）の意向の集約化及び情報の把握等を行うため、設置されており、その事務局を当法人が担当し、その運営に当たっている。

(1) 中央適正処理困難指定廃棄物対策協議会（第 56 回）

日 時：平成 31 年 1 月 17 日（木） 13：30～15：30

場 所：東京ガーデンパレス

議 事：①台風による風水害で発生した災害廃棄物における適正処理困難物の処理について

②太陽光発電のソーラーパネルの処分について

③耐火金庫の処分方法について

④廃ラドン発生器の適正処理について

2) 関係業界との協議等

(1) 平成 30 年度消火器リサイクル評価推進委員会

第 1 回：平成 30 年 9 月 27 日（木）

第 2 回：平成 31 年 3 月 22 日（金）

(2) 各地区協議会主催の研修会における広報活動

①公益財団法人自動車リサイクル促進センター

「二輪車リサイクルシステム」に係る広報の実施。

②日本エアゾール協会

「ガス抜きキャップの使い方」に係る広報の実施。

③一般社団法人日本消火器工業会 消火器リサイクル促進センター

「消火器リサイクルシステム」に係る広報の実施。

2. 使用済み乾電池等広域回収・処理事業

1) 事業概要

環境省（当時の厚生省）からの「使用済み乾電池の適正処理の推進を援助する組織体制の整備に関する依頼（昭和 60 年 8 月）」に基づき、（公社）全国都市清掃会議内に「使用済み乾電池広域回収・処理連絡会」を設置し、全国の市町村を対象に「使用済み乾電池等の広域回収・処理計画」により分別・収集された使用済み乾電池等を運搬、処理・処分するシステムの運営・管理事業を「使用済み乾電池等広域回収処理事業」として昭和 61 年度から実施。また、平成 11 年 4 月に蛍光管を対象品目に加える。

2)使用済み乾電池等広域回収・処理連絡会加入団体数(平成31年2月28日現在)

団 体 数 : 610団体 (市315、町135、村 22、組合138)

延市町村数 : 955市町村(市516、町366、村 73)

3)使用済み乾電池等広域回収処理事業

(1) マニフェストシステムによる使用済み乾電池等の広域回収処理実績

①平成30年度実績(平成30年4月1日～31年2月28日)

*使用済み乾電池等の運搬、処理・処分量 5,691トﾝ

内訳 使用済み乾電池 4,116トﾝ

使用済み蛍光管等 1,575トﾝ

②昭和61年度から平成30年度11月30日までの累計実績

*使用済み乾電池等の運搬、処理・処分量 228,661トﾝ

内訳 使用済み乾電池 185,791トﾝ

使用済み蛍光管等 42,870トﾝ

(2) 使用済み乾電池等の運搬、処理・処分の管理方針に基づく通知

①根 拠 : 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第9号イ

②通知先 : 北海道、大阪市、北見市

(3) 使用済み乾電池等の広域回収・処理計画実施状況報告

平成29年度使用済み乾電池等の広域回収・処理計画の実施状況を報告書に取り
まとめ、平成30年6月21日、ホームページに掲載するとともに会員へ報告

(4) 使用済み乾電池等の運搬、処理・処分の管理方針に基づく現地調査

①根 拠 : 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第9号ロ

②調査日及び調査先

◆平成30年12月 5日(水)

広域回収・処理センター(野村興産㈱イトムカ鉱業所)

◆平成30年12月13日(木)

広域回収・処理センター(野村興産㈱関西工場)

③調査項目 (1) マニフェスト伝票の保管及び履行状況の確認。

(2) 広域回収・処理センター施設の管理・運営状況の確認。

(3) 廃棄物処理法等関係法令に基づく広域回収・処理センター施設管
理データの確認。

(5) 使用済み乾電池等広域回収処理事業管理・運営協議会

日 時 : 平成31年1月10日(木) 15 : 30 ~ 17 : 00

場 所 : TKP 札幌ビジネスセンター赤れんが前

出 席 者 : 北海道、大阪市、北見市、全都清

審議事項 : (1) 平成30年度使用済み乾電池等の広域回収・処理計画実施状況に
ついて

(2) 平成31年度使用済み乾電池等広域回収・処理計画について

Ⅶ 廃棄物処理プラント保険事業

1. 概 要

本事業は、各地方自治体等が所有・使用・管理するごみ処理施設、粗大ごみ処理施設及びし尿処理施設内の機械設備が不測かつ突発的な事故により損傷を受けた場合に、これをもとの稼働可能な状態に復旧するための修理費を補償することを目的に昭和61年4月から実施されている。

なお、各地方自治体が採用している建物共済等でカバーできない事故による損害をカバーするものとなっており、建物共済と補償が重複することはない。

また、本事業では、廃棄物処理施設のリスクマネジメント研修会を通じて事故の未然防止と対応など情報交換を行っている。

2. 廃棄物処理プラント保険加入実績

- ・ 63 団体（101 施設）が加入。（平成 30 年 4 月現在）

3. 保険設計上の特色

(1) 火災共済ではカバーできない事故の補償

火災共済では補償できないプラント設備特有の電氣的・機械的の事故や、異物混入などの不測かつ突発的な事故を幅広く補償。また、損害額は新価（再調達価額修理費用）で補填されるため、機械の経年減価率に関わらず損害額を実額で補償。

(2) プラントの機械設備を全て包括して補償

廃棄物処理プラント保険では、プラントの機械設備一式全てを保険の目的とする。（建物、基礎部分は除く。）プラントの機械設備を包括して補償するため、保険手配の事務が簡素化されると同時に、保険の付け忘れ等の心配がない。

(3) 保険料支払の猶予を設定

地方自治体の出金手続き等を考慮して、保険料の支払い猶予期間を設定している。4月1日加入の場合、事前にご加入の申込があれば、保険料の支払前に補償が開始するので、保険料の支払は補償開始後（60日以内）とすることが可能。

(4) 新設プラントに対する割引や無事故による割引制度

運転開始から4年間の新設プラントには最大18%の新機械割引が、運転開始から2年間の新設プラントにはメーカー保証がある場合は、最大12%のメーカー保証割引が適用。

VIII 平成30年度業務執行報告
<資料編>

Ⅷ 資 料

Ⅷ－ 1	平成 30 年度要望書 -----	1
Ⅷ－ 2	(公社) 全国都市清掃会議技術指導業務実績 -----	29
Ⅷ－ 3	第四次循環型社会形成推進基本計画の概要 -----	32
Ⅷ－ 4	廃棄物処理施設整備計画 -----	33
Ⅷ－ 5	平成 30 年度第 2 次補正予算 (案) 概要 -----	35
Ⅷ－ 6	2019 年度環境省予算 (案) 事項別表 -----	37
Ⅷ－ 7	廃エアゾール製品等の排出時の事故防止について (通知) -----	43
Ⅷ－ 8	「プラスチック・スマート」キャンペーン-----	49
Ⅷ－ 9	海洋ごみ対策に関する日本財団と連携について -----	52
Ⅷ－ 10	プラスチック資源循環戦略の答申について -----	55
Ⅷ－ 11	全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会 -----	57

平成 30 年度要望書

全 都 清 第 99 号

平成 30 年 7 月 31 日

環 境 大 臣

中 川 雅 治 様

公益社団法人 全国都市清掃会議

会 長 福 山 一 男

(横浜市資源循環局長)

廃棄物処理に関わる要望について

当会議では、平成 30 年度定時総会において廃棄物処理事業を推進する上で当面する諸課題について討議し、要望することを決議しました。

貴職におかれましては、要望の趣旨をご理解いただき、格段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

要 望 書

平成 30 年 7 月

公益社団法人 全国都市清掃会議

目 次

I 平成 30 年度定時総会における決議 ----- 5

II 要望事項

第 1. 廃棄物処理施設整備等廃棄物行政に対する財政措置の強化拡充に 関する要望 ----- 6

1. 循環型社会形成推進交付金等の財政措置について
2. 交付金等の財政支援について

第 2. リサイクル関連法の推進に関する要望 ----- 10

1. 容器包装リサイクル制度について
2. 家電リサイクル等の円滑な推進について
3. 食品リサイクルの推進について
4. 廃棄物の発生抑制及びリサイクルのための施策の推進について

第 3. 適正処理困難廃棄物対策の促進に関する要望 ----- 17

1. 法整備の推進について
2. 適正処理困難指定廃棄物について
3. PCB使用廃安定器の期限内処理に係る財政支援について
4. PCB廃棄物の期限内処理の推進について
5. 一般廃棄物となる建材等について
6. 紙おむつや医療系廃棄物について
7. 適正処理が困難な一般廃棄物の処理ルートの構築について

第 4. 廃棄物の適正処理等の推進に関する要望 ----- 20

1. 再生可能エネルギー法について
2. 電力の計画値インバランス制度について
3. 小売電気事業者登録制度の充実について
4. 熔融スラグの利用促進について
5. ガラス製廃棄物（食器、鏡等）のリサイクルについて
6. 一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準について
7. 手数料徴収事務の円滑な推進について
8. 安定型最終処分場の見直しについて

9. 産業廃棄物処理施設の集中について
10. 漂流・漂着・海底ごみについて
11. 廃棄物行政に携わる実務者の啓発について
12. 一般廃棄物処理業許可における暴力団の排除について
13. 一般廃棄物処理業への優良事業者制度の導入について
14. 一般廃棄物と産業廃棄物の混合処理について
15. 国による広域的な最終処分場の確保について
16. バイオディーゼル燃料（BDF）の使用に係る軽油引取税の優遇措置について
17. 無許可の廃棄物回収業者による廃棄物の収集に対する措置について
18. 大規模災害発生時におけるごみ処理支援について
19. 産業廃棄物処分業許可事業者に対する「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」における措置命令の実効性について
20. 太陽光発電モジュール等の自主回収について
21. し尿処理施設と下水道の接続について
22. 放射性物質及び放射性物質を使用した機器等の適正処理について
23. 放射性物質を含む焼却灰等の早期搬出について
24. バグフィルター改良工事への支援
25. 国による焼却施設及び最終処分場の整備
26. 原子力発電所の事故に伴う最終処分場の容量減少への措置について
27. 災害廃棄物処理補助金の継続について
28. 放射性物質に汚染された廃棄物等の保管及び処分に係る体制の整備について
29. 東日本大震災の災害廃棄物に係る放射性物質のモニタリング費用について
30. 放射性物質汚染対処特措法に基づく「特定一般廃棄物」埋立基準の変更について
31. 新設する「一般廃棄物焼却施設」の放射性物質汚染対処特措法適用除外について

I 平成 30 年度定時総会における決議

われわれは、循環型社会形成の推進と地域の生活環境の向上を図るうえで廃棄物行政が果たすべき役割の重要性を深く認識し、廃棄物の発生抑制、再使用及び資源化・再生利用を促進するための諸施策を積極的に進めるとともに、廃棄物処理施設の計画的な整備やこれら施設の適正かつ効率的な運営管理を行うなど廃棄物の適正処理を一層推進すべく懸命の努力を続けているところである。

わが国の廃棄物処理に関しては、昨今の大規模災害を踏まえ、安全・安心を基調に循環型社会、低炭素社会、自然共生型社会の三つを統合的に推進していくことにより、持続可能な社会を実現することが大きな課題となっている。

国においては、循環型社会の形成に向けて更なる施策の充実を図るため、第五次環境基本計画、第四次循環型社会形成推進基本計画、廃棄物処理整備計画の見直しに向けた取組みを進めている。

このような状況の下、我々公益社団法人全国都市清掃会議は、基礎自治体である市区町村等で組織する団体として、その責務である廃棄物行政が果たす役割の重要性を深く認識し、廃棄物の適正な処理を一層推進すべく、地域の生活環境の向上と循環型社会の形成推進に向け努力している。

また、市区町村等においては、依然として厳しい財政状況で推移している中で、創意工夫を凝らし廃棄物行政の効率的な管理運営を進め、地域の循環型社会形成推進の中核としての役割を担ってきている。しかし、環境問題等への社会的要請の高まりとともに3Rや適正処理の一層の推進に向けた取組みが求められるなど、その対応に苦慮しているところである。

国においては、地方財政の現況及び市区町村等の現下の実情を認識し、環境政策への取組み及び循環型社会の形成が一層推進できるよう、下記事項についてなお一層の努力を傾注されるよう要望する。

記

1. 廃棄物処理施設整備等廃棄物行政に対する財政措置の強化拡充
2. リサイクル関連法の推進
3. 適正処理困難廃棄物対策の促進
4. 廃棄物の適正処理等の推進

以上決議する。

平成 30 年 5 月 24 日

公益社団法人 全国都市清掃会議

II 要 望 事 項

第 1. 廃棄物処理施設整備等廃棄物行政に対する財政措置の強化拡充に関する要望

循環型社会形成推進交付金等の財政措置は、廃棄物の適正処理やリサイクルの促進、災害廃棄物処理対策など循環型社会の推進という観点から見て、自治体が推進する一般廃棄物処理施設等の整備に不可欠なものである。

自治体における廃棄物処理施設は安全で快適な市民生活を保持する上で欠くことのできない重要な都市基盤であり、その整備には、多額の費用を要することから、各自治体は地域計画に基づき循環型社会形成推進交付金を主要な財源として事業を進めているが、特に平成 2 年度以降にダイオキシン類対策のために緊急かつ集中的に整備・更新された一般廃棄物処理施設の多くは老朽化が進み、全国的に更新時期を迎えている状況にある。

平成 29 年度は、補正予算と合わせてほぼ所要額を確保したが、自治体の一般廃棄物処理施設更新需要のピークはまだ数年は続くと思われる。

また、平成 30 年度は、当初予算に 553 億円を計上し、平成 29 年度補正予算と併せて、合計 1,005 億円を計上しているが、循環型社会形成推進交付金等の当初予算は所要額と大きく乖離しているうえ、自治体の一般廃棄物処理施設更新需要のピークはまだ数年は続くと思われる。

については、あらゆる機会を捉えて循環型社会形成推進交付金等の予算を確実に確保するとともに、制度の改善をはじめとした次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

1. 循環型社会形成推進交付金等の財政措置について

(1) 安定的、継続的な財政措置

廃棄物処理施設の整備には、その特性上複数年度にわたる事業期間と多額の事業費が必要となるため、自治体においては厳しい財政状況の中、交付金収入を財源とした地域計画を策定したうえで、計画的に事業を推進している。

また、地元住民の合意形成にあたっては、長年にわたり協議や説明会等を積み重ね、多大な時間と費用を掛けてようやく施設整備に至っている経緯がある。

循環型社会形成推進交付金等の予算額の不足は、整備スケジュールを遅らせ、新たな地元との調整等を迫られるだけでなく、事業実施自体が困難となる恐れがある。

については、

- ① 施設整備事業が計画的に実施できるよう、国において確実に、安定的かつ継続的な財政措置を講じること。
- ② 当該事業の所要額に見合う交付金を、年度当初において、事業満了まで 交付率を維持し、満額を交付すること。
- ③ 循環型社会形成推進交付金は、その多くが環境省所管の予算として計上される一方で、北海道地区では国土交通省所管の北海道開発予算として計上されており、事業の増減に対し柔軟な対応が出来ない状況であることから、予算が計上される省庁によって交付金内示状況に大きな差が生じないように、交付金要望に応じた柔軟な運用を行うこと。
- ④ 施設整備事業の実施に際しては、建設用地の取得の困難性をはじめ様々な課題があるため、未執行分が生じた場合には、年度間調整のほか、柔軟な運用を可能とすること。

(2) 交付対象範囲の拡充について

1) 基幹的設備改良事業に係る交付対象事業の拡大

① 長寿命化・延命化につながる基幹的設備

循環型社会形成推進交付金の交付対象となった廃棄物処理施設の基幹的設備改

良事業の交付要件は、基幹改良に伴い一定以上の二酸化炭素の排出が削減される場合であって、また交付対象となる設備・機器は二酸化炭素の排出削減に寄与するもののみ限定されている。

しかし、既に二酸化炭素削減効果の高い焼却施設あるいは老朽化した施設の機能回復を計画的・効果的に行うことは、廃棄物処理施設の長寿命化・延命化につながることから、こうした基幹改良事業についても交付対象とすること。

② ごみ破碎処理施設、粗大ごみ処理施設、リサイクル・資源化施設

交付金制度の改正により、リサイクルセンターなどのマテリアルリサイクル推進施設については、地球温暖化に資する設備に限り、交付対象となった。

ごみ破碎処理施設、粗大ごみ処理施設、リサイクル・資源化施設は、延命化工事が交付対象外となっているが、循環型社会の形成推進において極めて重要な施設であり、長寿命化計画診断及びそれに基づく改良工事等を行うことで施設の耐用年数の延命化が図れるため、延命化工事も交付対象とするよう交付要件を緩和するなど柔軟な運用を図ること。

③ マテリアルリサイクル推進施設

現在、新設、増設が交付要件となっているマテリアルリサイクル推進施設は、今後基幹的設備の改良が必要となり多額の財政支出を要することとなるため、基幹的整備も交付対象とすること。

④ 中央監視制御装置など主要設備

廃棄物処理施設の中央監視制御装置など主要設備の補修・更新は、直接的な二酸化炭素削減の効果はないものの、廃棄物処理施設の安定稼働には必要不可欠であり、多額の財政支出を要するため、交付金制度の対象とすること。

⑤ 一般廃棄物最終処分場

一般廃棄物最終処分場は、埋立期間中及び埋立の終了後も埋め立てられた廃棄物が安定化するまでの間、長期間にわたる維持管理が必要となることから、最終処分場を管理する自治体にあつては、浸出水処理施設の補修・更新をはじめ閉鎖整備等に向けた費用の増加が課題となっており、このままでは維持管理に支障が生じる状態となっている。

については、自治体が最終処分場を廃止するまでの間、継続して維持管理できるよう浸出水処理施設の補修・更新等を交付対象とすること。

⑥ し尿等の前処理施設等

し尿の処理については、公共下水との汚泥共同処理を推進するMICS事業による国庫支援措置が講じられているが、共同処理のために整備することが必要なし尿等の前処理施設及び下水処理施設の改良事業等は、支援の対象となっていない。

については、し尿等の前処理施設等を交付対象とすること。

また、下水道投入により「し尿処理施設」の処理過程を「下水処理場」に集約化することで、小規模化・効率化を図る場合なども交付金の対象とすること。

⑦ 加熱脱塩素化処理設備の設置・更新事業

ばいじん中のダイオキシン類の削減効果が確認されている加熱脱塩素化処理設備を既存施設に設置する場合、またダイオキシン類削減対策工事により導入された設備を改造及び更新する場合については交付対象とすること。

2) 廃棄物処理施設整備に係る交付対象範囲の拡充

① 用地費及び余熱利用施設等地元対策事業費

建設候補地の地元とは、長期にわたる協議が必要となるが、建設同意を得た後、事業を計画的に執行するためには、国の予算の確保と、継続的な財政支援が不可欠である。

については、現在対象となっていない、最終処分場等に係る用地費及び住民理解

を得るために必要な余熱利用施設等の周辺や地域環境整備にかかる費用を交付対象とすること。

② 広域処理を推進するための廃棄物処理施設整備

廃棄物処理施設整備計画では、持続可能な適正処理の確保に向けた施設整備という考え方の中で、廃棄物の広域処理を計画的に進めることが記載されている。

また、広域的な視野で安定的かつ効率的な廃棄物処理システムを構築し、高規格の施設により集約的・効率的な廃棄物発電を行うことで低炭素社会の構築に資する面もある。

については、循環型社会形成推進交付金制度を拡充し、一般廃棄物の広域処理を推進するための、焼却工場、選別施設、圧縮中継施設等の施設整備（解体含む。）に対する財政的支援を行うこと。

③ 一体として整備が必要な建屋、搬入道路等の整備

廃棄物処理施設の整備は、複数年度にわたる事業期間と多額の事業費が必要となるため、自治体においては厳しい財政状況の下、交付金を財源とした財政計画に基づき事業を進めている。

については、施設を設置するにあたり、一体として整備が必要となる建屋部分（管理棟、水処理施設など）や搬入道路等の整備を交付対象とすること。

④ ごみ中継施設の施設整備及び更新事業

広域的な視野でごみ中継施設の整備を行うことは安定的・効率的な廃棄物処理システムを構築でき、環境負荷の低減、低炭素社会の構築等にも資するため、交付対象とすること。

3) 災害に強い廃棄物処理システムの構築

① 災害廃棄物等の選別・ストックヤードの整備

大規模災害発生時における災害廃棄物の円滑・迅速な処理のため、ストックヤードの整備は重要な課題となっている。

については、ストックヤードを整備するための用地の確保及び整備を交付対象とすること。

また、東日本大震災の教訓を踏まえ、既存の廃棄物処理施設に対し、災害時における電気・水等のユーティリティ供給機能の整備、災害用バックアップ施設の整備及び施設の浸水対策整備についても交付対象とすること。

② いわゆる清掃事務所など、ごみ収集に係る事務所機能を有する施設に対する交付金制度などの創設

いわゆる清掃事務所などは、住民の衛生的な日常生活を確保するための、家庭ごみの収集運搬車両の車庫及び作業員の詰所であるばかりではなく、災害発生時には災害廃棄物の除去及び収集運搬業務を行う拠点となり、災害時の備えも担保できる重要な施設である。

については、これら清掃事務所などの新設及び建替え、耐震補強や施設改修に係る交付金制度などを創設すること。

③ 災害等廃棄物処理事業の補助対象範囲の拡大

災害等廃棄物処理事業費の補助対象事業は、「生活環境上特に必要とされる廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業」とされている。

汲取便槽と単独処理浄化槽はともに一般家庭におけるし尿処理のための設備であるが、豪雨・洪水・高潮などの水害発生時の廃棄物処理事業において、被災した個人の浄化槽の機能回復に必要な泥土の抜き取り費用等については汲取便槽に係るし尿収集のみが対象となっている。

については、同じくし尿が混入している浄化槽からの汚泥収集等経費についても災害等廃棄物処理事業費の補助対象とすること。

4) 廃止した廃棄物処理施設等の解体工事

廃棄物処理施設の解体は、ダイオキシン類の飛散防止や作業員の曝露防止対策等に膨大な費用を要し、設置主体が全ての費用を賄うことは困難であるのに加え、解体に係る循環型社会形成推進交付金は、交付対象範囲が「解体跡地に廃棄物処理施設を一体的に整備する場合」に限定されているため、解体処理が進まない現状にある。

については、施設解体を促進するため、新たな廃棄物処理施設整備を伴わない解体工事など、次の全ての廃棄物処理施設の解体工事や関連する対策工事について対象とすること。

また、解体跡地に一定規模以上の再生可能エネルギー施設を建設する場合においても、解体時の費用を交付対象とすること。

- ① 新たな廃棄物処理施設整備を伴わない解体工事
- ② 解体跡地以外に新施設を建設する場合
- ③ 新施設建設後に解体工事を行う場合
- ④ 解体後に廃棄物処理施設の付帯及び関連施設の整備を行う場合
- ⑤ ごみ処理広域化に伴う施設の集約化により廃止する施設解体工事
- ⑥ 最終処分場の水処理施設及び選別施設などの解体

また、し尿処理施設の解体事業は循環型社会形成推進交付金の交付対象外となっており、起債も不可とされているが、し尿等希釈投入施設建設や下水道施設において一体的に処理することにより、廃止となる場合がある。

については、自治体の厳しい財政事情を考慮し、施設の集約化など、効果的・効率的な廃棄物処理に係るし尿処理施設の解体も交付対象事業とすること。

(3) 交付率の引き上げについて

廃棄物処理施設は市民生活に必要なものであるが、その整備には、発電・余熱利用施設整備だけでなく公害防止施設等多額の費用を要し、自治体にとって大きな財政負担となっている。

平成 28 年度からエネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業がエネルギー対策特別会計の対象事業となり、高効率エネルギー回収に係る設備は交付率が 2 分の 1 となったが、その他の設備は 3 分の 1 である。

については、廃棄物処理施設の整備等が円滑に行えるように交付率を引き上げること。

(4) 廃棄物処理施設の適正価格算定基準の策定について

廃棄物処理施設には、一定基準の品質を求めることが必要であるが、品質確認・履行確認には相当の労力を要する。

現在、設計にあたっては標準仕様・積算基準がない反面、循環型社会形成推進交付金取扱要領において間接工事費のみが定められていることから、多業種にまたがる積算基準の準用について苦慮している。

計画支援事業として専門技術者の関与が重要であるが、近年ダンピングによる品質低下を危惧しており、適正な仕様・積算による適正価格での発注が不可欠である。

また、工事等においても、公平性・透明性を高め、品質の高い施設整備を経済的に行うため、適正な仕様・積算による適正価格での発注が不可欠である。

これらのことから、標準仕様・積算基準を策定すること。

2. 交付金等の財政支援について

(1) 灰溶融固化設備の運営

焼却残渣のリサイクル推進及び適正処理のための溶融設備の運転や維持管理に要する経費は膨大であり、自治体にとって大きな負担となっている。

については、灰溶融固化設備の運営に係る財政的な支援を行うこと。

(2) 環境基準を大幅に上回る環境配慮をしている施設等

施設立地周辺環境保全のため、近年、環境基準を大幅に上回る基準の設定等に積極的に取り組んでいる施設がある。

については、環境基準を大幅に上回る環境配慮をしている施設に対しては、財政支援措置を検討すること。

(3) 焼却灰の外部の民間事業者等への委託処理

近年は、焼却残渣（焼却灰及び飛灰）の資源化として、民間委託先におけるセメント原料化や焼成、溶融固化する処理ルートも確立されつつあり、残渣のリサイクル率向上に貢献している。

現在、民間処理委託については支援策が講じられていないが、自治体の実情に応じて民間処理ルートを活用することは、最終処分量の削減や温室効果ガスの削減等による循環型社会の形成に貢献するものである。

については、焼却残渣の民間への委託処理について、自治体への財政措置を講じること。

(4) 発生活泥等の堆肥化等に関する施設整備

現在、汚水処理施設共同整備事業（MICS事業）が社会資本整備総合交付金による支援措置として講じられているものの、その補助対象経費は限定的となっている。

については、温室効果ガス削減をより効果的に促進するため、発生活泥等の堆肥化等に関する施設整備に対して、交付金や一般廃棄物処理事業債、下水道事業債の対象とするなど、新たな財政措置を講じること。

(5) ごみ中継施設整備事業と譲渡所得の特別控除

広域でのごみ処理に必要不可欠なごみ中継施設の整備については、施設全体が対象となる財政支援の制度がない。

また、必要な用地を施設整備の用に供した場合、ごみ中継施設整備事業は事業認定を受けないと租税特別措置法上の譲渡所得の特別控除が適用されないため用地確保に支障を来し、事業の円滑な実施の妨げとなっている。

については、ごみ処理の広域化を促進するために、ごみ中継施設整備事業について、事業認定を受けなくても特別控除が受けられる特掲事業とすること。

(6) 公共施設の除却に係る地方債

埋立処分が終了した一般廃棄物最終処分場は、安定化までには長期の期間を要することから、その維持管理費用の増加が課題となっており、このままでは維持管理に支障が生じる状態となっている。

については、一般廃棄物最終処分場の閉鎖整備及び廃止モニタリング費用について、公共施設等の除却に係る地方債の対象とすること。

(7) リサイクル施設への財政支援

自治体の一般廃棄物処理計画や循環型社会形成推進地域計画に基づき、リサイクル施設を整備する際には、事業者が行う場合であっても、一定の財政措置を検討すること。

第2．リサイクル関連法の推進に関する要望

1. 容器包装リサイクル制度について

平成 25 年の「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（以下「容器包装リサイクル法」という。）に係る 2 度目の見直しにおいては、論点整理が行われたものの議論は進まず、平成 26 年 9 月以降の長い中断を経て平成 28 年 1 月に再開され、容器包装リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書が取りまとめられた。

しかし、自治体からの強い要望である役割分担の見直し、費用負担の軽減や対象物の拡大などに関しては、見直しが行われなかった。

同報告書においては、「今回の制度全体の検討については、本件取りまとめから 5 年後を目処に、制度の施行状況などを踏まえて、検討及び必要に応じて見直しを行うことが適当である。」と記載されているが、容器包装リサイクル制度の円滑な推進を図るためには、継続的な関係者間の協議が必要である。

については、容器包装リサイクル制度の円滑な推進に係る取組等について引き続き要望する。

(1) 自治体と事業者間の役割分担の見直し

容器包装リサイクル制度では、市町村が分別収集・選別保管を行い、事業者が再商品化を行うこととなっているが、市町村の経費負担が重いいため、分別収集が進むほど市町村の財政状況を圧迫している。

プラスチック製容器包装廃棄物については、自治体の負担軽減をこれまでも要望してきているものの、依然として自治体の負担する費用が大きく、容器包装対象品目の分別収集を中止する自治体も出てきているところである。

については、本制度を持続可能なものとするために、自治体の負担を軽減する施策を要望する。

- ① 収集運搬費、圧縮・梱包等の中間処理費、住民に対する周知啓発経費など自治体に大きな負担のかかる現行制度を見直し、事業者責任の強化・明確化を図り、自治体の負担を軽減すること。
- ② 特に、プラスチック製容器包装廃棄物の再商品化の工程において、選別作業を市町村と再商品化事業者の間で二重に行っている状況について、平成29年度に実施した「地域におけるプラスチック分別リサイクルモデル実証事業」の結果を踏まえ、市町村における選別保管の必要性を含め見直しを早急に図ること。
- ③ 容器包装リサイクル法の適用を免除されている事業者に係る再商品化費用については、自治体の負担ではなく事業者の負担とすること。

分別基準適合物の再商品化に係る自治体負担分を事業者負担とすること。

(2) 引取品質基準

プラスチック製容器包装廃棄物については、「引き取り品質ガイドライン」に基づく評価方法により品質調査を行っているが、評価基準の変更や再商品化の品質に直接影響のない収集袋の破袋度の評価や指定収集袋を異物扱いする評価方法により、自治体は負担を強いられているとともに、市民・消費者に対しては分かりにくい制度となっている。

については、

- ① 容器の汚れなどに関しては、若干の汚れは問題ない場合があり、客観的な判断が難しい面があることから、収集袋の破袋度の評価方法を見直すとともに、より分かりやすい品質基準を示し適正な運用を図ること。
- ② 引き取り品質基準において異物とされている指定収集袋や市販の収集袋及びクリーニング袋などについては、異物とせず、同一の素材であれば同一の商品化ができるようわかりやすい素材別リサイクルを実施する制度とすること。
- ③ ペットボトルの引き取り品質ガイドライン及びベール品質調査項目の変更が行われ、市民の分別負担及び自治体の負担増となり、指定法人ルートの拡大に影響があると考えられる。

ガイドライン等の変更を検討する際には、自治体の意見を聴取・反映させ負担を増大させないこと。

(3) 再商品化手法

プラスチック製容器包装廃棄物については、現在、引き取り品質基準が一律となっているが、本来は再商品化手法により求められる品質は異なるはずである。

また、現在、自治体側に再商品化手法の選択の余地がないため、自治体の事情に関わらずマテリアルリサイクル手法が趨勢となっており、自治体の財政負担が大きくなっている。

については、

- ① 自治体が再商品化事業者に引き渡す際のベールの品質基準を、マテリアルリサイクル、ケミカルリサイクル等のそれぞれの再商品化手法ごとに必要最小限の基

準とすること。

- ② 再商品化手法について、それぞれの処理能力・実情に見合ったものとなるよう、自治体に再商品化手法の選択に係る裁量権を持たせること。

(4) ペットボトルリサイクルの入札について

有償で取引されているペットボトルのリサイクルについては、収集運搬、中間処理等多額の税金が投入されているため、リサイクルの手法、地場リサイクル業者の選択、国内循環などについて市町村の意向が反映される入札制度を引き続き検討すること。

(5) 市民（消費者）が分別・協力しやすい制度

プラスチック製容器包装廃棄物の再商品化促進のためには、市民（消費者）の協力による適正な分別排出が不可欠であるが、プラスチック製容器包装は形状や素材が複雑なため、見分け方が困難であり、市民（消費者）の分別・排出に支障をきたしている。

そこで、容器包装を含めたプラスチック製品全般を容器包装リサイクル制度の対象とするなど、市民に分かりやすい素材別の分別の促進と資源の有効利用を図ることが重要である。

については、

- ① 識別マークの表示義務の範囲を拡大すること、表示サイズを大きく見やすくすること、再商品化手法に沿ってマークを細分化すること等、市民から見てわかりやすく分別・排出できるような表示にすること。
- ② 容器包装を製造する事業者に対し、分別・リサイクルが容易な製品開発及び普及促進や、分別排出に係る市民、消費者のインセンティブ導入を義務づけるなど、市民等がより分別排出しやすいシステムを構築すること。
- ③ 関係者が情報を共有し、相互理解を深め、連携と共同による取組を一層促進するため、特定容器包装多量利用事業者が毎年度主務大臣に対して行う取組状況の報告について公表すること。
- ④ 市民への説明責任を果たすため、再商品化の過程での最終処分量や温室効果ガス、天然資源投入量などの環境効果を、再商品化事業者ごとに把握して公表すること。
- ⑤ 環境省では、毎年度わが国の廃棄物の排出、処理状況等を調査し、公表しているが、熱回収によるリサイクル（サーマルリサイクル）率が明確になっていない。そこで、市民に「循環型社会の形成推進」をさらにアピールするためにも、熱回収を含んだリサイクル率の公表とともに焼却灰のセメント化による再生利用を含んだリサイクル率を公表すること。
- ⑥ 近年、容器製造に係る原材料の省資源、軽量化が進んでいるため、ペットボトル等の分別等の作業量は増加傾向にあるが、リサイクル重量及び率には反映されない。

そこで、容器容量や分別作業量に見合ったリサイクル率の算出方法に見直すこと。

(6) 発生抑制・再使用を優先させる新たな仕組み

循環型社会の形成に向け、廃棄物の減量と環境負荷の低減に向けた取組を一層推進するためには、循環型社会形成推進基本法の理念のとおり、リサイクルよりも発生抑制・再使用を優先させ、地域循環圏の形成を促進する新たな仕組みを導入することが重要である。

については、

- ① 循環型社会を推進するためには、リターナブル容器の使用を増やしてごみ（資源ごみ）総量の発生を抑制することも必要であることから、飲料用容器等の規格化によるリターナブル容器の普及拡大など、製造事業者等によるリターナブル容器の生産、流通、使用、回収等の促進や販売店での引取を義務化するシステムを

構築すること。

- ② ガラス製容器のリターナブル、リサイクルを促進するため、色、形状の規格の統一や識別表示を義務化すること。
- ③ 消費者の意識をごみの持ち帰り及び適正排出へと導き、飲料容器等の散乱の防止や自治体の再資源化経費等の低減を図るためにも、デポジット制度を早期に導入すること。
- ④ レジ袋の安易な配布を抑制するためには、全小売業者を対象にレジ袋の無料配布を制限するか、又はレジ袋を有料化するなど経済的インセンティブを働かせることが効果的である。

については、レジ袋無料配布の制限について、有料化を含む実効性のある仕組みを義務付ける等の制度の導入を図ること。

(7) 合理化拠出金

合理化拠出金は、容器包装リサイクル制度における市町村の取組を支援するうえで一定の役割を果たしてきたが、その制度設計等から再商品化想定単価を見直す度に単価が下がっており、近年は拠出金の額が著しく減少している。

については、合理化拠出金制度については、安定的かつ持続可能な制度とするよう全面的に再検討を行うこと。

(8) プラスチック製容器包装の分別ガイドライン（具体的判断の目安）の明確化

市民がプラスチック製容器包装廃棄物を分別、排出する場合の目安は、識別表示による場合が多いが、複数の容器包装から成る商品の場合や無地の容器包装へは、直接の表示を省略することができることから、市民にとっては分別が難しいケースがある。

については、市民にとってプラスチック製容器包装廃棄物に該当するか否かの判断が容易となるように、プラスチック製容器包装のガイドライン（具体的判断の目安）の見直しを行うこと。

(9) 容器包装以外のプラスチック製廃棄物（いわゆる製品プラ）

容器包装以外のプラスチック製廃棄物について、容器包装プラスチックと同一素材であっても指定法人ルート（容器包装リサイクル法の再商品化ルート）に乗せられないため、焼却・埋立てなどの処理を行わざるを得ない状況となっている。

さらに自治体において資源化するためには分別収集・選別保管に多額の費用がかかるほか、容器包装とそれ以外を分別して排出しなければならないため市民の混乱を招くという問題もある。

については、

- ① 資源の有効利用を促進するため、容器包装以外のプラスチック製廃棄物の回収・リサイクルを、容器包装リサイクル制度と同様に事業者に義務付けること。
- ② 容器包装以外のプラスチック製廃棄物について、事業者中心のリサイクルシステムの構築を検討すること。
- ③ 容器包装以外のプラスチック製廃棄物の回収・リサイクルについて、自治体、特定事業者、再商品化事業者等の各主体が議論する場を設けること。

(10) プラスチック製容器包装における白色トレイの取扱いについて

プラスチック製容器包装における白色トレイは、収集を行う自治体の判断で、「発泡スチロール製食品トレイ」として分別収集を行うことも可能とされ再商品化がすすめられてきた。

しかし、再商品化事業者による競争性がないことから、再商品化落札価格が急騰することがあり、分別して排出する市民への合理的な説明が困難な状況がある。

については、白色トレイについて、適切なコストで再商品化が行われるよう措置すること。

2. 家電リサイクル等の円滑な推進について

(1) 家電リサイクル法の見直し

特定家庭用機器再商品化法（以下「家電リサイクル法」という。）は、二度目の見

直しを行い、平成26年10月に最終報告書が取りまとめられた。

しかし、自治体から強い要望のあるリサイクル料金の前払制度の導入や、対象品目の拡大等についての見直しは見送られた。

自治体の立場からは、家電リサイクル制度の円滑な推進に関しては、様々な課題があるので、引き続き廃棄物の適正な処理及び資源の有効利用の観点から、より抜本的な見直しをすること。

1) 廃家電製品の再商品化等費用の前払い制度の導入

家電製品の再商品化等費用については、廃棄時に負担することとなっているが、当該費用の負担のみならず廃棄にかかる手間も消費者にとって負担となっている。また、排出時に費用などの負担を求めていることが不法投棄を誘発する要因や、近年蔓延している違法な不用品回収業者の問題などを助長する要因となっていると考えられる。

については、家電リサイクル法に基づくリサイクルシステムを円滑に実施するため、家電製品の再商品化等費用の徴収方法について、販売時費用回収方式（いわゆる「前払い方式」）又は製品価格への上乗せ（内部化）とすること。

2) 対象品目の拡大

① リサイクル対象品目の拡大は自治体にとっても重要な課題であり、循環型社会の構築・推進の主要な柱の一つであることから、引き続き家電リサイクル対象品目の拡大が必要である。

については、有用資源を含む家電製品を対象品目として追加指定すること。

② 大型で重量のある家電（電子レンジ・電動マッサージチェア・電気オイルヒーター）及び介護用品（電動ベッド、電動車椅子など）等、家電リサイクル法の対象外の廃家電等については、一般家庭への普及率及び自治体での処理実態などを考慮した上で、対象品目に追加指定すること。

3) 不法投棄された廃家電製品の回収等

① 不法投棄された廃家電製品を自治体が回収して製造業者に引き渡す場合の収集運搬費用、リサイクル費用については、自治体の負担となっている。

については、自治体に対する減免制度の創設や国による財政措置を講じること。

または、自治体の負担ではなく、製造業者等事業者が製品の無料回収や費用を負担する仕組みとすること。

② 自治体を実施する不法投棄対策に対して一般財団法人家電製品協会による不法投棄未然防止事業協力が行われているが、この制度は必ずしも自治体にとって使い勝手のよいものとなっていない。

については、わかりやすい制度とするとともに、地域の実情に応じた柔軟な対応を図ること。

③ 不法投棄された対象機器について、メーカー等による自主回収ルートを構築すること。

④ 家電製品の不法投棄防止対策に向け、抜本的な法整備を講じること。

⑤ 自治体のパトロール強化や監視カメラの設置等不法投棄の未然防止のための経費に対する財政支援制度を充実すること。

4) 製造事業者等への指導

① 製造事業者による販売店での回収ルートの構築を指導すること。

② 家電リサイクル法に基づき、市民の適正排出を促進する観点からも、製造業者等に対し、環境配慮設計による再商品化費用の更なる低減化を促進するための措置を講ずること。

5) 引取場所数の拡大

指定引取場所のグループ別の廃止は実現したが、未だ引取場所数は不十分である。

については、さらに指定引取場所数を増加すること。

また、自治体が運搬する場合においては、指定引取場所に加えて直接リサイクルプ

ラントでも引き取り可能な仕組みとすること。

6) 引取義務外品

家電リサイクル法では、市民からの特定家庭用機器廃棄物の収集・運搬を小売業者が行うこととされているが、その対象は過去に自ら販売したものと、買い替えの際に引取りを求められたもののみである。

については、引取り義務外品についても、小売業の業界等による円滑な引取りが可能となるよう協力を要請するなど、より良い仕組みを構築すること。

(2) 資源の有効利用の促進について

資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という。）は、資源の有効な利用の促進を図るために、製品の設計・製造段階から回収・リサイクルに係る各段階における製造者等の3Rのための義務や取組の判断の基準について定めているが、自治体や市民にとって必ずしも十分ではない。

については、制度の円滑な推進を図るため、

- ① 不法投棄された資源有効利用促進法の指定機器を自治体が回収し、製造等事業者に引き渡す場合のリサイクル費用や収集運搬費用は、自治体の重い負担となっているので、製造等事業者による費用負担とすること。
- ② 市民は、パソコンについて、製品ごとに製造等事業者へ回収の申込をすることになるが、本体とモニターとで申込み先が異なる場合もあり、市民にとって申込手続きが煩雑となるため、他社製品についても一括して申し込めるよう体制を整備すること。

(3) 使用済小型電子機器等のリサイクル

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（以下「小型家電リサイクル法」という。）は、使用済小型電子機器等の再資源化を促進するための措置を講ずることにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図ることを目的に平成25年4月1日から施行され、平成29年7月時点では、「実施中」「実施に向けて調整中」の自治体は、1,412市町村となっている。

については、自治体における小型家電リサイクル制度への取組をより一層推進するために、次の事項について要望する。

1) 財政支援について

自治体における小型家電リサイクル制度の実施にあたっては、分別収集体制の構築及び市民への広報・啓発、及び保管施設等の整備を含めた初期費用、並びに使用済小型電子機器の回収から再資源化事業者への引渡しまでに要する収集・運搬等の費用は全て自治体の責任となっている。また、小型家電の有償性を支える鉄スクラップの相場が、法施行時と比べて大幅に落ち込んでおり、事業者からは、収集する使用済小型家電の種類や量によっては、逆有償での引渡しを持ちかけられる様な状況もある。

については、

- ① このリサイクル制度を持続可能な取組とするために、これまでの一部自治体のイニシャルコストに対する実証実験などによる支援だけではなく、自治体が円滑に制度を実施するために必要な費用であるイニシャルコスト、ランニングコストについても、国において財政的支援を講じること。
- ② 自治体・事業者の取組を情報収集・提供することでリサイクルシステムの効率化、高度化を図るとともに、制度の普及のために幅広い広報普及活動に取り組むなど、自治体が参加しやすい体制を整備すること。

2) 制度の仕組みの見直しについて

小型家電リサイクル法に基づく3Rの取組を総合的に推進するためには、従来の自治体の収集を基底とした仕組みを見直し、関係事業者が主体となった制度を検討することが必要である。

については、販売者等が自ら回収する方法に改め、回収費用の全額を販売者・製造者

が負担する仕組みに変更するなど、制度の仕組みを変更すること。

また、消費者に対してリデュース、リユースの重要性を周知すること。

(4) 使用済物品の適正な処理の確保について

違法な廃品回収業者における問題点については、平成 22 年 10 月 21 日付け「使用済物品の適正な処理の確保について」及び平成 24 年 3 月 19 日付け「使用済家電製品の廃棄物該当性の判断について（通知）」にあるとおり、廃品回収業者が物品を無料若しくは著しく低廉な価格で買い取る場合でも報告の徴収や立入検査の実施を求めているが、廃棄物該当の判断が難しい。

については、このような状況の中で、効果的・効率的に適正処理を確保するために、

- ① 国からの自治体への情報提供、事業者への適正処理の周知徹底。
- ② 所管する警察、都道府県、市町村の合同による報告徴収や立入検査の実施、情報共有といった仕組みづくりを検討すること。

3. 食品リサイクルの推進について

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（以下「食品リサイクル法」という。）に関しては、平成 26 年 10 月に「今後の食品リサイクル制度のあり方について」の意見具申が提出された。

食品廃棄物等の発生抑制については、一定の成果があるものの、本来食べられるにもかかわらず廃棄されている、いわゆる「食品ロス」が年間 646 万トンあり、その削減が、取組むべき大きな課題となっている。

今後、食品ロス削減の取組を進めていく上では、各地域の実情に応じて、自治体と関係省庁、関係団体、消費者等の様々な関係者が連携して取り組むことが必要となる。

また、登録再生利用事業者制度については、少なくとも排出事業者の所属する自治体の一般廃棄物収集運搬業の許可が必要なため、必ずしも使い勝手のよい制度設計になっていない。

については、食品リサイクル制度をさらに推進するために、次の事項について要望する。

(1) 食品ロス削減の取組

国においては食品ロス削減の取組が円滑に推進されるよう、自治体に対して効果的な普及啓発を進めるための情報提供及び実態の把握など支援策を講じること。

また、生産段階における廃棄物の資源化、商慣習としての賞味期限の 3 分の 1 ルールの是正など、国で実施したほうが効果的な施策も多く、国での取組を推進すること。

(2) 登録再生利用事業者制度の見直し

食品リサイクル法で定める特例では、廃棄物処理法第 7 条第 12 項に規定する一般廃棄物収集運搬業者のみ、登録再生利用事業者の事業場がある荷卸し地の市町村の許可を不要としているが、市町村長が、再生利用が確実と認めた食品循環資源のみを運搬する輸送業者についても、同様の特例を受けることができるよう制度を見直すこと。

また、食品関連事業者に該当しないが、食品ロスの排出量が多い学校や病院等の事業者の委託を受けて、食品循環資源を運搬する一般廃棄物収集運搬業者についても同様の特例を受けることができるよう食品リサイクル法を見直すこと。

4. 廃棄物の発生抑制及びリサイクルのための施策の推進について

持続可能な社会の形成に向けて、3Rに係る諸施策を推進していくことが重大である。

については、次の事項について特別の措置を講じるよう要望する。

(1) 建設工事に係る資材の再資源化に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）の見直し

建設系廃棄物を不適正に過剰保管する解体工事業者に対しては、廃棄物処理法に基づく改善命令を行っているが、命令違反による告発や処罰を行っても、建設リサイクル法の解体工事登録の取消しや営業の停止にはならないため、そのまま解体業を継続することが可能であり、不適正保管量が増加するなど対応に苦慮している。

一方で、建設業法の許可を受けた建設業者については、役員等が廃棄物処理法違反

により刑に処せられた場合は、営業停止処分を課することができる。

については、解体工事業者に対して指導を効果的に行うため、建設リサイクル法の解体工事登録についても、廃棄物処理法に違反し刑に処せられた事実をもって解体工事の営業停止などの処分を課することができるよう建設リサイクル法の見直しを行うこと。

(2) 建設リサイクル法に係る費用の適正な負担

解体業者に処理を依頼した廃棄物については、不正に保管・処理される事例が増えてきているが、その要因として、発注者に分別解体及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用の適正な負担がされていないことが考えられる。

については、適正な業者への発注を促し、不適正な廃棄物の保管と処理を抑制するため、業務を発注する者に対して適正な負担を求める建設リサイクル法第6条を市民事業者等に周知すること。

(3) 古紙・古布リサイクル

古紙等については、自治体が直接回収するか、又は集団回収の実施団体に対して活動支援の助成金等を支給しており、回収にかかる役務や費用が自治体等の負担となっている。長期的に安定した古紙・古布のリサイクルシステムを維持するとともに、自治体や住民の負担が過大とならないようにするため、国、自治体、事業者及び市民等で適切な役割分担と費用負担の仕組みを構築すること。

併せて、古紙リサイクルを円滑に進めるために、再生紙使用を促進する仕組みを構築すること。

また、古紙の持ち去り行為は、法令等で有効な規制がないことから、各自治体において条例に罰則規定等を設け対応しているが、効果が限定的となっている。

については、持ち去られた古紙を流通させないための体制や罰則規定等をふくめた法整備をおこなうこと。

(4) 小型充電式電池の回収拠点の拡大等

小型充電式電池については、リサイクルの仕組みができてきているが、市民の認知度が低く、不燃物として排出するケースが多い。

については、各電気店・ホームセンター等に電池回収箱を設置するなど、回収拠点の拡大を図り、市民が排出しやすい仕組みを検討すること。

(5) 事業者責任の強化

循環型社会の形成に向けて、国では「環境基本法」をはじめ法整備を進めてきたところであるが、容器包装リサイクル法等の各種リサイクル法に課題が多く、循環型社会形成の推進には不十分と言わざるを得ない。

製品の生産者又は輸入業者等は、製品の流通に始まり、その製品が使用済みとなって廃棄処理されるまでの一連のサイクルを通じ、廃棄物処理を念頭とした環境への影響を最小とするビジネスモデルを構築することにより、廃棄物の発生抑制の効果を発揮させることができる。

については、耐久消費財を中心とした粗大ごみ等、廃棄物の減量化又は適正処理、リサイクルに関して、拡大生産者責任のもと事業者に一定の責任を持たせるような制度を検討し、さらなる循環型社会形成推進に努めること。

第3．適正処理困難廃棄物対策の促進に関する要望

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第6条の3の規定に基づき、全国的に自治体による適正な処理が困難となっていると認められる一般廃棄物として廃ゴムタイヤ等4品目が指定されている。

しかし、指定一般廃棄物を適正に処理することが困難な場合に、困難となっている処理の過程に限り、特定事業者に対して協力を求めることができる制度であるため、自治体の負担は依然として大きなままである。

また、指定4品目以外にも、スプレー缶、カセット式ガスボンベ、使い捨てライター、

水銀含有製品（水銀体温計や蛍光灯等）等の爆発・危険性、有害性を有する製品や、物理的形狀等から自治体においては適正な処理が困難な廃棄物が多く排出されている。

これらの一般廃棄物については自治体が処理することになっているが、処理を専門業者に委託しなければならないなど財政的負担も大きい。

このような状況を踏まえ、制度のあり方や問題となっている点について要望する。

1. 法整備の推進について

平成3年の廃棄物処理法の改正において適正処理困難指定廃棄物の制度が設けられ、特定事業者に対して製品の引取りを含めた適正処理についての協力を求める道が開けたが、法的な責任や義務が不明確なため、特定事業者により有効な回収・処理の仕組みができたものは少ない。

については、次のとおり法整備等を要望する。

- ① 特定事業者に対して、責任を持って回収・処理する体制の構築を義務づけること。
- ② 製造者・販売者である特定事業者に対して、環境に配慮した製造段階での製品設計、素材の選択、使用方法の判りやすい表示等について、適切な措置を講ずること。
- ③ 製品の特性に応じたデポジット制の導入を図ること。

2. 適正処理困難指定廃棄物について

指定4品目以外にも、スプレー缶、カセット式ガスボンベ、使い捨てライター等爆発・危険性、有害性を有する製品や、物理的形狀等から自治体においては適正処理が困難な廃棄物が多く排出されている。

については、これら廃棄物の適正な処理を促進するために、適正処理困難指定廃棄物へ追加指定すること。

- ① スプレー缶、カセット式ガスボンベ、使い捨てライター、リチウムイオンバッテリー、充電式電池
- ② 水銀含有製品（水銀体温計、蛍光灯等）
- ③ 薬品類
- ④ 電動ベッド、電動カー等の介護用品
- ⑤ マッサージチェア等の健康用品

(1) カセット式ガスボンベ、スプレー缶等について

廃棄物の収集運搬・処理の過程において、カセット式ガスボンベ、スプレー缶及び使い捨てライターが要因と考えられる爆発・火災事故が後を絶たない。また、カセット式ガスボンベ、スプレー缶については、関係業界との合意により「中身排出機構の装着」など一定の方向が示されたが、なお残された課題も多い。

については、これらの爆発・危険性、有害性を有する製品について、早急に法整備も含め、適正処理基準を策定するとともに、販売店及び製造事業者による自主回収・処理システムを構築すること。

(2) 廃スプリングマットレス等の回収処理システムの整備について

廃スプリングマットレスについては、適正処理困難廃棄物に指定されているにもかかわらず、未だ事業者による適正処理・リサイクルシステムが確立できていない状況であり、海外で製造された製品の処理も増加している。

特に、近年流通してきたポケットコイルは多大な負担となっている。

については、事業者処理責任を基本とした適正処理・リサイクルシステムの構築に向けて、必要な措置を講ずること。

(3) 水銀含有廃棄物の適正処理の推進について

平成25年10月に、熊本で「水銀に関する水俣条約」が採択された。条文に水銀の輸出規制をはじめ、大気や水、土壌等への排出削減、あるいは適切な水銀の保管等が規定された。

更に平成29年10月に改正廃棄物処理法施行令等が施行され、水銀を含む廃棄物の適正処理の一層の厳格化が図られたが、廃棄物処理法において、一般廃棄物につい

ては水銀含有廃棄物の回収規定がなく、環境省のガイドラインはあるが、各自治体の判断にゆだねられている状況にある。

については、

- ① 適正な処理の促進及び多様な回収ルートの確保の観点から、水銀使用製品を製造・販売している事業者による、水銀使用廃製品の自主回収を促進する仕組みを構築すること。
 - ② 自治体が新たに分別回収の体制を構築する場合において、必要な財政措置を講じること。
 - ③ 廃棄物処理施設における水銀排出基準の設定に伴う自治体の施設改造費等について、国の財政措置を講じること。
- (4) 農薬や薬品類等の有害物質を含む廃棄物について
農薬（特にPCBを含むもの）や薬品類等の有害物質を含む廃棄物については、業界における処理システムの確立ができておらず、自治体において対応に苦慮している状況である。

については、関係事業者等（販売店を含む）による回収から処理までのルートを確認できるよう、指導、支援を図ること。

- (5) 家庭から排出される在宅医療廃棄物の適正処理について

近年、在宅医療の進展に伴い、家庭から廃棄物として排出される注射器や点滴バッグ等の医療器具の量が増加し、その多様性も増している。

自治体においては、収集・選別作業時に刺傷、感染症の罹患等の危険性を伴うことから処理に苦慮しており、また、プラスチック製容器包装の識別マーク付きの医療パックが存在するなど、排出者である市民も分別する際の見分け方が難しく、混乱している状況である。

また、「注射針等の鋭利なものは医療関係者あるいは患者・家族が医療機関へ持ち込み、感染性廃棄物として処理する」ことが望ましいとの環境省通知が出されている。

については、

- ① 刺傷、感染症の罹患等の恐れのある在宅医療廃棄物については、各医療機関による全国統一的な回収・処理システムを早期に構築すること。
また、拡大生産者責任の観点から、メーカーへの処理責任の分担について検討すること。
 - ② 自治体や在宅医療を受けている市民に対し、感染性などの危険情報や適正な処分方法について、識別表示を統一、義務化するなど明確な指針を早期に示すとともに、情報提供をより積極的に図ること。
- (6) 大型及び重量のある家電等について
大型及び重量のある、家電（電子レンジ・電気オイルヒーター）、電動ベッド・電動カーなどの介護用品及び電動マッサージチェアなどの健康用品等については、自治体における処理状況を調査するとともに、適正処理困難物の指定も検討し、適正処理・リサイクルを推進すること。

3. PCB使用廃安定器の期限内処理に係る財政支援について

多くの自治体ではPCB使用廃安定器を多量に保管しており、期限内に確実に処理するには、短期間に多額の経費支出が必要となり、処理期間内の処理完了が困難となる恐れがある。

については、市民サービスを低下させることなく、期限内に処理を完了させるため、支出の平準化等により負担が軽減されるよう助成制度或いは起債措置など制度創設を検討すること。

4. PCB廃棄物の期限内処理の推進について

① 未把握のPCB廃棄物掘り起こし調査の円滑な実施に向けた法整備

平成 29 年 10 月に通知された掘り起こしマニュアルにより、昭和 52 年 3 月以前に建てられた事業用建築物の調査が追加された。

このため、税務担当課に対して、事業用建築物に係る家屋課税台帳の提供を求めたが、税務担当課が保有する建物所有者住所には、独自に取得した登記されていない情報も含まれるため、地方税法の守秘義務を理由に提供を受けることができなかった。

一方、「空家等対策の推進に関する特別措置法」では、固定資産税の課税情報を市町村内部で利用できる規定が設けられている。

については、円滑な調査実施のため、同様の法整備を講じること。

② 未把握のPCB廃棄物掘り起こし調査への財政的支援

未把握のPCB掘り起こし調査は、調査件数の増大や短期間での調査となるため、経費が著しく増大している。

については、必要な財政措置を講じること。

③ PCB廃棄物の期限内処理に向けた積極的な広報・啓発

PCB使用製品・廃棄物については、保有している事業者の裾野が広いとため、処理期限までの早期・適正な処理の必要性等について、大規模且つ効果の高い広報啓発を積極的に行うこと。

5. 一般廃棄物となる建材等について

従来、事業者のみが取り扱っていた建材や住宅設備について、最近ではホームセンターなどで一般市民でも容易に手に入るようになってきている。しかし、これらが事業者を介さずに廃棄物となった場合は、一般廃棄物として取り扱われるため、自治体が処理責任を負うこととなるが、物の性状や量の面から一般廃棄物処理施設での処理が困難となっている。

については、これらの一般廃棄物となる建材や資材について、例えば製造若しくは販売する事業者が引き取り・処理する体制を構築するなど法制度を整備すること。

6. 紙おむつや医療系廃棄物について

超高齢化に伴い、紙おむつの排出が増え、収集運搬費、焼却費など自治体負担が増加するため、処理費用について、生産者・事業者に一定の負担を課すなど、事業者処理責任を強化すること。

また、医療系廃棄物について、生産者や事業者自身が発生抑制及び再生使用を進めるような、リサイクルシステムを構築すること。

7. 適正処理が困難な一般廃棄物の処理ルートの構築について

多くの自治体で適正処理が困難となっている一般廃棄物（引火性廃油、化学薬品、FRP製品、業務用機器など）は、現行法上は自治体の責任で、委託や許可業者によって処理を行うこととなっている。

しかし、近隣に処理可能な業者が不在であることなどの理由から、処理を行いたくてもできないのが現状となっている。

処理可能な業者が不在である一因としては、一般廃棄物と産業廃棄物に係る処理施設設置許可の要不要の問題が挙げられる。

については、現状では処理が困難な一般廃棄物を適正処理するための仕組みを構築すること。

第4. 廃棄物の適正処理等の推進に関する要望

廃棄物処理事業を進めていく上で個々の自治体のみでの努力では解決が困難な事項が多くある。については、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

1. 再生可能エネルギー法について

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「FIT法」

という。)に基づく調達価格及び調達期間が告示されたところであるが、調達区分のバイオマスにおける固形燃料燃焼(一般廃棄物)に関し、下記の事項について特段の措置を講ずるよう要望する。

(1) 調達期間

固定価格買取期間は20年間となっているが、発電施設については長期間の使用が前提として建設されている。また、国としても、施設の長寿命化を進めている。

については、再生可能エネルギー供給量の拡大につながるため、調達期間を延長すること。

(2) 調達価格

バイオマスにおける固形燃料燃焼(一般廃棄物)に関し、施設規模に応じて段階的な調達価格を設定するなど安定した価格制度とすること。

(3) FIT法による設備の認定

近年の一般廃棄物処理施設は、基幹改良事業を実施することで、施設の長寿命化及び二酸化炭素削減を図っている。

については、再生可能エネルギー供給量の拡大につなげるため、FIT法の設備認定について、新設設備だけでなく、発電効率の向上等、二酸化炭素削減に関する基幹的設備改良(大規模改修)工事を行った設備については、FIT法による新設設備と同等の扱いとすること。

(4) 電源接続における廃棄物処理施設の適用除外について

固定価格買取制度導入以降、発電事業者からの連系希望が急増し、連系が制約されている地域が存在する状況から、電力広域的運営推進機関から「電源接続案件募集プロセス」のルール化、資源エネルギー庁から「上位系統の費用負担に関するガイドライン」が公表され、東京電力パワーグリッド(株)から、「電源接続案件募集プロセス」が発表された。

同プロセスの内容は、連携希望事業者を一律に扱い、入札により連携事業者を決定するものであるため、廃棄物処理施設の連携が不確実なものとなり、国庫補助事業推進を阻害するとともに、自治体に不測の費用負担を生じさせている。

については、同プロセスの適用対象工事から廃棄物処理施設を除外するなどの措置を講じられたい。

(5) RPS経過措置廃止後、FIT制度の適用から外れる施設に対する新たな制度の制定について

RPS経過措置については、平成29年度から5年で廃止されることが決定され、運転開始して20年を経過した発電所はそもそもFIT制度の適用除外であったことから投資回収が十分できていない。

各自治体は、売電(FIT電気、新エネルギー等電気相当量など)による収入を活用し、一般廃棄物処理事業を維持運営しており、RPS経過措置廃止後、FIT制度の適用から外れる施設に対する新たな制度を制定すること。

(6) 電力品質確保に係る系統連携技術要件ガイドラインの見直しについて

廃棄物発電について、当該ガイドラインにより高圧配電線との連携は1施設あたりの電力容量が原則として2,000kw未満となっており、施設内での自家消費電力の大小にかかわらずのものとなっている。

については、発電規模による制限ではなく実際の逆電流によるものとする。

また、ごみ発電を行う場合、2,000kw以上の発電機を設置し発電する場合でも変電所の容量や周辺の電力需要を考慮する中で、他の発電事業者と区別して、弾力的な系統連携を行えるようガイドラインを見直すこと。

(7) 廃棄物処理施設の系統連系について

発電設備を設置する自治体では、余剰電力が発生した場合、一般送配電事業者の配電線網に送電することが一般的であるが、基幹送電網に空き容量がない地域では、新

たな特別高圧線敷設に係る費用が多額で、相当の工事期間を要するなど、事実上送電を断念することとなり、エネルギー回収率の低下により循環交付金を活用できない状況が想定される。

については、廃棄物処理施設の余熱利用発電は循環型社会の形成に大きく寄与することから、廃棄物処理施設の系統連系の積極的な推進を図るなど、必要な措置を講じること。

(8) 地域低炭素化モデル事業の継続について

地域の低炭素化をより確実に推進していくために、廃棄物焼却施設等の更新時期に合わせて活用できるよう、継続して実施すること。

既存の余熱利用施設の設定の改修や更新も適用可能となるよう要件を拡充すること。

また、エネルギー回収型廃棄物処理施設等と併せて整備する余熱利用施設の設定も補助対象とすること。

(9) 一般廃棄物処理施設におけるごみ投入量の管理方法について

再生可能エネルギーの促進及び温室効果ガスの発生抑制に向けて、一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準において「施設へのごみ投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。」と定められているが、一般廃棄物処理施設の投入量については、1日の投入実績の算定方法が不明確であり施設毎に計算方法も異なっており、より柔軟な管理方法を検討すること。

2. 電力の計画値インバランス制度について

国の進める電力システム改革において、平成28年4月から計画値同時同量制度が導入され、系統に連系する発電所は発電の計画値と実績値の差であるいわゆるインバランスを抑制することが求められるが、廃棄物発電は焼却不適物の混入により焼却炉の緊急停止があったり、また、搬入されるごみの性質が均一でないことから出力が安定しないため、計画値どおりに発電することは極めて困難である。

新制度では、制度設計の議論の中では、FIT認定を受けている発電所は特例対象となり、計画値どおりに発電しなくても、FIT価格で買取される予定となっているが、一方で、RPS認定の廃棄物発電等は特例対象とならず、インバランスのリスクは発電所又は小売電気事業者が負うことになっているため売電収入の減少が想定される。

については、自治体にとって、売電収入は貴重な歳入であることから、インバランス制度においては、RPS認定を含め全ての廃棄物発電を特例対象とし、適用除外とすること。

3. 小売電気事業者登録制度の充実について

平成27年度に全国規模で発生した特定規模電気事業者の経営破綻による売電電力料金が未収金となった事案は、契約先であった各自治体にとって大きな財政負担となっている。

また、平成28年4月1日より電力小売全面自由化が始まり、制度が変更されたことで、電気の小売を行うためには小売電気事業者の登録が必要となった。

については、小売電気事業者登録制度の充実について、特段の措置を講じるよう要望する。

(1) 定期的な経営状況の確認

自治体が個別の小売電気事業者の経営状況を把握するのは極めて困難である。

小売電気事業者登録では、小売電気事業者の経営状況に関する審査が行われるのは登録時のみであるため、定期的（毎年）に経営状況の確認を行い、自治体に対して必要な情報提供を行う仕組みを構築すること。

(2) 審査体制の強化等

経営状況が悪化した小売電気事業者については、登録取消措置を行うなど審査を強化するとともに、速やかに情報の公表を行うこと。

4. 熔融スラグの利用促進について

(1) 熔融スラグの有効利用を促進するための施策

熔融スラグの有効利用は、循環型社会の形成及び最終処分量削減の観点から重要な課題であると考えられるが、利用できるのはそれを生成した当該自治体が発注した公共工事等に限られており、一部の自治体では熔融スラグを最終処分している状況にある。利用を促進するためには、市場の確保が必要不可欠である。

については、

- ① 熔融スラグをグリーン調達品目に位置づけるとともに、国の公共工事に一定の割合で自治体が生成した熔融スラグの利用を義務付ける等積極的な利用促進策を講じること。
- ② スラグ流通の基盤となる広域的ストックヤードの整備等、循環型社会形成推進の構築に向けた環境整備を行うこと。

(2) 掘り返した熔融スラグの取扱い

熔融スラグを土砂の代替品として盛り土、埋戻し材等に利用し、後に掘り返した場合、熔融スラグが混入した残土については、産業廃棄物として処分せざるを得ない状況である。

しかし、その負担は大きく、埋戻し材としての利用促進の障害となっている。

また、品質において有害物質の溶出量は一般的な建設発生土と変わらないこと及びこれまで全国で利用されている量は多く、それらを処分することとなると、最終処分場の延命化等に逆行することとなる。

については、基準を満たす熔融スラグについては、利用条件を緩和し、土砂として取り扱えるようにすること。

(3) 熔融副産物

熔融飛灰は、資源として利用価値が十分にあるので、有効金属の回収について、資源確保の観点から積極的に取り組むこと。

(4) 熔融スラグの再生利用

「一般廃棄物の熔融固化物の再生利用の実施の促進に係る通知の一部改正について」(平成 21 年 10 月 2 日環境省通知)により、熔融固化物の用途として、地中空間の充てん材が追加された。しかしこの利用については、多くの条件が課せられており、JIS規格相当の安全な利用を阻害している。また、地中空間の充てんと埋め戻しとの区分け(定義付け)が明確にされていないため、地下構造物の空間及び撤去空間跡等がいずれの利用になるのか判断が難しい。

については、円滑な利用を進めるため、地中空間充てんの利用条件を緩和すること。

また、地中空間の充てんと埋め戻しとの明確な区分け(定義付け)を行うこと。

5. ガラス製廃棄物(食器、鏡等)のリサイクルについて

食器、鏡、家具付属ガラス等のガラス製廃棄物の処理については、リサイクルシステムが構築されていない現状では、埋立処分に頼らざるを得ない状況にあるが、建設廃材等と比較すると付着物が少なく良質な資源物である。

については、

- ① 土木・建築資材として再商品化は可能なものの、用途が限定されており市場規模が小さいことから、ガラス製廃棄物の広域リサイクルシステムを構築すること。
- ② 粒度調整加工した資材を土木工事の標準仕様に指定して利用促進を図ること、また、土木工事の埋戻し等に利用した後に掘削を行い処分する場合であっても、廃棄物ではなく建設発生土として取扱えるようにするなど、ガラス製廃棄物の利用の拡充を図ること。

6. 一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準について

近年、自治体が委託する一般廃棄物の収集運搬について、競争入札等が実施される例が増加する中、「委託処理する場合においては、委託基準において、受託者の能力要件

に加え『委託料が受託義務を遂行するに足りる額であること。』とされている等、環境保全の重要性及び一般廃棄物処理の公共性にかんがみ、経済性の確保等の要請よりも業務の確実な履行を重視しているものである。」と、ごみ処理基本計画の策定に当たっての指針としながらも、令第4条第5号の委託料のあり方について言及しているが、具体的にどのような場合に適合しているか否かという判断が明確になっていない。

については、「委託料が受託義務を遂行するに足りる額であること。」に関し、適合の可否についての具体的な判断基準を示すこと。

7. 手数料徴収事務の円滑な推進について

一般廃棄物の収集運搬事務等を民間業者に委託している場合に、収集業務に直接従事する者が収集時に手数料を徴収できれば、業務の効率化や確実な徴収を一層進められる。しかし、こうした行為は、廃棄物処理法施行令第4条第6号の規定に抵触するおそれがある。

手数料に関して納入通知書による事後徴収方式を採用している自治体においては、自治体の徴収経費を増大させるばかりでなく、滞納の原因にもつながり、手数料の確実かつ効率的な徴収の面で、受益者負担の公平性に問題が生じている。

については、円滑な徴収ができるよう、収集業務に直接従事する者が手数料を収集時に徴収できるよう関係法令及び同規定を見直すこと。

8. 安定型最終処分場の見直しについて

安定型最終処分場については、その安全性について市民の理解を得つつ、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に資する施設となるよう、中央環境審議会の意見具申（「廃棄物処理制度の見直しの方向性」平成22年1月25日）「安定型5品目以外の付着・混入を防止するための仕組みの強化や、最終処分場において浸透水等のチェック機能の強化等について更に検討していくべき」とされたが、未だ新たな措置が講ぜられていないため、関係法令の改正を含む実効的な対策を早急に講じること。

9. 産業廃棄物処理施設の集中について

地域によっては同一市域内において、産業廃棄物の最終処分場がこれまでに埋立てが終了したものも含めて集中して設置されており、さらに大規模な処分場を含む複数の新設計画がある。また、多くの中間処理施設が稼働しているなど、産業廃棄物処理施設が過度に集中している地域がある。

このようなことは、市民の生活・生産環境の保全及び市の将来像の実現に重大な影響を及ぼすことから、一地域に設置できる産業廃棄物処理施設の総量について検討するなど、対策を講じること。

10. 漂流・漂着・海底ごみについて

海岸等に漂流・漂着・海底に堆積する大量のごみが、漁業や生活環境、景観に悪影響を及ぼしている。また、近年、発生源が明らかに海外と思われる廃棄物が主に日本海側に大量に漂着し、市民に対する危険性を回避するためのパトロールや市民周知、漂着物の回収等に多くの要員や費用が必要となるなど、多くの自治体でその対応に苦慮している。

また、当該漂着物には注射針や有害な内容物が含まれているものなどがあり、自治体の処理施設では処理できない場合は、専門業者に委託しなければならないなど、多くの自治体でその対応に苦慮している。

については、

- ① 自治体への特段の財政支援制度を長期継続すること。
- ② 発生源が明らかに海外と思われる廃棄物も漂着していることから、問題解決に向け周辺国との対策の連携に努めること。

離島における漂着ごみの回収やその処理への対応策を講じること。

11. 廃棄物行政に携わる実務者の啓発について

国においては、自治体への支援のための様々な施策を展開している。

については、自治体の職員を啓発するため、研修会を具体的な内容ごとに定期的を実施すること。

12. 一般廃棄物処理業許可における暴力団の排除について

平成 12 年に産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設に係る許可に関しては、暴力団排除規定が廃棄物処理法に盛り込まれたが、その一方、一般廃棄物処理業については同様の規定が設けられないまま現在に至っている。

そのため、自治体が、一般廃棄物処理業に係る許可に際して暴力団を排除しようとしても、廃棄物処理法に規定がなく、対応に苦慮している。

政令市においては、同一事業者からの申請に対して、産業廃棄物処理業の許可は不許可となるが、一般廃棄物処理業の許可は取得できるというように整合性が取れていない。

については、廃棄物処理法を改正すること又は自治体における廃棄物処理法の上乗せ規定ができるよう措置すること。

13. 一般廃棄物処理業への優良事業者制度の導入について

一般廃棄物処理業の許可期間については、現在政令により 2 年を下らない範囲で定めることとされているが、当該許可期間について産業廃棄物処理業に適用されている優良事業者への許可期間の延長と同様の優良事業者制度を導入すること。

14. 一般廃棄物と産業廃棄物の混合処理について

一般廃棄物と産業廃棄物の混合処理については、混合禁止を指導する自治体と指導しない自治体とに分かれる。先に環境省に照会したところ、「混合処理については法の禁じるものではない」、「同様の性状を有しない場合であっても、一つの施設において同様の処理を行うことが可能であるものについては、混合して処分して差支えない」との回答を受けた。

一般廃棄物の処理責任を有する自治体においては、混合処理後の一般廃棄物の最終処分までの責任をどのように負うこととなるのか等疑義がある。

については、国において現状を把握したうえで、明確な指導の根拠を明らかにすること。

15. 国による広域的な最終処分場の確保について

ごみの排出抑制やリサイクルを進めつつ、焼却残渣（焼却灰及び飛灰）の資源化により最終処分量の削減に努めているが、焼却残渣の大幅な削減は困難な状況である。

ごみの安定処理のためには、安定して搬出できる最終処分場が必要不可欠であるが、その新たな確保は容易でなく、また、開設済みの最終処分場の残余年数も限られている。

については、国により広域的な最終処分場を確保すること。

16. バイオディーゼル燃料 (BDF) の使用に係る軽油引取税の優遇措置について

バイオディーゼル燃料(BDF)については、平成 19 年 3 月に BDF 混合軽油の規格が公布された。

については、今後さらなる BDF 混合軽油の導入を促進するため、規格に適合した BDF 混合軽油を自動車燃料として使用する場合の税制上の減免措置を講じること。

17. 無許可の廃棄物回収業者による廃棄物の収集に対する措置について

無許可の廃棄物回収業者が市民から廃棄物を回収し、高額な処理料金を請求する事例が発生している。自治体の許可や委託を受けずに家庭から出される廃棄物を業者が回収することは認められていないが、このような事態が拡散すると、地区外での処理や不法投棄につながる危険性もある。

については、無許可の廃棄物回収業者の利用を防止するべく、市民への広報・啓発の拡充に努めること。

18. 大規模災害発生時におけるごみ処理支援について

環境省指針や過去の震災の教訓等を踏まえ、大規模災害時には公衆衛生の確保や復旧・復興には、他都市からのごみ処理支援のより早い段階での要請や受入が極めて重要である。

また、東日本大震災以降、国では非常災害時における一般廃棄物処理施設の設置の特

例を設けているが、手続きに一定の時間を要することから、災害廃棄物の中には産業廃棄物と同一性状でありながら、再資源化されず、埋め立て処分されている。

については、

- ① 大規模災害発生時には、Dウエストネットワークの仕組み等を通じて、他都市が直ちに被災地へ派遣できる車両・人員等を連絡し、迅速に支援要請などを行う手法を検討すること。
- ② 各都市の被災時の問合せ窓口となる部署を平時から発信するなど、大規模災害時の連絡先を混乱することがないように取り組むこと。
- ③ 大規模な災害発生時において、即座に産業廃棄物許可業者による災害廃棄物処理を可能とするなど、迅速な対応ができる仕組みを構築すること。

19. 産業廃棄物処分業許可事業者に対する「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」における措置命令の実効性について

平成 30 年 4 月 1 日施行された「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 61 号）において、事業の廃止をした者等により、産業廃棄物処理基準に適合しない産業廃棄物の保管が行われている場合、これらのものに対し必要な措置を命じることができることとなった。

しかしながら、現行法では、措置命令を発出するためには、処理基準違反であることが条件となっており、処分業を失効していれば、明確に処理基準違反を問うことができない。

については、事業者が、産業廃棄物処分業の許可を失効した場合、同法第 12 条の「処理基準」がすべて明確に該当する内容ではないため、条文を追記する等、法令、改正を含む実効的な対策を講じること。

20. 太陽光発電モジュール等の自主回収について

市民から太陽光発電モジュール（パネル）が持ち込まれた場合、一般廃棄物として、扱わざるを得ないケースがあり、対応に苦慮している。

今後、大量の太陽光発電モジュールの廃棄が見込まれることから、

- ① 一般廃棄物として処理する場合の対応等について、国が方針を示すこと。
- ② メーカー等による引取り・処理体制を構築するなど、適正な処理ルートの実現に向けた検討を進めること。

21. し尿処理施設と下水道の接続について

「下水処理場」と「し尿処理施設」は両方とも汚水浄化を目的にしており、「し尿処理施設」の処理過程を「下水処理場」に集約化することで、使用する薬品・燃料が減少し、機器設備が少なくなることにより電気使用量も減少するため、両者を接続する上で必要な協議等を簡略化・マニュアル化するとともに、接続工事等についても基幹的設備改良事業の対象とすること。

22. 放射性物質及び放射性物質を使用した機器等の適正処理について

公共工事や家庭ごみから放射性物質が発見された場合、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第 2 条において廃棄物として取り扱えず、自治体の施設で処理することが困難な状況にある。

については、次の項目について措置すること。

- ① 放射性物質及び放射性物質を使用した機器等について、製造者、販売者、使用者が特定できる措置を講じること。
- ② 生産者が放射性物質を回収するルールを確立すること。
- ③ 放射性廃棄物の処分先・処分方法について、早期に環境法等の法整備を行い、適正に処分できるようにすること。
- ④ 放射性物質の対応、処分に要した費用について、自治体へ財政的支援を講じること。

23. 放射性物質を含む焼却灰等の早期搬出について

福島県内における放射性物質を含む焼却灰等は、やむを得ず自治体の管理型最終処分場等で一時保管しているが、最終処分を行うことに住民の理解は得られず、埋め立て容量に余裕がなくなってきた。

については、早期に国が設置する処理施設で、全て一元的に管理・処分を行うこと。

① 指定廃棄物等（放射能濃度 8,000Bq/kg 超）の焼却灰等国が設置している「最終処分場」または「中間貯蔵施設」に、早期に搬出すること。

② 放射能濃度 8,000Bq/kg 以下の焼却灰等

国の責任において、処理施設を設置するなど、早急に搬出・処分すること。

③ 保管する指定廃棄物となった焼却灰は、性状から全量をコンクリート固化する必要がある。今後の焼却灰等の処理に支障をきたすことから、早期にコンクリート固化施設の処理を開始させること。

また、指定廃棄物処分のスケジュールの影響により、事業運営に支障を来す場合の対策を支援するとともに、100,000Bq/kg を超える指定廃棄物の処理スケジュールを早々に示すこと。

24. バグフィルター改良工事への支援

原子力発電所の事故発生後は、ごみ焼却施設の近隣住民の多くが、ごみの焼却に伴い、ばいじんとともに放射性物質が飛散するのではないかと不安を持っている。

ばいじん及び放射性物質は、バグフィルター（集じん装置）でほぼ除去、捕集されることが確認されており、国が対策地域内で行っている災害廃棄物処理業務の減容化施設においては、バグフィルターを1炉2基として、万が一の事態に備えている。

については、近隣住民に説明し、不安解消を図るため、焼却施設を減容化施設と同等に改良する工事について、その全ての費用を国庫補助事業の対象とすること。

25. 国による焼却施設及び最終処分場の整備

原子力発電所の事故発生後、福島県内でイノシシ被害防止のために捕獲しているイノシシの処分については、県内各自治体における共通の課題であり、広域的に対応する必要がある。

については、国が、焼却施設及び焼却灰などの埋立をする最終処分場を早急に整備すること。

26. 原子力発電所の事故に伴う最終処分場の容量減少への措置について

事故発生に伴い、県内にある民間の焼却灰エコセメント化施設は操業を停止し、長期休業を余儀なくされている。そのためエコセメント化を計画していた焼却灰は最終処分場で処分されることとなったため、最終処分場の容量の減少を招き、将来の処分計画に影響が出ている。

については、現時点では、最終処分場の容量減少に係る補償についての賠償項目がないため、最終処分場の容量減少に係る補償について、東京電力の賠償対象とすることや国の責任において、補てん又は新規施策により焼却灰の再資源化を行うこと。

27. 災害廃棄物処理補助金の継続について

被災自治体では、国からの財政支援策を最大限活用し、東日本大震災及び原子力災害からの復旧・復興に全力で取り組んでいる。

については、災害廃棄物処理事業は膨大かつ長期にわたることなどから、復旧・復興を達成するため、国の特例的な財政支援を継続すること。

28. 放射性物質に汚染された廃棄物等の保管及び処分に係る体制の整備について

平成 24 年 1 月 1 日に放射性物質汚染対処特措法が施行され、廃棄物等の処理及び除染について具体的な方針が示されたところであるが、具体的な事務の処理を行う自治体では、国が定めた基準以下の廃棄物であっても、草木、剪定枝、草木をリサイクルしたチップや側溝汚泥、廃棄物焼却施設の焼却灰など、その処理には多くの問題を抱えている。

自治体によっては、周辺住民の反対により、焼却処理が出来ない状態であり、やむを得ず各市町村において、一時保管を続けている状況である。

については、放射性物質による汚染は、既に1自治体の能力では対応できる範囲を超えているので、国による具体的かつ総合的な対策を講じること。

また、放射性物質を含む川ざらい土砂等については、放射能濃度にかかわらず、早期に国の責任において管理処分すること。

29. 東日本大震災の災害廃棄物に係る放射性物質のモニタリング費用について

各自治体は、災害廃棄物の処理の安全性について、国や県の基準を満たしていることを確認して受け入れを行ったが、最終処分場周辺の住民は、放射性物質による健康被害への影響を心配している。

最終処分場周辺の空間線量率、浸出水処理施設からの放流水中の放射性セシウム濃度測定については、平成26年度までは国からの財政措置で行ってきたが、平成27年度は事業の見直しにより、一部自治体の費用負担となっている。

については、放射性物質のモニタリングについては、国が継続して必要な財政措置を講じること。

30. 放射性物質汚染対処特措法に基づく「特定一般廃棄物」埋立基準の変更について

現在、放射性物質汚染対処特措法に基づき、「特定一般廃棄物」となったばいじんは、放射性物質が溶出しないよう、最終処分場に埋め立てた後、上部を不透水層にするなど、廃棄物処理法に上乗せされた埋立基準が適用されている。

一般廃棄物の最終処分場は、埋立廃棄物に雨水を浸透させることで、安定化を図るものであるが、上乗せ基準で埋め立てた区域は、雨水が浸透しないことから、埋立地内部が安定化するまでに長期間を要し、浸出水処理など維持管理費用が増大するとともに、将来的な跡地利活用にも大きく影響をおよぼすこととなる。

については、雨水が浸透して埋立地内部が安定化するよう、特措法の埋立処分基準を改正すること。

31. 新設する「一般廃棄物焼却施設」の放射性物質汚染対処特措法適用除外について

既存の一般廃棄物焼却施設は、放射性物質汚染対処特措法に基づく「特定一般廃棄物処理施設」に該当し、排ガスの放射能濃度等を測定するなど、廃棄物処理法に上乗せされた維持基準が適用されているが、ばいじんの放射能濃度が800Bq/kg以下であるなど、国が確認した場合は、「一般廃棄物処理施設」にもどり、上乗せ基準の適用が除外される。

については、行政区域内の施設が、国の認定を受けて、全て「一般廃棄物処理施設」である場合は、新設の一般廃棄物焼却施設は、国の確認を受けずとも特措法の適用除外となるよう法改正すること。

(公社)全国都市清掃会議技術指導業務実績

2019年3月31日現在

NO	都道府県名	開始年度	完了年度	団体名	指導相談内容	協力機関
1	愛媛県	1981	1981	宇摩地区市町村圏組合	ごみ処理施設建設工事に係る技術指導	東京都職員
2	新潟県	1981	1982	三条市	ごみ処理施設・粗大ごみ処理施設建設工事に係る技術指導	東京都職員
3	長野県	1981	1982	北信保健衛生施設組合	ごみ処理施設建設工事に係る技術指導	東京都職員
4	北海道	1981	1983	網走市	埋立処分場建設工事に係る技術指導	
5	大阪府	1981	1985	枚方市	ごみ処理施設・埋立処分場建設工事に係る技術指導	東京都職員
6	和歌山県	1981	1985	富田川衛生施設組合	し尿処理施設建設工事に係る技術指導	
7	沖縄県	1981	1986	浦添市	ごみ処理施設建設工事に係る技術指導・ごみ処理施設運転に関する技術指導	東京都職員
8	愛媛県	1983	1983	伊予三島市	し尿処理施設建設工事に係る技術指導	
9	愛媛県	1983	1985	吉田町	高速堆肥化処理施設建設工事に係る技術指導	
10	香川県	1983	1987	三豊地区広域市町村圏振興事務組合	粗大ごみ処理施設建設工事に係る技術指導	
11	島根県	1984	1984	松江地区環境衛生組合	し尿処理施設改造に係る基本計画に伴う技術相談	
12	秋田県	1984	1985	男鹿市	ごみ処理施設建設工事に係る技術相談	
13	新潟県	1984	1985	燕市	ごみ処理施設建設工事に係る技術相談	
14	奈良県	1984	1985	奈良市	ごみ処理施設建設工事に係る技術相談	
15	愛媛県	1984	1985	新居浜市	投棄し尿汚泥の安定化対策	
16	香川県	1986	1986	坂出・宇多津広域行政組合	角山クリーンセンターごみ処理施設、運転業務に関する技術相談	
17	茨城県	1987	1987	常総地方広域市町村圏事務組合	ごみ焼却施設建設工事(見積設計図書審査)に関する技術相談	
18	島根県	1987	1987	松江地区環境衛生組合	川向処理場増設工事に伴う技術相談	
19	和歌山県	1987	1988	白浜町	大型共同作業場汚水処理施設に関する技術指導	
20	山形県	1987	1989	山形市	沼水衛生処理場(し尿処理施設)改築に関する技術相談	
21	長野県	1987	1989	飯田衛生施設組合	ごみ焼却場建設工事に関する技術相談	
22	静岡県	1987	1989	富士宮市芝川町厚生施設組合	し尿処理施設建設工事に関する技術相談	
23	山形県	1989	1991	山形市他2町共立衛生処理組合	し尿処理施設建設工事に係る技術相談	
24	長野県	1990	1990	飯田衛生施設組合	新し尿処理場整備計画書作成に関する技術相談	
25	広島県	1991	1994	尾道市	ごみ処理施設、粗大ごみ処理施設建設工事に係る技術相談	
26	山梨県	1991	1996	甲府市	ごみ処理施設、粗大ごみ処理施設建設工事に係る技術相談	
27	和歌山県	1992	1992	富田川衛生施設組合	し尿処理施設・浄化槽汚泥貯留槽設置に関する技術相談	
28	三重県	1992	1993	津市他4箇町村衛生施設利用組合	し尿処理施設建設工事に係る技術相談	
29	長野県	1995	2000	北信保健衛生施設組合	ごみ処理施設建設工事に関する技術指導	東京都職員
30	東京都	1995	1997	西多摩衛生組合	ごみ処理施設建設工事に関する技術指導	公益財団法人東京都環境整備公社
31	沖縄県	1997	2005	那覇市・南風原町ごみ処理施設事務組合	ごみ処理施設建設に係る技術指導	公益財団法人東京都環境整備公社
32	奈良県	1998	2002	奈良市	ダイオキシン削減対策に伴う既設焼却炉改造工事に係る技術指導	
33	香川県	1999	2004	高松地区広域市町村圏振興事務組合	ごみ処理施設建設工事に係る技術指導	
34	熊本県	1999	2003	人吉球磨広域行政組合	ごみ処理施設建設工事に係る技術指導	公益財団法人東京都環境整備公社
35	沖縄県	1999	2002	浦添市	排ガス高度処理施設・灰固化施設整備事業に伴う技術指導	公益財団法人東京都環境整備公社
36	広島市	1999	2003	呉市	ごみ処理施設建設工事に係る技術指導	公益財団法人東京都環境整備公社
37	長野県	1999	2003	南信州広域連合	ごみ処理施設整備事業に関する技術指導	
38	千葉県	1999	2001	流山市	(仮称)リサイクルセンター及び焼却施設建設工事最終発注仕様書審査	
39	東京都	2000	2001	小平・村山・大和衛生組合	ごみ処理施設整備事業に関する技術支援	
40	岐阜県	2000	2001	中津川・恵北環境施設組合	ごみ処理施設整備に係る技術指導	
41	愛知県	2000	2003	豊田市	新清掃工場建設に係る技術指導業務(完了03.9.30)	
42	北海道	2000	2006	北しりべし廃棄物処理広域連合	ごみ処理施設整備授業技術指導業務	
43	長野県	2000	2001	北信保健衛生施設組合	かし担保検査等技術指導業務	東京都職員
44	鹿児島県	2000	2007	肝煎地区一般廃棄物処理組合	焼却施設整備に関する技術指導業務委託	株式会社福岡クリーンエナジー
45	山口県	2001	2002	山口県中部環境施設組合	清掃工場灰出設備改造工事に係る技術指導	
46	長野県	2002	2006	岳北広域行政組合	ごみ処理施設建設事業技術指導	
47	愛知県	2003	2004	刈谷知立環境組合	ごみ処理方式選定に係る技術指導業務委託	

(公社)全国都市清掃会議技術指導業務実績

	都道府県名	開始年度	完了年度	団体名	指導相談内容	協力機関
48	新潟県	2003	2007	新潟市	新焼却施設整備事業に関する技術相談・技術指導業務委託	
49	沖縄県	2003	2009	倉浜衛生施設組合	ごみ処理施設建設工事に係る技術指導	公益財団法人東京都環境整備公社
50	熊本県	2003	2005	人吉球磨広域行政組合	ごみ処理施設中間点検等に係る技術指導(かし保証検査等)	公益財団法人東京都環境整備公社
51	愛知県	2003	2006	豊田市	豊田市新清掃工場建設工事監理技術指導業務委託	公益財団法人東京都環境整備公社
52	宮城県	2005	2005	仙台市環境局長	仙台市松森工場改善策検証業務委託その1、その2	
53	和歌山県	2006	2009	橋本周辺広域市町村圏組合	橋本周辺広域ごみ処理場建設工事に伴う技術指導委託業務	一般財団法人環境事業協会
54	熊本県	2005	2005	人吉球磨広域行政組合	ごみ焼却施設精密機能検査業務委託	公益財団法人東京都環境整備公社
55	沖縄県	2005	2006	浦添市	浦添市クリーンセンター基幹的改良工事技術指導業務	公益財団法人東京都環境整備公社
56	広島県	2003	2018	呉市	クリーンセンターくれ維持管理技術指導業務	
57	長野県	2005	2005	信濃州広域連合	桐林クリーンセンター定期補修工事等に係る技術指導業務	
58	石川県	2005	2005	小松市	(仮称)リサイクルセンター及び焼却施設建設工事発注仕様書作成に伴う技術指導業務	
59	沖縄県	2006		那覇市・南風原町環境施設事務組合(継続)	維持管理に係る技術指導業務	
60	熊本県	2005		人吉球磨広域行政組合(継続)	維持管理技術指導業務	
61	石川県	2006	2006	小松市	ごみ処理施設整備に伴う技術指導業務	公益財団法人東京都環境整備公社
62	新潟県	2006	2009	三条市	ごみ処理施設建設事業に伴う技術支援業務	
63	愛媛県	2006	2008	松山市	西クリーンセンター建替えに伴う建設運営事業計画の技術指導業務	
64	東京都	2006	2007	ふじみ衛生組合	ふじみ新ごみ処理施設整備実施計画技術指導業務	
65	東京都	2006	2008	ふじみ衛生組合	ふじみ新ごみ処理施設整備環境影響評価技術指導業務	
66	長野県	2007	2007	諏訪南行政組合	諏訪南行政組合灰溶融施設建設工事技術指導業務	
67	長野県	2007	2009	岳北広域行政組合	岳北広域行政組合新クリーンセンター建設工事に伴う技術指導業務	公益財団法人東京都環境整備公社
68	長野県	2007	2009	岳北広域行政組合	岳北広域行政組合一般廃棄物最終処分施設建設工事に伴う技術指導業務	NPO法人廃棄物政策フォーラム
69	高知県	2007	2008	高知中央西部焼却処理事務組合	高知中央西部焼却処理事務組合北原クリーンセンター大規模改造工事技術指導業務	一般財団法人環境事業協会
70	東京都	2007	2008	昭島市	(仮称)環境コミュニケーションセンター整備事業工事仕様書作成等技術支援業務	
71	石川県	2007	2008	小松市	熱回収施設見直し仕様書作成に伴う技術指導業務	
72	神奈川県	2007	2010	川崎市	(仮称)リサイクルパークあさお整備事業ごみ焼却処理施設建設工事技術支援業務	
73	岡山県	2008		津山市(継続)	施設建設運営事業施工監理・事後評価等技術支援業務	一般財団法人環境事業協会
74	和歌山県	2008	2011	橋本周辺広域市町村圏組合	橋本周辺広域ごみ処理場 運営管理委託事業に伴う技術指導委託業務	
75	沖縄県	2008		倉浜衛生施設組合(継続)	維持管理に係る技術指導業務	
76	鹿児島県	2008	2012	大隈肝属広域事務組合	肝属地区清掃センター維持管理に係る技術指導業務	
77	東京都	2009	2012	ふじみ衛生組合	ふじみ新ごみ処理施設整備・運営事業支援業務	
78	石川県	2009	2009	小松市	リサイクルセンター環境担保期間満了検査及び熱回収施設業注仕様書作成に伴う技術指導業務	公益財団法人東京都環境整備公社
79	東京都	2009	2010	昭島市	昭島市環境コミュニケーションセンター整備事業技術支援業務	公益財団法人横浜市資源循環公社
80	東京都	2009		武蔵野市(継続)	施設運営管理モニタリング技術指導業務	
81	長野県	2009	2011	佐久市	一般廃棄物中間処理施設整備計画に係る技術指導業務	
82	宮崎県	2009	2014	都城市	クリーンセンター技術支援業務	株式会社福岡クリーンエナジー
83	新潟県	2010	2018	上越市	上越市廃棄物焼却処理施設整備に係る技術支援業務	
84	神奈川県	2010	2012	秦野市伊勢原市環境衛生組合	クリーンセンター建設工事に係る技術支援業務	公益財団法人横浜市資源循環公社
85	東京都	2010	2010	東村山市	東村山市ごみ焼却施設延命化改修工事技術支援業務	公益財団法人東京都環境整備公社
86	愛媛県	2010		今治市(継続)	新ごみ処理施設整備に伴う設計施工監理に係る技術支援業務	一般財団法人環境事業協会
87	鹿児島県	2010	2012	大隈肝属広域事務組合	肝属地区清掃センター運営管理に係る技術指導業務	
88	富山県	2010	2011	高岡地区広域圏事務組合	ごみ処理施設建設に係る技術支援業務	
89	新潟県	2010	2012	三条市	新ごみ処理施設整備・運営事業建設工事プラント検査業務	
90	新潟県	2010		村上市(継続)	新ごみ処理場運営に係る技術支援業務	
91	岐阜県	2010		飛騨市(継続)	ごみ処理施設に関する技術支援業務	一般財団法人環境事業協会
92	埼玉県	2011	2016	ふじみ野市	広域ごみ処理施設事業管理・照査業務	公益財団法人東京都環境整備公社
93	東京都	2011	2013	西秋川衛生組合	西秋川衛生組合ごみ処理施設設計・建設事業に係る技術支援業務	公益財団法人東京都環境整備公社
94	青森県	2011	2011	黒石清掃施設組合	ごみ処理施設基幹的設備改良工事に係る発注支援業務	
95	埼玉県	2012	2018	飯能市	ごみ処理施設建設技術支援業務	公益財団法人横浜市資源循環公社

(公社)全国都市清掃会議技術指導業務実績

都道府県名	開始年度	完了年度	団体名	指導相談内容	協力機関
96 秋田県	2012		湯沢雄勝広域市町村圏組合 (継続)	クリーンセンター運営に係る技術支援業務	
97 沖縄県	2012	2012	浦添市	浦添市クリーンセンター基幹的改良工事技術指導業務	
98 長野県	2012	2013	岳北広域行政組合	環境担保期間満了検査技術指導業務	
99 山口県	2012		岩国市 (継続)	ごみ焼却施設整備運営事業に伴う技術支援業務	株式会社福岡クリーンエナジー
100 茨城県	2012	2015	江戸崎地方衛生土木組合	施設建設事業技術支援業務	
101 山梨県	2012	2016	甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合	ごみ処理施設整備に係る技術支援業務	
102 千葉県	2013	2013	夷隅郡市広域市町村圏事務組合	ごみ焼却施設整備に伴う技術支援業務	
103 宮城県	2013	2016	亶理名取共立衛生処理事務組合	新ごみ処理施設建設工事に伴う技術支援業務委託	
104 神奈川県	2013	2013	厚木愛甲環境施設組合	最終処分場の処理設備・施設に係る実施設計業務委託仕様書照査に係る支援業務	
105 長野県	2013	2016	湖周行政事務組合	諏訪湖周クリーンセンター整備事業技術支援	公益財団法人横浜市資源循環公社
106 石川県	2013	2016	小松市	熱回収施設整備事業に係る技術支援業務	
107 埼玉県	2013	2015	川越市	東清掃センターリサイクル施設改造工事に係る技術支援業務委託	
108 兵庫県	2013		姫路市 (継続)	市川美化センター長寿命化事業に関する技術支援業務	一般財団法人環境事業協会
109 栃木県	2013	2013	小山広域保健衛生組合	廃棄物運搬処分業者選定制度に係る技術監査業務	
110 京都府	2013	2014	城南衛生管理組合	奥山排水処理施設復旧事業に係る技術支援業務	
111 鹿児島県	2014		北薩広域行政組合 (継続)	ごみ処理施設建設に係る技術支援業務	株式会社福岡クリーンエナジー
112 栃木県	2014	2015	塩谷広域行政組合	ごみ処理施設整備及び運営事業者選定等技術支援業務	
113 茨城県	2014	2014	鹿嶋市	浄化槽汚泥等処理施設改良工事に係る技術支援業務	
114 京都府	2015	2018	城南衛生管理組合	折居清掃工場更新施設整備運営事業に係る技術支援業務	
115 秋田県	2015		北秋田市 (継続)	エネルギー回収推進施設運営等に係る技術支援業務	
116 千葉県	2015	2015	成田市	成田富里いずみ清掃工場修繕報告書に係る技術支援業務	
117 千葉県	2015		四街道市 (継続)	ごみ処理施設整備・運営事業技術支援業務	
118 香川県	2015	2016	高松市	焼却施設基幹的設備改良工事設計図書審査業務	一般財団法人環境事業協会
119 埼玉県	2016	2018	川口市	施設整備計画策定技術支援業務	
120 宮城県	2016		大崎地域広域行政事務組 (継続)	廃棄物処理施設建設工事技術支援業務	株式会社仙台市環境整備公社
121 福島県	2016		須賀川地方保健環境組合 (継続)	新ごみ処理施設建設運営事業に係る技術支援業務	公益財団法人横浜市資源循環公社
123 茨城県	2016		霞台厚生施設組合 (継続)	新広域ごみ処理施設整備運営事業に係る技術指導業務	公益財団法人横浜市資源循環公社
124 東京都	2016		町田市 (継続)	熱回収施設等(仮称)設備運営事業に伴う施設整備技術支援業務	公益財団法人横浜市資源循環公社
125 島根県	2016		出雲市 (継続)	可燃ごみ処理施設整備に係る技術支援業務	
126 沖縄県	2016		比謝川行政事務組合	基幹的設備改造工事に係る技術支援業務	株式会社福岡クリーンエナジー
127 愛知県	2016		西知多医療厚生組合 (継続)	ごみ処理施設整備・運営事業者選定アドバイザー業務	
128 岩手県	2016	2016	奥州金ヶ崎行政事務組合	廃棄物処理施設建設工事技術支援業務	
129 埼玉県	2016	2016	川越市	廃棄物処理施設建設工事技術支援業務	
130 栃木県	2016		塩谷広域行政組合 (継続)	次期廃棄物処理施設整備に係る技術支援業務	公益財団法人横浜市資源循環公社
131 茨城県	2017		江戸崎地方衛生土木組合 (継続)	廃棄物処理施設建設事業技術支援業務	
132 青森県	2017		三沢市 (継続)	ごみ処理施設整備・運営事業に係る技術支援業務	
133 栃木県	2017		南那須地区広域行政事務組合(継続)	し尿処理施設定期改修工事・斎場火葬設備改修工事に係る技術支援業務	公益財団法人横浜市資源循環公社
134 石川県	2017		小松加賀環境衛生事務組合 (継続)	衛生センター施設整備事業技術支援業務	
135 沖縄県	2018		浦添市 (新規)	新一般廃棄物処理施設整備基本計画策定技術支援業務	
136 愛知県	2018		尾張北部環境組合 (新規)	廃棄物処理施設技術支援業務	
137 岩手県	2018		二戸地区広域行政事務組合 (新規)	基幹的設備改良工事に係る技術支援業務	株式会社仙台市環境整備公社
138 埼玉県	2018		川越市 (新規)	大規模改修工事に係る技術支援業務	

第四次循環型社会形成推進基本計画の概要

持続可能な社会づくりとの統合的な取組

- ✓ 誰もが、持続可能な形で資源を利用でき、環境への負荷が地球の環境容量内に抑制され、健康で安全な生活と豊かな生態系が確保された世界
- ✓ 環境、経済、社会的側面を統合的に向上

地域循環共生圏形成による地域活性化

- ✓ 地域の資源生産性向上
- ✓ 生物多様性の確保
- ✓ 低炭素化
- ✓ 地域の活性化
- ✓ 災害に強いコンパクトで強靱なまちづくり

ライフサイクル全体での徹底的な資源循環

- ✓ 第四次産業革命により、「必要なモノ・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供する」

適正処理の推進と環境再生

- ✓ 廃棄物の適正処理（システム、体制、技術の適切な整備）
- ✓ 地域環境の再生（海洋ごみ、不法投棄、空き家等）
- ✓ 震災被災地の環境再生、未来志向の復興創生

災害廃棄物処理体制の構築

- ✓ 災害廃棄物の適正・迅速な処理（平時より重層的な廃棄物処理システムを強靱化）

適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開

- ✓ 資源効率性が高く、現在および将来世代の健康で安全な生活と豊かな生態系が確保された世界

循環分野における基盤整備

- ✓ 情報基盤の整備・更新、必要な技術の継続的な開発、人材育成
- ✓ 多様な主体が循環型社会づくりの担い手であることを自覚して行動する社会

将来像

目標値

	2000年度	2015年度	2025年度目標
資源生産性（万円/トン）	24	38	49 （+102%）
入口側の循環利用率（%）	10	16	18 （+8ポイント）
出口側の循環利用率（%）	36	44	47 （+11ポイント）
最終処分量（百万トン）	57	14	13 （▲77%）

（ ）内は2000年度比

持続可能な社会づくりとの統合的な取組

- 地域循環共生圏の形成
- シェアリング等の2Rビジネスの促進、評価
- 家庭系食品ロス半減に向けた国民運動
- 高齢化社会に対応した廃棄物処理体制
- 未利用間伐材等のエネルギー源としての活用
- 廃棄物エネルギーの徹底活用
- マイクロプラスチックを含む海洋ごみ対策
- 災害廃棄物処理事業の円滑化・効率化の推進
- 廃棄物・リサイクル分野のインフラの国際展開

地域循環共生圏形成による地域活性化

- 地域循環共生圏の形成
 - ・ 課題の掘り起こし
 - ・ 実現可能性調査への支援
- コンパクトで強靱なまちづくり
- バイオマスの地域内での利活用

ライフサイクル全体での徹底的な資源循環

- 開発設計段階での省資源化等の普及促進
- シェアリング等の2Rビジネスの促進、評価
- 素材別の取組等
 - ・ プラスチック戦略
 - ・ バイオマス
 - ・ 金属(都市鉱山の活用)
 - ・ 土石・建設材料
 - ・ 太陽光発電設備
 - ・ おむつリサイクル

適正処理の推進と環境再生

- 適正処理
 - ・ 安定的・効率的な処理体制
 - ・ 地域での新たな価値創出に資する処理施設
 - ・ 環境産業全体の健全化・振興
- 環境再生
 - ・ マイクロプラスチックを含む海洋ごみ対策
 - ・ 空き家・空き店舗対策
- 東日本大震災からの環境再生

災害廃棄物処理体制の構築

- 自治体
 - ・ 災害廃棄物処理計画
 - ・ 国民へ情報発信、コミュニケーション
- 地域
 - ・ 地域ブロック協議会
 - ・ 共同訓練、人材交流の場、セミナーの開催
- 全国
 - ・ D.Waste-Netの体制強化
 - ・ 災害時に拠点となる廃棄物処理施設
 - ・ IT等最新技術の活用

適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開

- 国際資源循環
 - ・ 国内外で発生した二次資源を日本の環境先進技術を活かし適正にリサイクル
 - ・ アジア・太平洋3R推進フォーラム等を通じて、情報共有等を推進
- 海外展開
 - ・ 我が国の質の高い環境インフラを制度・システム・技術等のパッケージとして海外展開
 - ・ 災害廃棄物対策ノウハウの提供、被災国支援

循環分野における基盤整備

- 電子manifestoを含む情報の活用
- 技術開発等(廃棄物分野のIT活用)
- 人材育成、普及啓発等(Re-Styleキャンペーン)

国の取組

廃棄物処理施設整備計画とは

- 廃棄物処理法に基づき、計画期間に係る廃棄物処理施設整備事業の目標及び概要を定めるもの。
- 2018年度～2022年度を計画期間とする次期廃棄物処理施設整備計画では、人口減少等の社会構造の変化に鑑み、ハード・ソフト両面で、3R・適正処理の推進や気候変動対策、災害対策の強化に加え、地域に新たな価値を創出する廃棄物処理施設整備を推進。

廃棄物処理施設整備計画の構成

基本的理念

- (1) 基本原則に基づいた3Rの推進
- (2) 気候変動や災害に対して強靱かつ安全な一般廃棄物処理システムの確保
- (3) 地域の自主性及び創意工夫を活かした一般廃棄物処理施設の整備

廃棄物処理施設整備及び運営の重点的、効果的かつ効率的な実施

- (1) 市町村の一般廃棄物処理システムを通じた3Rの推進
- (2) 持続可能な適正処理の確保に向けた安定的・効率的な施設整備及び運営
- (3) 廃棄物処理システムにおける気候変動対策の推進
- (4) 廃棄物系バイオマスの利活用の推進
- (5) 災害対策の強化
- (6) 地域に新たな価値を創出する廃棄物処理施設の整備
- (7) 地域住民等の理解と協力の確保
- (8) 廃棄物処理施設整備に係る工事の入札及び契約の適正化

廃棄物処理施設整備事業の実施に関する重点目標

- ごみのリサイクル率：21%→27%
- 一般廃棄物最終処分場の残余年数：2017年度の水準(20年分)を維持
- 期間中に整備されたごみ焼却施設の発電効率の平均値：19%→21%
- 廃棄物エネルギーを地域を含めた外部に供給している施設の割合：40%→46%
- 浄化槽整備区域内の浄化槽人口普及率：53%→70%
- 合併処理浄化槽の基数割合：62%→76%
- 省エネ浄化槽の導入による温室効果ガス削減量：15万t-CO₂→12万t-CO₂

廃棄物処理施設整備及び運営の重点的、効果的かつ効率的な実施のポイント(1/3)

(1) 市町村の一般廃棄物処理システムを通じた3Rの推進

- 食品ロス削減を含めた2Rに関する普及啓発、情報提供及び環境教育・環境学習等により住民及び関連する事業者の自主的な取組を促進する。
- 分別収集の推進及び一般廃棄物の適正な循環的利用に努めた上で、適正な中間処理及び最終処分を行う体制を確保する。

(2) 持続可能な適正処理の確保に向けた安定的・効率的な施設整備及び運営

- 廃棄物の広域的な処理や廃棄物処理施設の集約化を図る等、必要な廃棄物処理施設整備を計画的に進めていく。
- 地方公共団体及び民間事業者との連携による施設能力の有効活用や施設間の連携、他のインフラとの連携など、地域全体で安定化・効率化を図っていく。
- 地域特性を踏まえた整備計画の見直しにも配慮した浄化槽の整備や老朽化した単独処理浄化槽及び公共所有の単独処理浄化槽等の単独転換を推進する。また、浄化槽台帳を活用して単独転換や浄化槽の管理向上を図る。

(3) 廃棄物処理システムにおける気候変動対策の推進

- よりエネルギー効率の高い施設への更新、小規模の廃棄物処理施設における効果的なエネルギー回収技術の導入、地域のエネルギーセンターとして周辺の需要施設や廃棄物収集運搬車両等への廃棄物エネルギーの供給等に取り組み、地域の低炭素化に努める。
- 施設整備等のできるだけ早い段階から、様々な関係者が連携して、地域における廃棄物エネルギーの利活用に関する計画を策定する。
- 家庭用浄化槽や中・大型浄化槽の省エネ化を促進し浄化槽システム全体の低炭素化を図る。

廃棄物処理施設整備及び運営の重点的、効果的かつ効率的な実施のポイント（2／3）

(4) 廃棄物系バイオマスの利活用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>民間事業者や他の社会インフラ施設等との連携、他の未利用バイオマスとの混合処理</u>、メタンを高効率に回収する施設と廃棄物焼却施設との組合せによるエネルギー回収等、効率的な廃棄物系バイオマスの利活用を進める。
(5) 災害対策の強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設の耐震化、地盤改良、浸水対策等を推進し、地域の防災拠点として電力・熱供給等の役割も期待できる廃棄物処理システムの強靱性を確保する。 ● <u>災害廃棄物対策計画の策定、災害協定の締結等を含めた関係機関及び関係団体との連携体制の構築、燃料や資機材等の備蓄、災害時における廃棄物処理に係る訓練等</u>を通じて、災害時の円滑な廃棄物処理体制を確保する。
(6) 地域に新たな価値を創出する廃棄物処理施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の課題解決や地域活性化に貢献するため、<u>廃棄物処理施設で回収したエネルギーの活用による地域産業の振興、廃棄物発電施設等のネットワーク化による廃棄物エネルギーの安定供給及び高付加価値化、災害時の防災拠点としての活用、循環資源に関わる民間事業者等との連携、環境教育・環境学習機会の提供等</u>を行う。 ● 地方公共団体、民間事業者、地域住民が施設整備に積極的に参画し、関係主体が一体的に検討できる事業体制を構築するとともに、工業団地・農業団地の造成・誘致事業などとの連携を進める。

3

廃棄物処理施設整備及び運営の重点的、効果的かつ効率的な実施のポイント（3／3）

(7) 地域住民等の理解と協力の確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の特性や必要性に応じた一般廃棄物処理施設の整備を進めていくためには、地域住民等の理解を得ることが基盤となる。施設の安全性や環境配慮に関する情報だけでなく、生活環境の保全及び公衆衛生の向上、資源の有効利用、温室効果ガスの排出抑制、災害時の対応、地域振興、雇用創出、環境教育・環境学習等の効果について住民や事業者に対して明確に説明し、理解と協力を得るよう努める。 ● 日常的な施設見学の受入や稼働状況に係わる頻繁な情報更新など、情報発信及び住民理解の確保等に努め、地域住民等との信頼関係を構築しておく。
(8) 廃棄物処理施設整備に係る工事の入札及び契約の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ● 入札及び契約の透明性・競争性の向上、不正行為の排除の徹底及び公共工事の適正な施工の確保を図るとともに、公共工物品質確保法に基づき、総合評価落札方式の導入を推進する。

4

平成30年度第2次補正予算概要

平成30年12月
環 境 省

総額 950億円

1. 防災・減災、国土強靱化	923億円	(担当課室名)
○ 地域の防災・減災と低炭素化を同時実現する自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業	210億円	大臣官房環境計画課 地球環境局 地球温暖化対策事業室
○ 循環型社会形成推進交付金(廃棄物処理施設分)	470億円	環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課
○ 大規模災害に備えた廃棄物処理体制検討事業	6億円	環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課
○ 循環型社会形成推進交付金(浄化槽分)	10億円	環境再生・資源循環局 浄化槽推進室
○ 浄化槽長寿命化計画策定推進事業	0.6億円	環境再生・資源循環局 浄化槽推進室
○ PCB廃棄物処理施設整備等事業	21億円	環境再生・資源循環局 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室
○ PCB廃棄物適正処理対策推進事業	2億円	環境再生・資源循環局 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室
○ 省CO ₂ 型リサイクル等高度化設備導入促進事業	60億円	環境再生・資源循環局 リサイクル推進室
○ 産業廃棄物不法投棄等原状回復措置推進費補助金	11億円	環境再生・資源循環局 不法投棄原状回復事業対策室
○ 自然公園等事業	90億円	自然環境局 自然環境整備課・ 国立公園課・総務課
○ 指定管理鳥獣捕獲等事業交付金	11億円	自然環境局 鳥獣保護管理室
○ 海岸漂着物等地域対策推進事業	31億円	水・大気環境局 海洋環境室
2. 災害復旧等	27億円	
○ 災害等廃棄物処理事業費補助金	19億円	環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課
○ 廃棄物処理施設災害復旧事業費補助	8億円	環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課



循環型社会形成推進交付金（廃棄物処理施設分）

平成30年度第2次補正予算
47,000百万円

環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課

背景・目的

- 「重要インフラの緊急点検に関する関係閣僚会議」を受けて重要インフラの緊急点検を行ったところ、老朽化対策、耐震対策、耐水対策のいずれかを実施していない一般廃棄物処理施設があることが判明した。
- また、平成当初以降にダイオキシン類対策のため整備した廃棄物処理施設の老朽化が進んでいるところ、今般の豪雨災害及び震災において、災害廃棄物の処理や停電による影響が大ききな問題となっており、災害発生時の事故リスク増大や施設稼働停止によるごみ処理能力の不足といった事態が懸念されている。
- 施設の更新や改修と合わせ、地域の災害廃棄物対応拠点やエネルギー供給施設等として整備を図ることが求められている。
- 以上を踏まえ、災害時においても迅速に復旧・復興可能な廃棄物処理システムを構築するための緊急対策を実施する。

事業概要

- 市町村等が行う地域の生活基盤を支えるための社会インフラである廃棄物処理施設の整備を支援。
- 災害時の事故リスクが懸念される施設の更新や停電時の自立稼働のための対策を促進することにより、災害対応拠点機能を強化。
- 併せて高効率なエネルギー回収を行う施設を整備することにより、エネルギー源としての廃棄物の有効利用を推進する。

期待される効果

- 災害対応拠点となる廃棄物処理施設を整備することにより、災害時においても迅速な復旧・復興を可能とする。
- 廃棄物をエネルギー源として有効利用することで、災害時を含めた地域における自立・分散型エネルギーの拠点施設を構築する。

事業目的・概要等

現状
老朽化及び対策不足のため、災害時の事故リスクが懸念されている



長期間稼働しているごみ焼却施設

災害発生時

施設が停止し、町中にごみ
が溢れ、トイレが使用でき
ない等の深刻な問題が発生



災害時に市街地に溢れたごみ



災害時の事故リスクが懸念される施設について、施設の整備及び更新を支援し、防災機能の向上を図る等の緊急対策を実施

事業スキーム



【交付対象施設】

ごみ焼却施設、し尿処理施設、既存施設の基幹的設備改良事業、等

【交付率】

交付対象経費の1/3。ただし、一部の先進的な施設については1/2。

2019年度環境省予算事項別表 (抜 粋)

一般会計

(単位:千円)

事 項	平成30年度 予 算 額	2019年度 予 算 額	対前年度比較 増△減額
(項) 廃棄物・リサイクル対策推進費	11,673,836	10,778,370	△895,466
廃棄物・リサイクル対策の推進に必要な経費	11,673,836	10,778,370	△895,466
・容器包装等のプラスチック資源循環推進事業費	80,000	214,973	134,973
・リサイクルシステム統合強化による循環資源利用高度化促進事業	237,240	261,777	24,537
・食品廃棄物等リデュース・リサイクル推進事業費	69,702	93,123	23,421
・我が国循環産業の戦略的国際展開・育成事業	350,412	404,135	53,723
・大規模災害に備えた廃棄物処理体制検討・拠点整備事業	3,114,801	(2,590,000) 2,931,433	△183,368
・高齢化社会に対応した廃棄物処理体制構築検討業務	13,049	100,000	86,951
・(新)地域に多面的価値を創出する廃棄物処理施設整備促進事業	0	22,273	22,273
・(新)浄化槽長寿命化計画策定推進事業	0	18,000	18,000
・PCB廃棄物適正処理対策推進事業	135,823	120,410	△15,413
・産業廃棄物処理業のグリーン成長・地域魅力創出促進支援事業	100,000	144,808	44,808
・PCB廃棄物対策推進費補助金	1,300,000	100,000	△1,200,000
・PCB廃棄物処理設備のPCB除去・原状回復事業費	3,500,000	4,200,000	700,000
(項) 廃棄物処理施設整備費	36,791,403	44,212,318	7,420,915
廃棄物処理施設整備に必要な経費	36,791,403	44,212,318	7,420,915
・PCB廃棄物処理施設整備事業	1,400,000	1,400,000	0
・循環型社会形成推進交付金(廃棄物処理施設分)	26,725,000	32,960,000	6,235,000
・循環型社会形成推進交付金(浄化槽分)	8,421,000	9,577,000	1,156,000
(項) 生物多様性保全等推進費	6,227,207	6,057,713	△169,494
生物多様性の保全等の推進に必要な経費	6,227,207	6,057,713	△169,494
・国連大学拠出金 (SATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップ実施事業)	144,625	144,625	0
・生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム拠出金(IPBES)及び地球規模生物多様性情報機構(GBIF)拠出金	54,933	58,463	3,530
・生物多様性国家戦略推進費	36,238	36,238	0
・中間評価をふまえた愛知目標達成方策検討調査費	40,574	44,193	3,619
・里地里山及び湿地における絶滅危惧種分布重要地域抽出調査費	18,823	33,133	14,310
・生物多様性保全推進支援事業	95,000	136,493	41,493
・日本の国立公園と世界遺産を活かした地域活性化推進費	389,027	436,895	47,868
・国立公園満喫プロジェクト推進事業	380,046	512,150	132,104
・特定民有地買上事業費	600,400	573,219	△27,181
・動物愛護管理推進費	285,186	352,177	66,991
・希少種保護推進費	468,805	528,248	59,443
・対策困難外来種防除計画策定調査費	38,619	40,711	2,092
・指定管理鳥獣捕獲等事業費	830,000	500,000	△330,000
・国立公園等施設利用環境整備事業	400,000	263,173	△136,827

注記：()内数字が交付金部分



大規模災害に備えた廃棄物処理体制検討事業

2019年度予算 341百万円 (325百万円)
平成30年度第2次補正予算 564百万円

環境再生・資源循環局
災害廃棄物対策室

事業目的・概要等

背景・目的

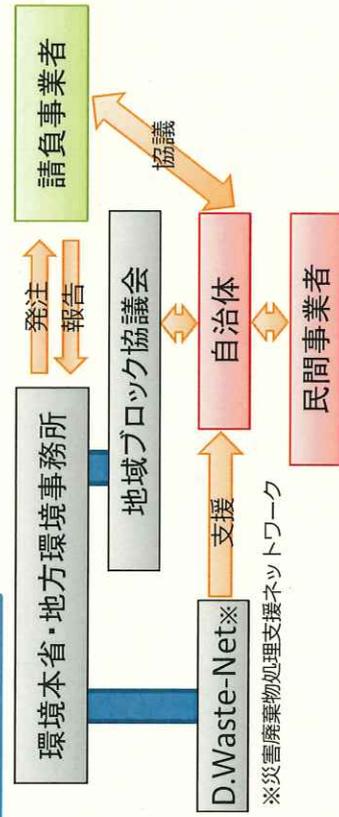
- 平成30年7月豪雨においては、災害廃棄物処理計画の策定がない自治体における初動対応の遅れや、廃棄物処理施設の被災による廃棄物処理業務の継続や広域処理の重要性が指摘されたところ。
- 本年6月に策定された第四次循環型社会形成推進基本計画において、循環型社会形成に向けた取組の中長期的な方向性の中で「万全な災害廃棄物処理体制の構築」が位置づけられており、災害廃棄物処理計画の策定目標の達成に向けて取組を更に加速する必要がある。
- 東日本大震災を超える規模の首都直下地震や南海トラフ巨大地震の発生も懸念されており、国土強靱化の観点から災害廃棄物処理システムの強靱化に向けた平時からの備えを行う必要がある。

事業概要

大規模災害発生時においても強靱な災害廃棄物処理システムの構築

1. フォローアップと継続的な情報発信
2. 自治体や民間事業者の国土強靱化対策の加速化
3. 地域ブロック単位での広域的な災害廃棄物連携体制の整備
4. 全国レベルでの広域的な災害廃棄物連携体制の整備

事業スキーム



イメージ

1. 災害廃棄物対策のフォローアップと継続的な情報発信

- 生活様式や社会構造の変化等を踏まえた災害廃棄物処理実績の検証
- シンポジウムや「災害廃棄物対策情報サイト」を通じた情報発信



2. 自治体や民間事業者の国土強靱化対策の加速化

- モデル事業の実施

処理計画策定モデル事業	図上演習モデル事業
仮設処理施設モデル事業	BCP策定モデル事業

- 人材育成の取組

3. 地域ブロック単位での広域的な災害廃棄物連携体制の整備

- 広域連携のための行動計画の策定・見直し、セミナーの開催、自治体間の人材交流
- 広域輸送モデル事業や情報伝達訓練、現地支援演習等

4. 全国レベルでの広域的な災害廃棄物連携体制の整備

- 大規模災害に備えた技術的課題に対する検討
- D.Waste-Netの総合力強化のための意見交換会や勉強会等の開催



期待される効果

災害時の対応環境を平時から整備することにより、災害発生時に国民の生活環境が保たれ、早期の復旧・復興につながる。



一般廃棄物処理施設の整備

2019年度予算 61,500百万円 (55,255百万円)
平成30年度第2次補正予算 47,000百万円

環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課

背景・目的

- 市町村等が廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を総合的に推進するため、市町村の自主性と創意工夫を活かした広域的かつ総合的な廃棄物処理・リサイクル施設の整備を支援している。
- 平成当初以降にダイオキシン類対策のため整備した廃棄物処理施設の老朽化に対応するため、新たな更新需要も踏まえ、循環型社会構築に寄与できる一般廃棄物処理施設の整備に取り組む必要がある。
- ごみ焼却施設を中心とする地域の廃棄物エネルギー利用のポテンシャルは高く、余熱等も利用した自立・分散型エネルギー拠点としての役割が期待できるとともに、施設の災害対応能力を強化することで、大規模災害時における地域の災害対応拠点としての役割も期待できる。

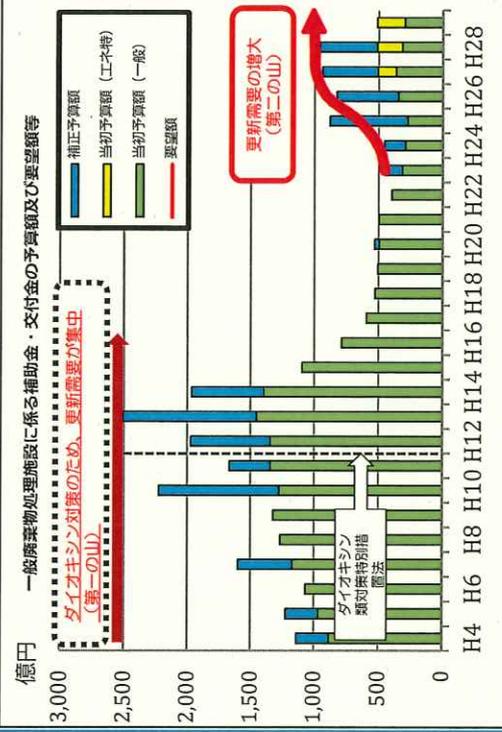
事業概要

- 市町村等が行う地域の生活基盤を支えるための社会インフラである廃棄物処理施設の整備を支援。
- 更新需要の増大を踏まえ、施設の更新時期の平準化に資する施設の改良による長寿命化の取組を重点的に支援。併せて、高効率エネルギー回収及び災害廃棄物処理体制の強化に資する取組も重点的に支援。
- 廃棄物焼却施設からの余熱利用等による低炭素化に資する取組も支援。

期待される効果

- 老朽化した廃棄物処理施設の適切な更新を行う一方、施設の改良による長寿命化を図ることで、地域における安全・安心を確保。
- 地球温暖化対策や災害対策の強化により、地域における自立・分散型エネルギー拠点や災害対応拠点となる処理施設を構築。

事業目的・概要等



＜廃棄物焼却施設・老朽化の現状＞
 全国1,120施設のうち
 築20年超：473施設
 築30年超：209施設
 築40年超：48施設



（施設耐用年数：15～20年程度）

老朽化して休止した処理施設

事業スキーム



【交付先】

市町村等（一部事務組合、広域連合、特別区含む）

【交付対象施設】

ごみ焼却施設、最終処分場、既存施設の基幹的設備改良事業、等

【交付率】

交付対象経費の1/3。ただし、一部の先進的な施設については1/2。

2019年度環境省予算 事項別表 (エネルギー対策特別会計)

(抜 粋)

(単位:千円)

事 項	平成30年度 予算額	2019年度 予 算 額	対前年度比較 増△減額
エネルギー対策特別会計	157,455,050	170,593,778	13,138,728
エネルギー需給勘定	156,956,676	170,177,335	13,220,659
(項)エネルギー需給構造高度化対策費	156,503,767	169,788,097	13,284,330
温暖化対策に必要な経費	156,503,767	169,788,097	13,284,330
1. 健康で心豊かな暮らしの実現、地域資源を活用した持続可能な地域づくり、国土のストックとしての価値の向上	95,953,793	108,979,151	13,025,358
・ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化等による住宅における低炭素化促進事業 (経済産業省・一部国土交通省連携事業)	8,500,000	9,700,000	1,200,000
・低炭素ライフスタイル構築に向けた診断促進事業	100,000	100,000	0
・業務用施設等におけるネット・ゼロ・エネルギー・ビル(ZEB)化・省CO2促進事業 (一部経済産業省・国土交通省・厚生労働省連携事業)	5,000,000	5,000,000	0
・設備の高効率化改修支援事業	1,200,000	1,100,000	△100,000
・水素を活用した自立・分散型エネルギーシステム構築事業	1,000,000	600,000	△400,000
・脱フロン・低炭素社会の早期実現のための省エネ型自然冷媒機器導入加速化事業 (一部農林水産省・経済産業省・国土交通省連携事業)	6,500,000	7,500,000	1,000,000
・L2-Tech(先導的低炭素技術)導入拡大推進事業	480,000	50,000	△430,000
・(新)SBT(企業版2℃目標)達成に向けたCO2削減計画モデル事業	0	100,000	100,000
・CO2削減ポテンシャル診断推進事業	2,000,000	2,000,000	0
・先進対策の効率的実施によるCO2排出量大幅削減事業	3,700,000	3,700,000	0
・地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく普及啓発推進事業	338,370	338,370	0
・省エネ家電等COOL CHOICE推進事業	1,000,000	1,000,000	0
・廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業	25,740,000	25,950,000	210,000
・中小廃棄物処理施設における先導的廃棄物処理システム化等評価・検証事業	750,000	750,000	0
・低炭素型廃棄物処理支援事業	2,000,000	2,000,000	0
・省CO2型リサイクル等高度化設備導入促進事業	1,500,000	3,330,000	1,830,000
・省CO2型リサイクル等設備技術実証事業	500,000	500,000	0
・省エネ型浄化槽システム導入推進事業	1,600,000	2,000,000	400,000
・再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業 (一部経済産業省・農林水産省連携事業)	5,400,000	5,000,000	△400,000
・地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業	3,270,000	5,200,000	1,930,000
・(新)地域の防災・減災と低炭素化を同時実現する自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業	0	3,400,000	3,400,000
・公共施設等先進的CO2排出削減対策モデル事業	2,600,000	2,600,000	0
・再エネ等を活用した水素社会推進事業	3,480,000	3,480,000	0
・(新)脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業 (一部総務省・厚生労働省・経済産業省・国土交通省連携事業)	0	6,000,000	6,000,000
・(新)民間事業者による分散型エネルギーシステム構築支援事業 (経済産業省連携事業)	0	2,100,000	2,100,000
・廃熱・湧水等の未利用資源の効率的活用による低炭素社会システム整備推進事業	1,700,000	1,600,000	△100,000
・環境調和型バイオマス資源活用モデル事業(国土交通省連携事業)	800,000	250,000	△550,000
・木材利用による業務用施設の断熱性能効果検証事業(農林水産省連携事業)	2,000,000	1,200,000	△800,000



廃棄物処理施設を核とした 地域循環共生圏構築促進事業

2019年度予算
25,950百万円(25,740百万円)

環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課

事業目的・概要等

背景・目的

- 東日本大震災と原子力発電所の事故を起因としたエネルギー需給の逼迫を背景として、再生可能エネルギーや未利用エネルギーを活用した自立・分散型エネルギーの導入や省エネ効果に優れた先進的設備の導入支援が必要。
- 廃棄物処理施設において、高効率な廃熱利用と大幅な省エネが可能で設備の導入により得られるエネルギーを有効活用することで、エネルギー起源CO2の排出抑制を図りつつ、当該施設を中心とした自立・分散型の「地域エネルギーセンター」の整備を進める。
- また、廃棄物焼却施設で生じた熱や発電した電力を地域で活用することによる低炭素化の取組を支援する。

事業概要

- (1) 交付金 (20,000百万円)
- ・新設(エネルギー回収型廃棄物処理施設) : 1/2、1/3交付
 - ・改良(エネルギー回収型廃棄物処理施設、マテリアルリサイクル推進施設) : 1/2交付
 - ・計画・調査策定(計画支援・長寿命化・集約化) : 1/3交付
- (2) 補助金 (5,950百万円)
- ・新設(エネルギー回収型廃棄物処理施設) : 1/2補助
 - ・改良(エネルギー回収型廃棄物処理施設) : 1/2補助
 - ・電線、変圧器等廃棄物発電により生じた電力を活用するための設備 : 1/2補助
 - ・熱導管等廃棄物の焼却により生じた熱を活用するための設備 : 1/2補助
 - ・廃棄物焼却施設による未利用熱及び廃棄物発電の有効活用に係るFS調査 : 定額補助

事業スキーム

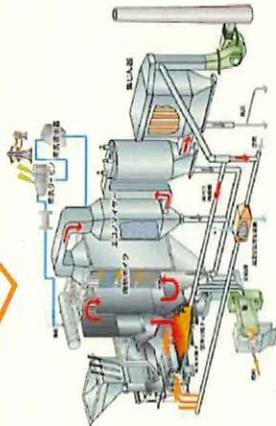


期待される効果

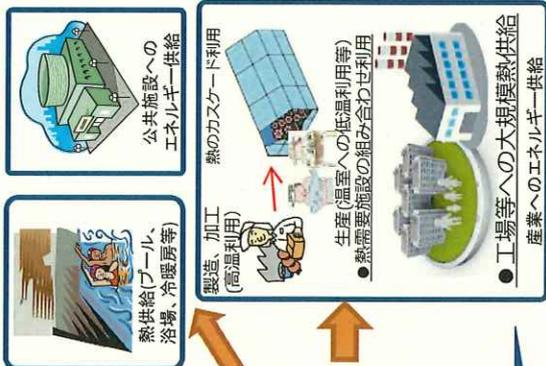
- ・ ごみ焼却施設及び周辺施設におけるCO2排出抑制
- ・ 廃棄物焼却施設による未利用熱及び廃棄物発電の有効活用

イメージ

高効率ごみ発電設備等の導入により、周辺施設への電気・熱供給を可能とする。



電気・熱の供給



廃棄物処理施設を中心とした自立・分散型の「地域エネルギーセンター」の構築



廃棄物発電電力を有効活用

2019年度環境省予算 事項別表

東日本大震災復興特別会計

(単位:千円)

事 項	平成30年度 予 算 額	2019年度 予算(案)額	対前年度比較 増△減額
(所管)復興庁	652,594,377	555,961,475	△96,632,902
(組織)復興庁	652,594,377	555,961,475	△96,632,902
(項)環境省共通費	7,166,777	7,186,554	19,777
環境省一般行政に必要な経費	7,166,777	7,186,554	19,777
(項)環境保全復興政策費	332,770,848	304,080,800	△28,690,048
大気・水・土壌環境等の保全に必要な経費	536,589	509,448	△27,141
廃棄物・リサイクル対策の推進に必要な経費	72,346,272	89,160,572	16,814,300
・特定復興再生拠点整備事業	69,036,949	86,941,472	17,904,523
生物多様性の保全等の推進に必要な経費	415,790	418,497	2,707
・帰還困難区域等における鳥獣捕獲等緊急対策事業	415,790	418,497	2,707
放射性物質による環境の汚染への対処に必要な経費	259,472,197	213,992,283	△45,479,914
・放射性物質汚染廃棄物処理事業等	134,487,368	94,161,963	△40,325,405
・除去土壌等の適正管理・搬出等の実施	121,212,340	118,685,663	△2,526,677
・中間貯蔵施設の整備等	3,772,489	1,144,657	△2,627,832
(項)環境保全復興事業費	287,183,752	218,203,121	△68,980,631
放射性物質による環境の汚染への対処に必要な経費	287,183,752	218,203,121	△68,980,631
・放射性物質汚染廃棄物処理事業	11,054,732	11,220,772	166,040
・中間貯蔵施設の整備等	276,129,020	206,982,349	△69,146,671
(項)東日本大震災復興自然公園等事業工事諸費	35,642	57,535	21,893
東日本大震災復興に係る自然公園等事業工事諸費に必要な経費	35,642	57,535	21,893
・三陸復興国立公園等復興事業	35,642	57,535	21,893
(項)東日本大震災復興事業費	25,437,358	26,433,465	996,107
廃棄物処理施設整備に必要な経費	24,893,000	25,552,000	659,000
自然公園等事業に必要な経費	544,358	881,465	337,107
・三陸復興国立公園等復興事業	544,358	881,465	337,107

環境通達第1812271号
平成30年12月27日

各都道府県一般廃棄物行政主管部(局) 長殿

環境省環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課長
(公印省略)

廃エアゾール製品等の排出時の事故防止について(通知)

廃棄物処理行政の推進については、かねてより種々御尽力、御協力いただいているところである。

さて、本年12月16日、札幌市において、大量のエアゾール製品の内容物が屋内で噴射され、これに引火したことが原因とみられる爆発火災事故が発生した。

エアゾール製品及びカセットボンベ(以下「エアゾール製品等」という。)については、以前から、エアゾール製品等業界によりガス抜きキャップが装着された製品等への転載が進められており、平成29年度において、小型品など装着の必要のない一部製品を除いたガス抜きキャップの装着率は約99%、カセットこんろのヒートパネル化は100%となっている。また、市区町村とエアゾール製品等業界が協力して、消費者に対して、エアゾール製品等をごみとして排出する際にはガス抜きキャップを利用して充填物を出し切るよう周知活動等を推進してきたところであるが、上記のような事故が発生していることを踏まえ、改めて、下記のとおり廃エアゾール製品等の充填物の使い切り及び適切な出し切りについて住民への周知を徹底するよう、貴管内市区町村に周知・助言されたい。

また、ごみ収集車や破砕施設での事故防止等の観点から、住民に対して廃エアゾール製品等の排出時の穴開けを指導している市区町村があるが、充填物の残ったエアゾール製品等に不適切な方法で穴を開けると火災が発生するおそれがある。このため、廃エアゾール製品等の穴開けについては、毎年実施している全国廃棄物・リサイクル行政主管課長会議や「適正処理困難な廃棄物の処理体制の整備について」(平成27年6月25日付け事務連絡)等において、排出する際に穴開けをしない方向が望ましいと考えている旨周知してきたところであるが、平成28年時点で穴開けを不要としている市区町村の割合は27%にとどまっている。一方、例えば、東京消防庁によると、同庁管内において平成20年から平成29年までの10年間で、エアゾール製品等の穴開けが原因の火災が260件発生しているなど、依然として排出時の穴開けが原因の火災が発生している状況である。このことを踏まえ、下記の対策を速やかに講じるよう、貴管内市区町村に周知・助言されたい。

本件については、消防庁においても消防本部等に対して「札幌市爆発火災を踏まえ

た廃エアゾール製品等の排出時の火災防止について」(平成30年12月27日事務連絡)により火災防止について連絡しているので申し添える。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

1. 廃エアゾール製品等の充填物の使い切り及び適切な出し切りについて
エアゾール製品等をごみとして排出する際には、①製品を最後まで使い切る、②缶を振って音を確かめるなどにより充填物が残っていないか確認する、③ガス抜きキャップがある製品については、火気のない風通しの良い屋外でガス抜きキャップを使用して充填物を出し切る、といった適切な取り扱いが必要である。市区町村におかれては、廃エアゾール製品等の充填物の使い切り及び適切な出し切り方法について、改めて住民への周知を徹底されたい。
なお、一般社団法人日本エアゾール協会(ホームページ: <http://www.aiaj.or.jp/exhaust.html>)においてエアゾール製品等の適切な取り扱い方法等が掲載されており、同協会が事務局となっているエアゾール製品処理対策協議会においては、広報用リーフレットやDVDの提供、消費者講座への講師派遣等による周知への協力が可能とのことであり、今後も廃エアゾール製品等の適正処理に向けて連携していくこととして申し添える。

2. 廃エアゾール製品等の穴開けについて

上記のとおり、廃エアゾール製品等の穴開けに起因する火災事故が発生している状況を踏まえ、排出時に住民に穴開けを求めている市区町村におかれては、穴を開けずに充填物を出し切り廃エアゾール製品等を排出させ、処理する体制を整備されたい。この際、収集運搬については、平ボディ車を付属する等収集運搬による事故を防止することで廃エアゾール製品用のボックスを付属する等収集運搬による事故を防止する方法を検討されたい。また、中間処理については、専用機器の導入、充填物の残った廃エアゾール製品等の選別や安全を確保した上での圧縮後、金属くずとして取り扱うこと等安全を確保できる処分について検討されたい。

なお、環境省において、今後、市区町村における廃エアゾール製品等の処理方法についての調査及び情報提供を行う予定であることを申し添える。

事務連絡
平成27年6月25日

各都道府県
廃棄物処理担当部局 御中

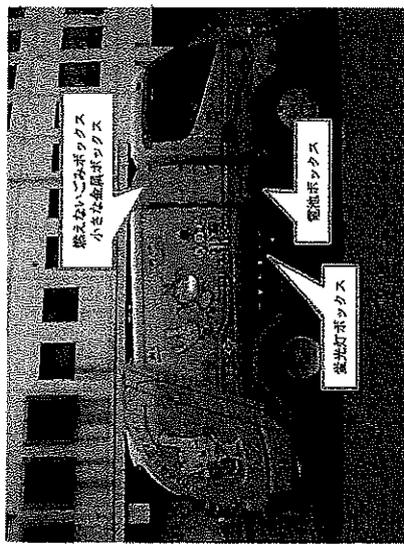
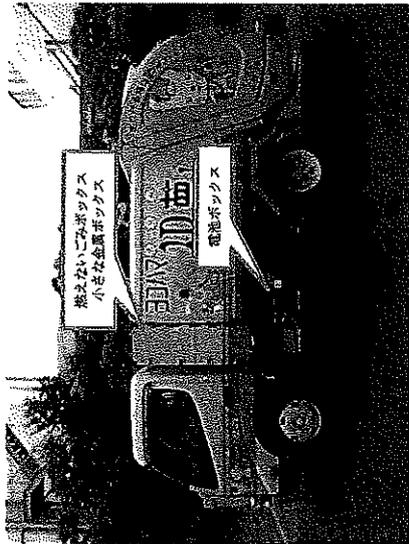
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
廃棄物対策課

適正処理困難な廃棄物の処理体制の整備について

日頃から廃棄物行政の推進につきましてご尽力いただき厚く御礼申し上げます。
環境省では、毎年実施している全国廃棄物・リサイクル行政主管部局長会議等において平成21年度より毎年、ごみ収集車両や破砕施設での事故防止の観点から住民にエアゾール缶やカセットボンベの穴開けを指導している自治体もあるが、充填物の残ったエアゾール缶やカセットボンベに不適切な方法で穴を開けると火災が発生するおそれもあることから、これらを廃棄する際、穴開けをしない方向が望ましいと考えている旨周知してきたところである。

しかしながら昨今、廃棄する際のエアゾール缶やカセットボンベの穴開けが原因とみられる火災による死亡事故が繰り返り発生したことを踏まえ、改めて貴都道府県においては、管内市町村に対し、上記の考え方を周知し、地域の実情を踏まえつつ、積極的な対応をとるよう、周知・助言をお願いしたい。

なお、平ボディ車を使わず、パッカー車を安価に改良することで穴開け不要の分別回収を可能としている事例もあるので参考にされたい。



写真提供：横浜市

環境規程第1812273号
平成30年12月27日

各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長
（公印省略）

エアゾール製品の処理における爆発事故防止対策の徹底について（通知）

産業廃棄物行政の推進については、かねてから御尽力いただいているところである。

本年12月16日、札幌市において、大量のエアゾール製品の内容物が屋内で噴射され、これに引火したことが原因とみられる爆発・火災事故が発生したことに關して、事故の原因については調査が進められているが、スプレー缶の処理に係る行為が原因となり事故が発生した可能性があるところである。

各都道府県及び政令市（以下「都道府県等」という。）に対しては、これまでも、平成9年12月16日付け厚生省生活衛生局水道環境部産業廃棄物対策室長通知「廃棄物処理事業における爆発事故防止対策の徹底について」（別紙）にてエアゾール製品処理対策協議会においてとりまとめた「事業者によるエアゾール製品の安全廃棄処理指針」の周知依頼及び適正処理確保の徹底を図っているところであるが、廃エアゾール製品の処理における爆発事故防止に万全を期すため、都道府県等においては、別紙の内容について排出事業者及び処理業者に対し改めて周知するとともに、爆発事故防止対策を含めエアゾール製品の適正処理確保を徹底されるよう改めてお願いする。周知等に当たっては、近年はエアゾール製品にガス抜きキャップ等が装着されているものもあり、この点も考慮の上で行われたい。

また、本件については公益財団法人全国産業資源循環連合会に対しても、関係者に周知するよう依頼している。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第87号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

衛生第67号
平成9年12月16日

各都道府県・政令市
産業廃棄物主管部（局）長 殿

厚生省生活衛生局水道環境部
産業廃棄物対策室長

廃棄物処理事業における爆発事故防止対策の徹底について

産業廃棄物の適正処理の推進については、かねてより御高配を願っているところである。

さて、本年5月以降、返品されたスプレー缶等のエアゾール製品の処理に伴い放出された可燃性ガスが原因と思われる爆発及び火災事故が相次いで発生したところである。原因究明は消防当局等が中心となり進められているところであるが、この度、（社）日本エアゾール協会等関係十団体からなる「エアゾール製品処理対策協議会」が、今後の類似事故の発生を防止するための留意事項について、別紙のとおり「事業者によるエアゾール製品の安全廃棄処理指針」として取りまとめたので、参考とされたく送付する。各都道府県及び政令市においては、その内容について排出事業者及び処理業者に対し周知するとともに、爆発事故防止対策を含めエアゾール製品の適正処理確保を徹底されるようお願いする。

なお、返品されたスプレー缶等のエアゾール製品を破砕し、棄てられているガスを放出させる作業は産業廃棄物の中間処理に該当することに留意されたい。

事業者によるエアゾール製品の安全廃棄処理指針

平成9年11月20日

エアゾール製品処理対策協議会

はじめに

本指針は、消費者の手に届かず処理せざるを得ない製品を廃棄処理する場合に適用します。

これらの廃棄処理しなければならぬ製品は、内容物が入っているもので、一般的には容器を壊し、内容物を取り除き、容器はスクラップ材、内容物は廃液として、それぞれリサイクル又は産業廃棄物として処理されます。

この過程において注意しなければならないことは、家庭で使用される場合は風なり、内容物の入っているものが一度にしかも大量に処理されることです。この場合、安全なエアゾール製品も、不適切な取扱いによってはきわめて危険なものに変わります。放出されるLPGガス等の可燃性ガスと内容物による引火、火災、爆発の危険の可能性が予測されます。

産業廃棄物に伴う多くの危険を回避するためには、エアゾール製品の特性をよく理解し、適切に設計された施設で処理を行わなければなりません。

産業廃棄物の処理に関しては、「産業物の処理及び清掃に関する法律」により、事業者の責務（第3条第1項）及び事業者の処理（第12条）が規定されており、また、産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合は基準（第12条第3項）及び違反した場合の罰則（第26条）が規定されています。

したがって、これらの諸規定を十分に認識するとともに、エアゾール製品を大量に廃棄処理する場合に安全を確保するために事業者において考慮すべき事項を掲げて、当該処理に係る適切な処理及び事故の防止を図るための指針とします。

I. 事業者自ら廃棄処理を行う場合の留意事項

(1) エアゾール製品の廃棄処理は、着火源となる火気や静電気の発生を防止するために、以下の条件を備えたエアゾール製品の廃棄のための処理施設で行わなければならない。

- ア 破砕機等の電気を使用した設備が防爆構造となっていること。
- イ 処理に使用する機械器具については、静電気が帯電して火花が発生しないように、接地その他の静電気を確実に除去するための措置が講じられていること。
- (2) 処理するエアゾール製品から放出された可燃性ガスが爆発の危険がある濃度にならないように以下の措置を講ずること。

ア 換気の良い場所を選ぶとともに、非出された可燃性ガスが滞留しないような換気設備を備えること。

イ ガス濃度検知器を備え、定期的に可燃性ガスの濃度を測定すること。

ウ 一度に多量にガスが放出しないように、あらかじめ時間当たりの処理量を定め、これを遵守すること。

(6) 処理を行う場所では、火花若しくはアークを発生し、又は高温になって点火源となるおそれのある機械又は火気を使用してはならないこと。

(4) 処理を行う場所は、爆発等の災害が発生した場合を配慮して、民家その他の施設に対して安全な距離を保つこと。

(5) 内容物についても、引火性が高く可燃性を有するものが多いので、危険物に準じて取扱うこと。

(6) 処理責任者を定めて、常に監督を怠らないようにすること。

(7) 処理を行う場合、消防法、労働安全衛生法など他の関連法規の趣旨をよく理解し、安全作業に努めること。

II. 廃棄を委託する場合の留意事項

エアゾール製品の廃棄処理を産業廃棄物処理業者に委託する場合は、廃棄処理の最終責任が委託者にあることを自覚し、産業廃棄物処理業者において処理作業が安全に行われることを確保するために、次の手続きを行うこと。

(1) 処理業者に、下記に記載してある事項及び委託するエアゾール製品の性状についての必要な情報を提供し安全な取り扱いについて十分な情報を提供すること。

〔廃棄処理時に考慮すべき事項〕

- ① エアゾール製品は可燃性のガスが使用されていることが予想されること。
- ② 可燃性液化ガスは、気化して多量の可燃性蒸気を発生すること。
- ③ 液化ガスの蒸気は、通常空気より重く、容易に大気中に拡散せず、特に罐内等に滞留する可能性が高いこと。
- ④ 放出された内容物も、可燃性のものが多く、また、少量の液化ガスが溶解していること。
- (2) 事業者は実際に処理業者の現場を確認し、上記「I」. 事業者自ら廃棄処理を行う場合の留意事項」に掲げる措置が採られており、エアゾール製品を安全に処理できることを自ら確認すること。
- (3) 処理終了後は、委託した製品が確実に処理されたこと、処理後の廃液等が法に準拠して処分されたことを確認するとともに、処理完了報告書を受領しておくこと。

以上

必ずお守りください

スプレー缶 (エアゾール缶)
カセットボンベは

必ず中身を

使い切りましょう!!



火災事故が多発しています!

中身の残ったスプレー缶、カセットボンベが
ごみに出されごみ収集車両や、ごみ処理施設で
火災が発生しています。



スプレー缶の場合↓

▶正しいごみへの出し方 4step!

<p>step 1 ……▶</p> <p>缶を手で握って 中身の有無を 確認してください。</p> 	<p>step 2 ……▶</p> <p>「シャカジャカ」 「チャブチャブ」 など音がしたら、 まだ中身が残っています。 必ず使い切り しましょう。</p>	<p>step 3 ……▶</p> <p>音がなくなっても、まだ中身やガスが 残っている場合があります。 「ガス抜きキャップ」で 出し切ってください。</p> <p><small>※火災のない風通しの良い屋外で行ってください ※「ガス抜きキャップ」のない場合は、 スプレーボタンを押して完全に押し切ってください</small></p>	<p>step 4</p> <p>地域の ごみ出しルールを 守って出しましょう。</p> 
---	--	---	---

- エアゾール製品処理対策協議会
〒100 東京都千代田区有楽町1-7-1
有楽町電気ビル南館1359区
(社)日本エアゾール協会内
TEL: 03-3201-4047
FAX: 03-3215-4635
- なお「エアゾール製品処理対策協議会」は、次の10団体で構成されています。
- ・日本エアゾール・ヘアラッカー工業組合
 - ・日本製薬団体連合会
 - ・社団法人 日本エアゾール協会
 - ・生活害虫防除剤協議会
 - ・日本オートケミカル工業会
 - ・日本化粧品工業連合会
 - ・社団法人 日本塗料工業会
 - ・日本エアゾール容器協議会
 - ・日本殺虫剤工業会
 - ・芳香消臭脱臭剤協議会

中身のガスを出し切るために、 ガス抜きキヤップを使いましょう！

スプレー缶にはガスを出し切るための
【ガス抜きキヤップ】が装着されています。

※商品によっては、
【ガス抜きキヤップ(中身排出機構)】
【ガス抜きキヤップ(残ガス排出用)】
【ガス抜きキヤップ(ボタン)】
等の表記を行うものがあります。

▼但し、下記のスプレー缶(エアゾール缶)商品には、ガス抜きキヤップは付いていません。
【例】 ●炭酸ガス、窒素ガス等の不燃性ガス使用商品(商品の表示をご覧ください)

ガス抜きキヤップを使う時には…

中身を使い切ってから、

風通しが良く、火気のない屋外で、
風下に向けて、人などにかからないように

新聞紙などに吹き付けるなどをして、
周囲への飛散にご配慮ください。

※ガス抜きキヤップについてはお問い合わせは、
商品に記載の「お客様相談室」や「販売元」にお尋ねください。

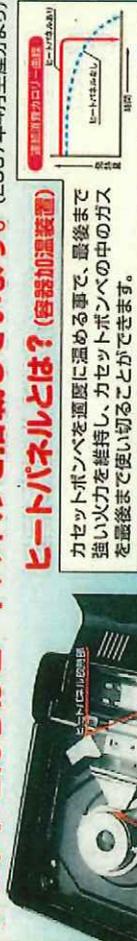


ガス抜き
キヤップ
キヤップ上の
ヘコミを使用する
タイプ

ガス抜きキヤップの形状、使用方法は、商品によって異なります。
商品に記載された使用説明を必ずご覧ください。

カセットボンベには、【ガス抜きキヤップ】は付いていません。

カセットこんろはヒートパネルを搭載しています。(2007年4月生産分より)



ヒートパネルとは？(省略加熱装置)

カセットボンベを適度に温める事で、最後まで
強い火力を維持し、カセットボンベ中のガス
を最後まで使い切ることができます。



カセットボンベの処理
についてのご質問は、

一般社団法人日本ガス石油機器工業会
【カセットボンベ処理センター】
まで、お問い合わせください。
☎0120-14-9996

●エアゾール製品処理対策協議会

一般社団法人日本エアゾール協会(エアゾール製品処理対策協議会事務局 03-5207-9850) HP: <http://www.aiaj.or.jp/>
日本化粧品工業連合会 一般社団法人日本石油機器工業会 日本家庭用殺虫剤工業会 生活害虫防除利協議会
社団法人緑の安全推進協会 日本エアゾール容器協議会 日本エアゾールメーカー工業組合 社団法人日本塗料工業会
日本オートケムケカル工業会 芳香消費財製薬協議会 日本石油洗剤工業会 日本製薬団体連合会

●中央適正処理困難指定廃棄物対策協議会

「プラスチック・スマート」キャンペーンへの御参画のお願い

環境省

海洋プラスチック問題（プラスチックの海洋流出による環境汚染）は世界的に喫緊かつ重大な課題であり、2019年6月に我が国で開催するG20でもテーマとなる予定です。

この問題の解決に向けては、世界全体で取り組んでいく必要があります。我が国でも、個人・NGO・企業・研究機関・行政等の幅広い主体が一つの旗印の下、連携協働して取組を進めていくことが重要です。

このため、海洋プラスチック問題の実態を正しく理解し、ポイ捨て・不法投棄の撲滅を徹底し、不必要なワンウェイ（使い捨て）のプラスチックの排出抑制など、“プラスチックとの賢い付き合い方”を全国的に推進し、G20などの機会を通じて、我が国の取組を国内外に発信していきたいと考えております。

つきましては、貴社・団体におかれましても、本キャンペーンの趣旨に御賛同の上、積極的に御参画いただければ誠に幸甚です。具体的な参画方法は、例えば以下のとおりですので、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

1. 貴社・団体の取組の御登録

貴社・団体で実施されている、若しくは今後実施予定のプラスチック対策の取組について、特設キャンペーンサイト (<http://plastics-smart.env.go.jp/>) を通じて御登録いただければ幸いです。登録いただいた内容は、ソーシャルメディアはもとより、G20などの機会を通じて世界に情報発信します。また、同キャンペーンサイトより、本キャンペーンの参加者の対話・交流を促進する「プラスチック・スマート」フォーラムへの御登録をお願い致します。

2. ロゴマークの積極的な御活用

貴社・団体におけるプラスチック対策を積極的に情報発信するため、ニュースリリース・商品カタログ・名刺などで、本キャンペーンのロゴマークを御活用いただき、PRいただければ幸いです。

【問い合わせ先】

環境省 環境再生・資源循環局 リサイクル推進室
03-5501-3153（直通）
担当：谷口 (MOE_TANIGUCHI@env.go.jp)
丸山 (YUTARO_MARUYAMA@env.go.jp)

「プラスチック・スマート」キャンペーンについて

【キャンペーンの趣旨】

- プラスチックによる海洋汚染が深刻な問題に
- 我が国が国内でこれまで実施してきた様々な取組と率先実行を国内外にアピールし、国内外の更なる取組を促したい

平成31年2月

環境省

1. プラスチックごみによる海洋汚染の状況

- 2050年には魚の量を上回るとの試算も
- 観光、漁業にも影響が

□ 世界規模での汚染拡大



出典: Our World Ocean Data
ウミガメに害を及ぼすプラスチック



出典: Our World Ocean Data
クワラの貝から出てきたPETボトル



1.01~4.75 mm
マイクロプラスチックの分布(モデル予測)

□ 海岸に大量に漂着する海洋ごみ



日本



米国



フィリピン

□ ワンウェイ容器

- ・日本は1人あたりのプラスチック容器包装の廃棄量世界2位(約35,000g/年)

2. 世界の流出の実態

- 年間約500万~1300万トン流出との推計
- 中国及び東南アジアからの流出が多い

＜国別流出量 (2010年推計値)＞

1位 中国	132~353万トン/年	100%
2位 インドネシア	48~129万トン/年	90%
3位 フィリピン	28~75万トン/年	80%
4位 ベトナム	28~73万トン/年	80%
5位 スリランカ	28~64万トン/年	70%
6位 タイ	15~41万トン/年	60%
7位 エジプト	15~39万トン/年	50%
8位 マレーシア	14~37万トン/年	50%
9位 ガイアナ	13~34万トン/年	40%
10位 パンタチマツシュ	12~31万トン/年	30%
20位 アメリカ	4~11万トン/年	10%
30位 日本	2~6万トン/年	0%
合計	478~1275万トン/年	

＜国別流出割合＞



877万トン (中央値推計)

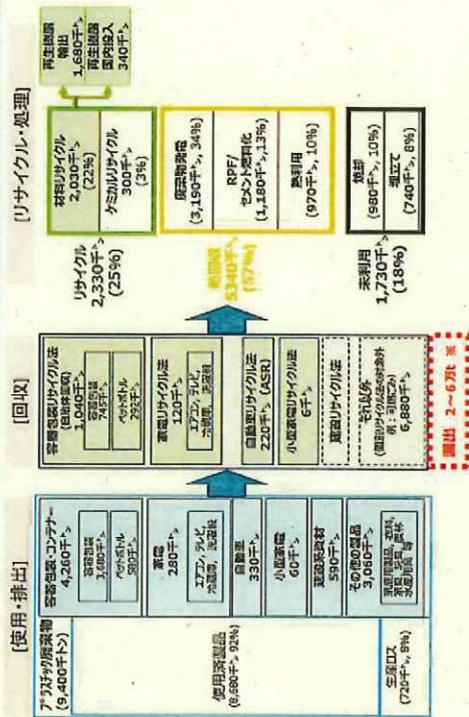
※割合は流出量(推計)の中央値で計算(2010年)

(出典) Jambeck's: Plastic waste inputs from land into the ocean, Science (2015)

※一研究者による人口、経済規模等のデータからの推計。温室効果ガスの場合とは異なり、国際合意のある統計は、現状では存在せず、科学的知見の収集が急務。

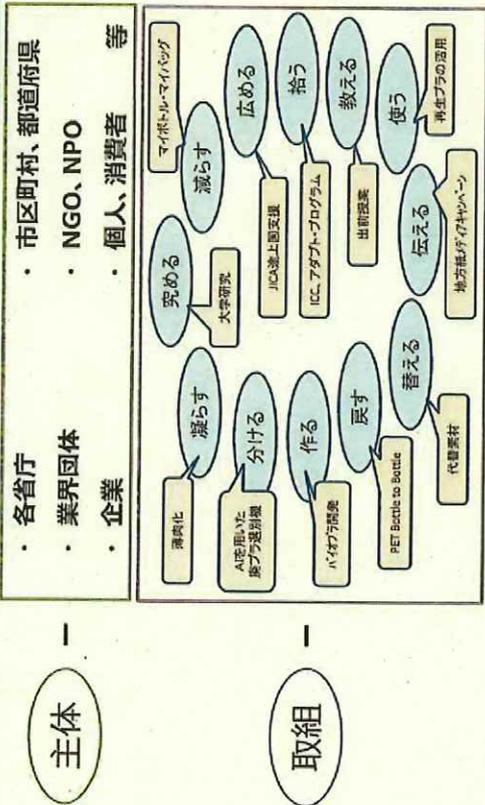
3. 我が国におけるプラスチックの資源循環

- プラスチック廃棄物 = 9.4百万トン/年 (全廃棄物(431百万トン)の2%)
- リサイクル率 = 24.8%, リサイクル+熱回収率 = 81.6% (2013年時点)



4. 参加頂きたい主体、取組の例

■ 各省庁・業界団体・企業・自治体・NGOなどの幅広い主体から、海洋プラスチック問題の解決に貢献する以下のような「プラスチックとの賢い付き合い方」を募集します。



5. 参加・発信方法 (企業、自治体、NGOなど)

- キャンペーンサイトから取組をご登録頂ければ、様々な方法で国内外に発信します。
- 「プラスチック・スマート」キャンペーンサイト (プラスチック・スマート で検索) にアクセスし、取組を登録して下さい
- 共通ロマークをダウンロードして下さい
→ ニュースリリース・商品カタログ・名刺などにロゴを付けてPR頂けます
【ご登録頂いた取組の発信】
- 環境省HPのトップページのほか、環境省公式Twitter (約29万フォロワー) や報道発表等で取組を紹介
- 国内外のイベント、「プラスチック・スマートフォーラム」が開催する国際シンポジウム (2019年5~6月頃予定) 等で取組を発信
- 英語で登録したものを、世界経済フォーラムの下の循環経済の官民連携プラットフォーム「PACE」などと連携して、世界に発信
- 2019年6月のG20エネルギー・環境関係閣僚会合の機会に、フォーラムで、優れた取組について発表・表彰

6. これまでの参加の状況 (1/30時点)

□ 環境省、経団連、セブン&アイ、日本マクドナルド、積水ハウス、イオン、三菱商事、兵庫県、沖縄県、北九州市、呉市など 176社・団体

7. 「プラスチック・スマート」フォーラム

○ 海洋プラスチックごみの削減に向け、「プラスチックとの賢い付き合い方」を全国的に推進する「プラスチック・スマート」キャンペーンを更に強化することを目的として、「プラスチック・スマート」キャンペーンの参加者を始めとする様々な団体の対話・交流の促進するものとして設置。

○ フォーラムでは、関係団体とも連携し、大臣表彰の実施、国際シンポジウムの開催、各地域でのイベント等の実施等の情報発信・普及啓発を行うほか、研究者による最新の知見を共有する。





海洋ごみ対策に関する日本財団との連携について

平成 31 年 2 月 18 日 (月)

<日本財団同時発表>

環境省と日本財団は、海洋ごみ対策に向けた共同事業として、海ごみゼロウィーク、海ごみゼロアワード、海ごみゼロ国際シンポジウムを実施いたします。

1. 共同プロジェクト推進の背景

近年、海洋ごみによる海洋環境の汚染が進行し、生態系や人への影響も懸念されており、対策が急務となっています。我が国は、国際社会でリーダーシップを発揮し、これらの問題解決に取り組むことが求められています。

環境省と日本財団は、これらの問題解決に向けて、現在、それぞれ以下の取組を実施しております。

- ① 環境省「Plastics Smart (プラスチック・スマート)」キャンペーンの推進
環境省では、海洋プラスチックごみ問題の解決に向けた取組として、必要なノウハウのプラスチック排出抑制や分別回収の徹底など、“プラスチックとの賢い付き合い方”を全国的に推進し、取組を国内外に発信する「Plastics Smart」キャンペーンを2018年10月に立ち上げました。
- ② 日本財団「Change for the Blue (チェンジ・フォー・ザ・ブルー)」の推進
日本財団では、国民の一人ひとりが海ごみの問題を自分ごと化し、“これ以上海にごみを出さない”という社会全体の意識を高めるため、「海と日本プロジェクト」を基盤とした産官学民が協力し合う取組「Change for the Blue」を2018年11月より推進しています。

このように、環境省と日本財団は、海洋ごみ問題を解決するという目標を共有しておりますが、このたび、海洋環境保全に向けた機運をさらに盛り上げるため、以下の通り連携することとしました。

2. 共同実施する3つの取組

今後、環境省と日本財団は、連携して以下3つの取組を実施いたします。

- ① 「海ごみゼロウィーク」
5月30日(ごみゼロの日)から6月5日(環境の日)を経て6月8日(世界海洋デー)前後の期間を「海ごみゼロウィーク」と定め、海洋ごみ削減に向けた全国一斉清掃活動への参加を、全国の個人、団体、企業、自治体等に広く呼びかけます。参加に当たっては、2019年3月上旬開設予定の特設ウェブサイトに登録していただきます。
- ② 「海ごみゼロアワード」
海洋ごみ対策の取組を募集し、優良事例を表彰し、国内外に発信します。応募受付用ウェブ

サイトは2019年2月18日に開設します。

(URL: http://uminohi.jp/umigomizero_award2019/)

③ 「海ごみゼロ国際シンポジウム」

2019年6月に日本で開催される「G20持続可能な成長のためのエネルギー転換と地球環境に関する関係閣僚会合」では、海洋ごみ問題に関する国際シンポジウム「海ごみゼロ国際シンポジウム」を、6月中旬に、海洋ごみ対策に関する国際シンポジウム「海ごみゼロ国際シンポジウム」を開催します。同シンポジウムでは、「海ごみゼロアワード」表彰式の開催や、国内の活動や取組等の紹介をし、国内外に発信します。

開催日：2019年6月中旬／場所：笹川平和財団ビル・国際会議場

3. 添付資料

- ・【別添1】「海ごみゼロウィーク」について
- ・【別添2】「海ごみゼロアワード」について
- ・【別添3】「海ごみゼロ国際シンポジウム」について
- ・【別添4】「海ごみゼロアワード募集要項」

【日本財団事業に関するお問合せ先】

公益財団法人 日本財団海洋事業部
海洋チーム 宇田川 貴康 (電話：080-4131-9893)
海洋チーム 勝俣 創介 (電話：070-3545-7814)

環境省水・大気環境局水環境課海洋環境室
直通：03-5521-9025
代表：03-3581-3351
室長：中里 靖 (内線 6630)
室長補佐：矢野 克典 (内線 6631)
担当：高尾 珠樹 (内線 6632)

目的

5月30日(ごみゼロの日)から6月5日(環境の日)を経て6月8日(世界海洋デー)前後の期間を、海ごみゼロウィークとして海洋ごみ削減に向けた全国一斉清掃アクションを全国の個人・団体・企業・自治体へ呼び掛け、ごみ拾い活動を行い、そのアクションを可視化していく。それにより、プロジェクトをオールジャパンで運動し現象化していき、世界へ発信していく。

活動の柱

日本財団・環境省から、各団体・機関に応じて下記内容呼び掛け、海ごみゼロウィークをオールジャパンで促進していく。

①ごみ拾い活動

ごみ拾い活動の呼び掛けを行い、ウィーク期間中に広域で実施。
・政府官公庁
・NPO・NGO、ボランティア団体
・地方自治体、地域コミュニティ
・海と日本連携パートナー、など

②ごみの調査・分析

ごみ拾い活動で収集したごみの調査を行い、どこでどのようなごみがどのぐらいの量や種類があるかなどを分析して報告。
・地方自治体
・各研究機関
・NPO・NGO、関連企業等

③海洋ごみ普及啓発

海洋ごみに対する知識・意識向上を目的としたセミナーや学習プログラム、イベントなどを実施していく。
・教育機関
・海洋関係団体
・NPO・NGO

日本財団・環境省の取組

・各活動やイベントの情報を集約しweb上で掲出するなど、情報を発信。
・オリジナルごみ袋の提供
・後方支援活動(取材・撮影等サポート)

メッセージ

■趣旨

いま、海洋ごみによって、海の未来は危機に瀕している。海の危機は、人類の危機。そして、海洋ごみの大半は、町から来ている。私たちの身近な生活ごみは、川から海へと流れ、海を汚していく。だからこそ、海の豊かさを守り、これ以上、海にごみをださない、という強い意思で、日本全体が、世界中が連帯する必要がある。5月30日(ごみゼロの日)～6月8日(世界海洋デー)前後までを海ごみゼロウィークと定め、日本全体が連帯し、海洋ごみ削減のためのアクションを一斉に行う。ごみを出さない、ごみを捨てない、ごみを拾う。この当たり前な行動は、日本の誇りであり、世界の模範となる。そして、一人ひとりの行動が、海の未来を守ることにつながる。いまこそ、行動を起こそう。日本から世界へ、海の未来を変える挑戦を実現していこう。

■共通アクション

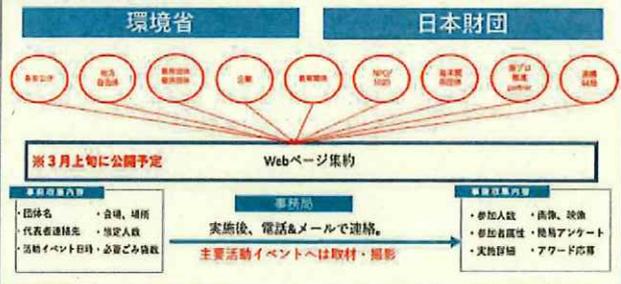
アイテムを身に着けて、
海ごみゼロ袋でみんなで全国一斉清掃アクション！
青いTシャツや青いタオル、青いアクセサリなど、青色のアイテムを身に着けて活動に参加して、オリジナルごみ袋でごみ拾いを行う。

目標

3か年で延べ、240万人のプロジェクト参加

■2019年海ごみゼロウィーク期間中
ウィーク全体で、2000箇所、80万人規模参加を目指す

情報集約



目的

- ・海洋ごみ問題の解決には、我が国そして国際社会において対策を積極的に行うことが不可欠。
- ・海洋ごみ対策に関して、全国から優れた取組を募集・選定し、2019年6月に開催予定の「海ごみゼロ国際シンポジウム」等で表彰し、深刻化する海洋ごみ問題の解決に向けた日本のモデルとなるような取組を世界に発信していく。

部門

以下の3部門を募集部門として設定し、企業・研究機関、NGO・NPO、地方自治体・個人の海洋ごみ対策の取組を募集。自薦他薦ともに受付。

アクション部門

海洋ごみ問題に対して、効果的な活動を継続的・発展的に展開し、かつその功績が顕著であると認められる実践的活動や普及啓発等の取組み

イノベーション部門

海洋ごみの円滑な処理及び発生抑制において、革新的かつその功績が顕著であると認められる技術開発等の取組み

アクティビティ部門

海洋ごみ問題をこれまでにない視点から解決しようとする、既存の枠にとらわれない将来に向けた広がり期待される萌芽的な取組みや着想

応募

応募期間：2月18日(月) 18:30～4月10日(水) 17:00

応募、審査、表彰のスケジュールは以下の通り

2月18日 ～4月10日	海ごみゼロアワードの募集
4月15日 ～4月28日	海ごみゼロアワード審査委員会による 審査・受賞者決定
5月7日週	受賞者への審査結果の通知
6月 中旬	「海ごみゼロ国際シンポジウム」での表彰

応募についての詳細は以下のURLを参照。

URL：http://uminohi.jp/umigomizero_award2019/

審査方針

選考の審査方針としては、下記4つを設定。

先進性・
先駆性

独自性

継続性・
波及性

有効性

※別途審査委員会と協議の上、審査基準を策定

表彰

各部門ごとの表彰と、最優秀賞・審査委員特別賞について表彰を行う。

最優秀賞(1名)	賞金 100万円
環境大臣賞(各部門1名計3名)	賞金 各部門 賞金 25万円
日本財団賞(各部門1名計3名)	賞金 各部門 賞金 25万円
審査委員特別賞(1名)	賞金 賞金 25万円

○2019年6月に開催予定の「海ごみゼロ国際シンポジウム」での表彰。

○「プラスチック・スマート」、「海と日本プロジェクト」等のwebサイトでの発表。

目的

- 2019年6月15日、16日に日本が議長国を務めるG20持続可能な成長のためのエネルギー転換と地球環境に関する関係閣僚会合が開催され、海洋プラスチックごみ問題が取り上げられる見込み。
- このような機運を捉え、国内外の幅広い関係者に参画していただき、日本を中心に海洋プラスチックごみ対策における企業・団体の優れた取組や学術研究の成果などを、一般公開のもとで紹介し、問題の解決に向けた我が国の取組を国内外に発信する。

日時・場所

日時：6月中旬

会場：笹川平和財団国際会議場

住所：港区虎ノ門1-15-16



対象

- 各国関係者
- 企業・業界団体
- NPO・NGO
- 政府、地方自治体関係者
- メディア
- その他

※日英同時通訳を予定

構成

■シンポジウム構成（予定）

- 海洋ごみによる汚染の現状報告
- 海ごみゼロアワード表彰式
- 日本の取組紹介
- 世界の取組紹介

※シンポジウム後、関係者によるレセプションを実施予定

※プログラムの詳細は決まり次第公表



※イメージ

プラスチック資源循環戦略に関する中央環境審議会の答申について

中央環境審議会循環型社会部会において、プラスチック資源循環戦略の在り方についての答申が取りまとめられ、本日、酒井伸一中央環境審議会循環型社会部会長から原田義昭環境大臣に手交されました。

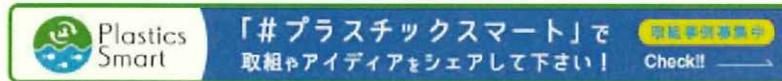
1. 経緯・概要

第4次循環型社会形成推進基本計画（平成30年6月19日閣議決定）において策定することとされているプラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略（プラスチック資源循環戦略）の在り方について、平成30年7月13日に中央環境審議会に諮問しました。

中央環境審議会循環型社会部会プラスチック資源循環戦略小委員会における審議の結果、答申が取りまとめられ、本日、酒井伸一中央環境審議会循環型社会部会長から原田義昭環境大臣に対して答申書が手交されました。答申の内容については、添付資料を参照ください。

2. 今後の対応

本答申を受け、平成31年6月に開催するG20までに政府としてプラスチック資源循環戦略を策定する予定です。



添付資料

[プラスチック資源循環戦略の在り方について（概要） \[PDF 740 KB\]](#)

[プラスチック資源循環戦略の在り方について～プラスチック資源循環戦略（案）～（答申） \[PDF 271 KB\]](#)

連絡先

環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室

代表 03-3581-3351

直通 03-5501-3153

室長 富安 健一郎 (内線 6831)

室長補佐 金子 浩明 (内線 6854)

担当 寺石 杏映 (内線 6829)



プラスチック資源循環戦略の在り方について（概要）

背景

平成31年3月26日中央環境審議会答申

◆ 廃プラスチック有効利用率の低さ、海洋プラスチック等による環境汚染が世界的課題

◆ 我が国は国内で適正処理・3Rを率先し、国際貢献も実施。一方、世界で2番目の1人当たりの容器包装廃棄量、アジア各国での輸入規制等の課題

重点戦略

基本原則：「3R + Renewable」

リデュース等

- ▶ ワンウェイプラスチックの使用削減（レジ袋有料義務化等の「価値づけ」）
- ▶ 石油由来プラスチック代替品開発・利用の促進

リサイクル

- ▶ プラスチック資源の分りやすい効果的な分別回収・リサイクル
- ▶ 漁具等の陸域回収徹底
- ▶ 連携協働と全体最適化による費用最小化・資源有効利用率の最大化
- ▶ アジア禁輸措置を受けた国内資源循環体制の構築
- ▶ イノベーション促進型の公正・最適なリサイクルシステム

再生材 バイオプラ

- ▶ 利用ポテンシャル向上（技術革新・インフラ整備支援）
- ▶ 需要喚起策（政府率先調達（グリーン購入）、利用インセンティブ措置等）
- ▶ 循環利用のための化学物質含有情報の取扱い
- ▶ 可燃ごみ指定袋などへのバイオマスプラスチック使用
- ▶ バイオプラ導入ロードマップ・静脈システム管理との一体導入

海洋プラス チック対策

- ▶ プラスチックごみの流出による海洋汚染が生じないこと（海洋プラスチックゼロエミッション）を目指した
- ▶ ポイ捨て・不法投棄撲滅・適正処理
- ▶ 海岸漂着物等の回収処理
- ▶ 海洋ごみ実態把握（モニタリング手法の高度化）
- ▶ マイクロプラスチック流出抑制対策（2020年までにスクラブ製品のマイクロビーズ削減徹底等）
- ▶ 代替イノベーションの推進

国際展開

- ▶ 途上国における実効性のある対策支援（我が国のソフト・ハードインフラ、技術等をオーダーメイドパッケージ輸出で国際協力・ビジネス展開）
- ▶ 地球規模のモニタリング・研究ネットワークの構築（海洋プラスチック分布、生態影響等の研究、モニタリング手法の標準化等）

基盤整備

- ▶ 社会システム確立（ソフト・ハードのリサイクルインフラ整備・サプライチェーン構築）
- ▶ 技術開発（再生可能資源によるプラ代替、革新的リサイクル技術、消費者のライフスタイルのイノベーション）
- ▶ 調査研究（マイクロプラスチックの使用実態、影響、流出状況、流出抑制対策）
- ▶ 連携協働（各主体が一つの旗印の下取組を進める「プラスチック・スマート」の展開）
- ▶ 資源循環関連産業の振興
- ▶ 情報基盤（ESG投資、エシカル消費）
- ▶ 海外展開基盤

【マイルストーン】

<リデュース>

① **2030年**までにワンウェイプラスチックを累積**25%**排出抑制

<リユース・リサイクル>

② **2025年**までにリユース・リサイクル可能なデザインに

③ **2030年**までに容器包装の**6割**をリユース・リサイクル

④ **2035年**までに使用済プラスチックを**100%**リユース・リサイクル等により、有効利用

<再生利用・バイオマスプラスチック>

⑤ **2030年**までに再生利用を**倍増**

⑥ **2030年**までにバイオマスプラスチックを約**200万トン**導入

◆ **アジア太平洋地域をはじめ世界全体の資源・環境問題の解決のみならず、経済成長や雇用創出 ⇒ 持続可能な発展に貢献**

◆ **国民各界各層との連携協働を通じて、マイルストーンの達成を目指すことで、必要な投資やイノベーション（技術・消費者のライフスタイル）を促進**

全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会

全国おいしい食べきり運動 ネットワーク協議会とは？

「おいしい食べ物を適量で残さず食べきる運動」の趣旨に賛同する普通地方公共団体により、広く全国で食べきり運動等を推進し、以て3Rを推進すると共に、食品ロスを削減することを目的として設立された自治体間のネットワークです。

[全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会設置要綱](#)

組織

会長 崎田裕子
(NPO法人持続可能社会をつくる元気ネット理事長 3R活動推進フォーラム副会長)

会員 全国の都道府県、市区町村
参加自治体はこちら

[参加自治体一覧](#)

事務局 福井県安全環境部循環社会推進課



会員は随時募集中です。

詳しくは事務局(福井県循環社会推進課 電話0776-20-0317)までお問い合わせください。

活動内容

以下の活動を行います。

1. 「食べきり運動」の普及・啓発
2. 「食べきり運動」に関する取組みや成果の情報共有および情報発信
3. 前項のほか、食品ロス削減に関する取組みや成果の情報共有および情報発信
4. 国、民間団体、事業者等との連携および協働
5. その他、前条の目的を達成するために必要な事業



具体的な活動内容

1. 情報共有・発信
 - ・ 参加自治体間で食品ロス削減の施策内容とノウハウを「施策バンク」として共有
 - ・ 食べきり、食材使い切りレシピをクックパッドで公開
2. 全国共同キャンペーン(普及、連携および協働)
 - ・ 外出時の「おいしい食べきり」全国共同キャンペーン
 - 12月～1月の忘新年会シーズンに「宴会5箇条」や「30・10運動」の普及を商工会議所等に要請
 - 全国チェーンの飲食店に、小盛りサイズメニュー導入等を要請
 - ・ 家庭での「食材おいしく使い切り」の全国展開
 - 全国のスーパーに使い切り食材販売(少量、ばら売り等)を自治体で要請
 - 家庭の食材使い切り・水切りチェック行動等を各自自治体で婦人会等の消費者団体や住民団体と連携して実施

活動の記録

平成30年12月 飲食店等の食品ロス削減のための好事例集に事例を追加

平成30年12月～1月 平成30年度 外出時の「おいしい食べきり」全国共同キャンペーン

平成30年11月 食品ロス削減のための施策バンク(平成30年度版)公表